

スリランカ及びネパールの造船業における 若手人材確保及び労働事情調査

2026年3月

一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会

はじめに

四面を海に囲まれた我が国は貿易の多くを海上輸送に依存しており、船舶産業は、船舶及びそれを構成する装置や部品等の安定供給によって我が国の国民生活や経済安全保障を支えている。

また、DXの進展や脱炭素に向けた世界的な流れの中で、ゼロエミッション船や自動運航船等の高付加価値船の建造需要が高まっていくことが見込まれている。

2025年12月、国土交通省及び内閣府は、国民生活や経済安全保障を支える日本造船業を再生するため、「造船業再生ロードマップ」を策定し、2035年における船舶建造能力の目標として「日本船主の船舶建造需要である1,800万総トンを建造する」とともに、「ゼロエミッション船など次世代船舶建造技術で世界を主導する」ことが掲げられた。

一方、少子高齢化が進展する我が国においては、あらゆる産業分野において人材確保の問題に直面しており、如何に生産能力を維持・拡大していくかが喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、「造船業再生ロードマップ」においては、「自動化機器の導入による雇用環境改善等により、生産性を高めつつ『選ばれる職場』を指向」とともに、「外国人材の戦略的な確保も実施」するとしており、海外の人材に改めて注目が集まっている。

本調査においては、これまで我が国造船産業の主要な人材供給国となってきたASEANの国々に焦点を当てて、2023年度より調査を実施しているところであり、これまではインドネシア、ベトナム、フィリピン等を対象として調査を実施してきた。

他方、我が国の造船産業で就労するこれらの国々の海外労働者については、将来的には減少が見込まれており、最近では既にその兆候が出始めているとの関係者の声も聞かれる。

このため、今年度は日本への人材の供給ポテンシャルが高いと想定される他の国について調査を実施することとし、対象国の選定に当たっては、業界関係者の要望を踏まえ、スリランカとネパールを対象として調査を実施することとした。

調査においては、対象国の教育や職業訓練、人材派遣に係る制度、賃金や雇用状況などに関して文献調査を行うとともに、送出機関や技能訓練校の視察、政府関係者へのヒアリングなど、現地調査も実施しており、それらの結果を総合して、それぞれの国の将来的な我が国造船業への人材供給ポテンシャルを考察している。

この調査結果が、新たな国から海外技能者の採用を検討している業界関係者の皆様にとってご参考になれば幸いである。

なお、参考資料として2月20日に実施した海事オンラインセミナーの説明資料も巻末に添付する。

ジェトロ・シンガポール事務所船舶部
(一般社団法人 日本中小型造船工業会共同事務所)
ディレクター 鈴木晋也

略語一覧（スリランカ）

略語	英語	日本語
AETI	Automobile Engineering Training Institute	自動車工学訓練研究所
AWS	American Welding Society	アメリカ溶接協会
CDPLC	Colombo Dockyard PLC	コロombo造船所株式会社
CINEC	Colombo International Nautical and Engineering College	コロombo国際海事・工学大学
CoE	Certificate of Eligibility	在留資格認定証明書
DMENA	Department of Marine Engineering & Naval Architecture, University of Ruhuna	海洋工学・造船工学学科（ルフナ大学）
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HIPG	Hambantota International Port Group	ハンバントータ国際港湾グループ
HND	Higher National Diploma	高等国家ディプロマ
IET	Institute of Engineering Technology	工学技術研究所
IM Japan	International Manpower Development Organization, Japan	アイム・ジャパン（公益財団法人国際人材育成機構）
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JITCO	Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization	国際人材協力機構
JLPT	Japanese Language Proficiency Test	日本語能力試験
NAITA	National Apprentice and Industrial Training Authority	国家実習産業訓練局
NK Class	Nippon Kaiji Kyokai Class	日本海事協会
NVQ	National Vocational Qualifications	国家職業資格
OUSL	Ocean University of Sri Lanka	スリランカ海洋大学
OJT	On-the-job training	職場内訓練
PPP	Public Private Partnership	官民連携
RPL	Recognition of Prior Learning	既習認定制度
SLBFE	Sri Lanka Bureau of Foreign Employment	スリランカ海外雇用局
SLGTI	Sri Lanka German Training Institute	スリランカ・ドイツ訓練研究所
SLPA	Sri Lanka Ports Authority	スリランカ港湾局
SSW	Specified Skilled Worker	特定技能
TITP	Technical Intern Training Programme	技能実習制度
TVEC	Tertiary and Vocational Education Commission	高等職業教育委員会
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育訓練
UGC	University Grants Commission	大学助成委員会
UoM	University of Moratuwa	モラトゥワ大学

略語一覧（ネパール）

略語	英語	日本語
BLE	Basic Level Examination	基礎教育終了試験
CEHRD	Center for Education and Human Resource Development	教育人材開発センター
COE	Certificate of Eligibility	在留資格認定証明書
CTEVT	Council for Technical Education and Vocational Training	技術教育職業訓練委員会
DoFE	Department of Foreign Employment	外国雇用局
ENSSURE	Enhanced Skills for Sustainable and Rewarding Employment	持続可能でやりがいのある雇用のための技能強化プログラム
FEB	Foreign Employment Board	外国雇用庁
FEIMS	Foreign Employment Information Management System	海外雇用情報管理システム
FP-TEN	Federation of Professional Training and Employment Nepal	ネパール専門職訓練・雇用連盟
JAAN	JICA Alumni Association Nepal	ネパール JICA 同窓会
JLPT	Japanese-Language Proficiency Test	日本語能力試験
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
KU-TTC	Kathmandu University Technical Training Centre	カトマンズ大学技術トレーニングセンター
MoEST	Ministry of Education, Science and Technology	教育科学技術省
MoLESS	Ministry of Labour, Employment and Social Security	労働・雇用・社会保障省
NAFEA	Nepal Association of Foreign Employment Agencies	ネパール海外雇用事業者協会
NAVIT	National Academy for Vocational Training	国立職業訓練アカデミー
NEB	National Examination Board	国立試験庁
NSTB	National Skill Testing Board	国家技能検定委員会
NVQA	National Vocational Qualifications Authority	国家職業資格機構
NVQF	National Vocational Qualifications Framework	全国職業資格フレームワーク
NVTA	National Vocational Training Academy	国家職業訓練アカデミー
NVTA-DC	National Vocational Training Academy - Development Committee	国家職業訓練アカデミー開発委員会
OEC	The Overseas Employment Certificate	海外就労許可書
SDC	Swiss Agency for Development and Cooperation	スイス開発協力局
SEE	Secondary Education Examination	中等教育試験
TMIS	Training Management Information System	訓練管理情報システム
TSLC	Technical School Leaving Certificate	技術学校卒業証書
TSSP	TVET Sector Strategic Plan	TVET 部門戦略計画
TVET	Technical Vocational Education & Training	技術職業教育訓練
UGC	University Grants Commission	大学助成委員会
UTIOC	Universal Technical Institute & Orientation Centre	
VSDTC	Vocational and Skill Development Training Center	職業スキル開発トレーニングセンター
VTTI	Vision Training Technical Institute	

目次

はじめに

1. 海外人材調査の総論	1
1.1 調査の背景	1
1.1.1 船舶の建造需要予測	1
1.1.2 我が国造船業の就労者数の状況	1
1.2 対象国の選定	2
1.2.1 外国人労働者の就労状況	2
1.2.2 特定技能者の出身国	3
1.2.3 技能実習生の出身国	4
1.2.4 将来的な我が国への人材供給ポテンシャル	4
1.2.5 今年度の調査対象国	5
1.2.6 調査対象国における調査対象都市の選定	6
1.3 調査方法及び留意点	7
2. スリランカ編	8
2.1 スリランカの経済状況と労働情勢	8
2.1.1 スリランカの地理	8
2.1.2 スリランカの経済状況	8
2.1.3 スリランカの人的資源の状況・労働情勢	11
2.2 造船業の状況	16
2.2.1 造船業の地域的特徴	17
2.2.2 コロンボドックヤード	17
2.3 スリランカの教育制度	22
2.3.1 教育制度概要	22
2.3.2 技術・職業教育訓練 (TVET) 制度	22
2.3.3 造船技術者向けの大学	25
2.3.4 造船技能者向けの教育機関と訓練センター	27
2.4 造船技能者の海外派遣に関する制度、実績、費用	31
2.4.1 派遣制度	31
2.4.2 派遣実績	32
2.4.3 派遣にかかる費用と負担の責任	33
2.5 採用に当たっての留意点 (宗教・文化・国民性などの違い)	34
2.6 スリランカの人材供給ポテンシャルの見通し	34
2.6.1 デフォルトの経緯・背景	34
2.6.2 デフォルトの影響・今後の見通し	36
2.6.3 スリランカの人材供給ポテンシャル	38

3	ネパール編	40
3.1	ネパールの経済状況と労働情勢	40
3.1.1	GDP	40
3.1.2	労働力と失業率	43
3.1.3	賃金水準	45
3.1.4	海外就労の現状とスキーム	46
3.2	ネパールの教育制度	51
3.2.1	教育制度の概要	51
3.2.2	ネパールの大学・高等教育機関	55
3.2.3	ネパールの高等専門学校・職業訓練学校	57
3.3	造船技術者・技能者の候補生（学生）の国内外の造船業への関心、 就職状況	69
3.4	造船技能者の海外派遣に関する制度、実績、費用	70
3.4.1	派遣のプロセス	70
3.4.2	労働者の費用負担	72
3.4.3	雇用主の費用負担	72
3.5	採用に当たっての留意点（宗教や文化、国民性などの違い）	73
3.6	海外就労を通じた人材育成に係る政府計画	75
3.6.1	MoLESS 労働戦略 5 年計画	75
3.6.2	TVET セクター戦略計画（2022～2032 年）	76
3.6.3	TVET セクター戦略計画における海外就労の位置づけ	78
3.6.4	海外からの支援	78
3.7	在日ネパール人の現状（参考）	79
3.7.1	増加傾向の在日ネパール人	79
3.7.2	高い割合を占めるネパール人留学生	80
3.8	ネパールの人材供給ポテンシャルの見通し	81
3.8.1	デモ事件の概要	82
3.8.2	デモ事件の原因	84
3.8.3	カースト制度による格差社会	85
3.8.4	ネパールの人材供給ポテンシャル	87
	別添（2026 年 2 月 20 日海事オンラインセミナー資料）	90

1. 海外人材調査の総論

1.1 調査の背景

1.1.1 船舶の建造需要予測

世界的な船舶の建造量については、近年では6千万トン程度で推移している中、中国が建造シェアを拡大させており、日本の建造量及びシェアは、減少している。

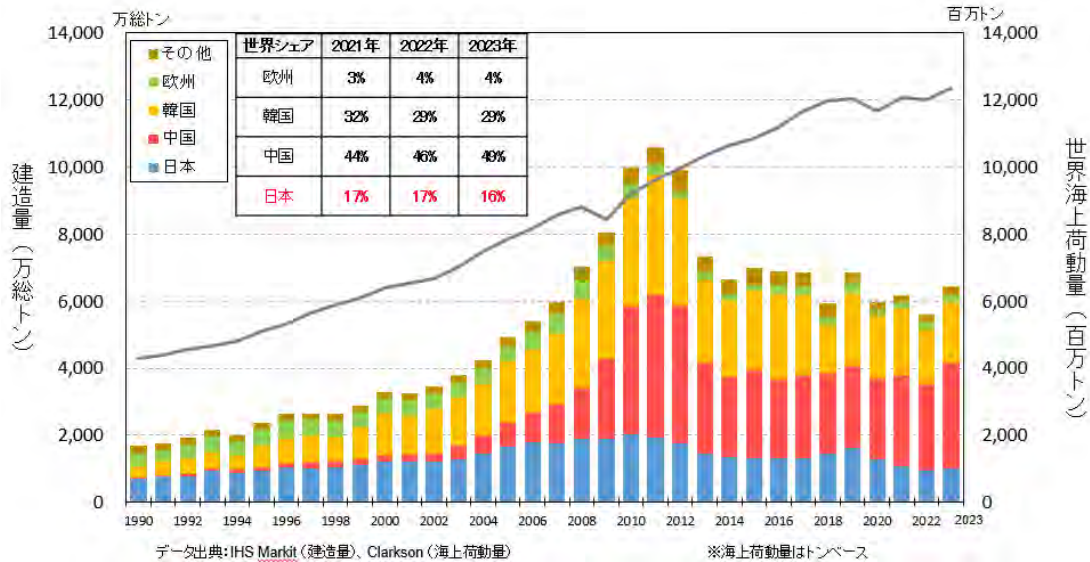


図 1 世界における船舶建造量と国別シェア

出典：国土交通省海事局資料

一方、海上荷動量は世界的な人口増加や各国の経済成長を背景として伸び続けており、今後もこの傾向は継続するものと推測される。また、今後は過去に大量に建造された船舶の代替需要の発生が見込まれることから、今後の船舶の建造需要は増大していくことが予測されている。

また、世界的に将来に向けた脱炭素の取組が進められている中、海運分野においては重油からアンモニアや水素等のゼロエミッション燃料の転換が必要になっている。これらのガス燃料は、重油燃料と異なり「低温／高圧」、「揮発性、可燃性／毒性」、「腐食性」等のため、「エンジン」、「タンク」、「燃料供給システム」、「配管系統」等が特殊なものとなることから、船舶の設計・調達・施工のすべてが高度化・複雑化することが想定されている。

1.1.2 我が国造船業の就労者数の状況

我が国造船業の就労者数は、2016年の9万人をピークに減少を続け、2022年には6万人台まで減少しており、その後は外国人材の増加によって7万人強まで持ち直して来ているものの、依然として就労者数は不足している。また、その内訳をみると、特に社外工及び社内工の技能者の減少が大きい。

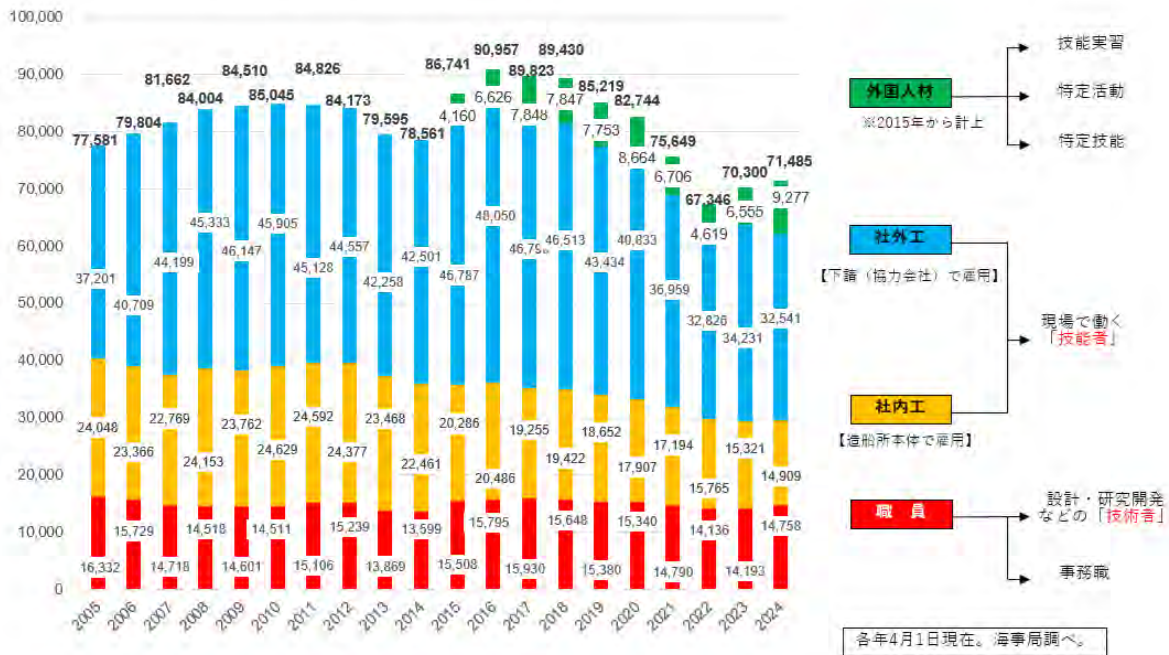


図 2 我が国造船業における就労者数（全就労者）

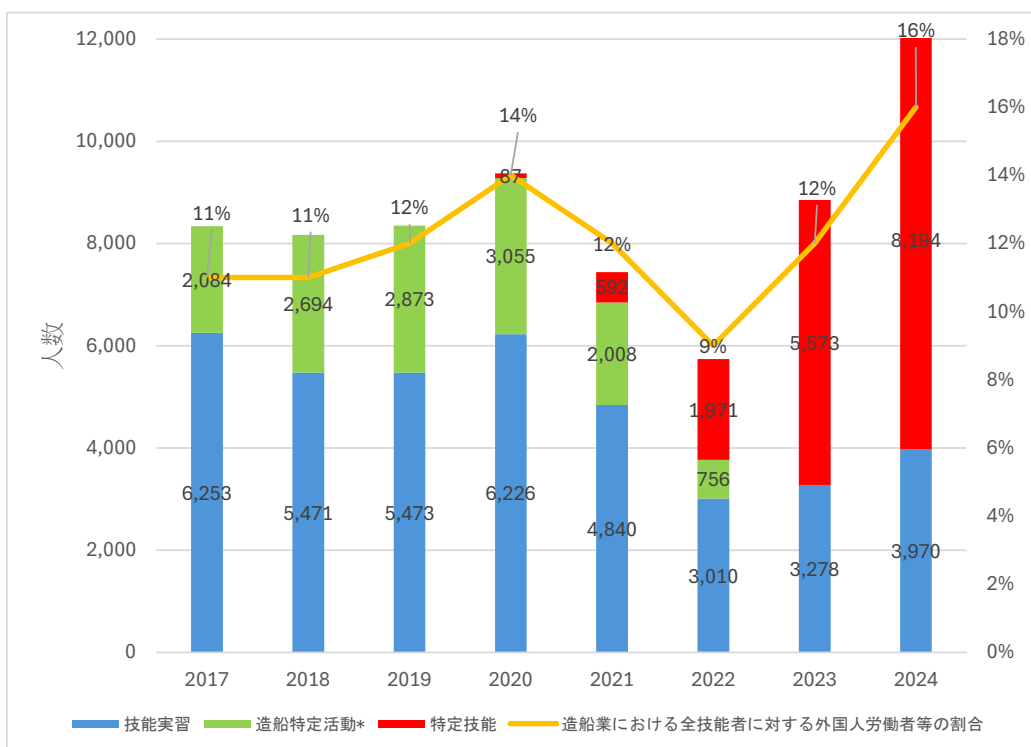
出典：国土交通省海事局資料

このような我が国造船業の状況を踏まえ、本調査においては、技能実習生等の技能者を対象として、我が国造船業に人材を供給するポテンシャルが高いと考えられるアジアの国々について調査を実施することとした。

1.2 対象国の選定

1.2.1 外国人労働者の就労状況

我が国の造船業における外国人労働者の就労状況の推移は図3のとおりとなっている。技能実習生は2020年までは5千人超の規模を維持していたが、その後コロナの影響もあり減少に転じ、最近では持ち直してきているものの、直近では約4千人となっている。一方、特定技能者については造船産業での特定技能の受け入れが始まった2020年以降、特定技能者の数は一貫して増加しており、特にここ数年の伸びは著しい。この増加により、全体の外国人労働者数は押し上げられ、2024年は過去最大の約1万2千人に達している。



注：（*）造船特定活動は 2022 年度に終了（新規受け入れは 2020 年度末に終了済）。

図 3 我が国の造船業における外国人労働者の推移¹

出典：国土交通省資料

1.2.2 特定技能者の出身国

特定技能者の国籍別の内訳を見てみると、フィリピンからが最も多く、2024 年 6 月には全体の 55% を占めており、次いでインドネシア（19%）、ベトナム（16%）となっている。

表 1 造船分野の特定技能者の推移（国籍別）

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2024 年の割合
フィリピン	59	460	1,539	3,526	4,758	55%
インドネシア	38	48	208	879	1,641	19%
ベトナム	31	150	525	1,069	1,390	16%
中国	30	75	415	750	752	9%
タイ	15	22	71	119	152	2%
ミャンマー	2	2	10	23	25	0%
その他	0	3	8	11	8	0%
合計	175	760	2,776	6,377	8,726	100%

注：各年 6 月の数値

出典：出入国管理庁

¹ 元データ：技能実習及び造船特定活動は国土交通省調べ（造船業のみ）。特定技能は入管庁調べ（速報値）技能実習は各年 4 月 1 日時点。造船特定活動及び特定技能は各年 3 月 31 日時点。外国人に係る数値は在留数。

1.2.3 技能実習生の出身国

技能実習生の国籍別の内訳を見てみると、フィリピンからが最も多く、全体の 50% を占めており、次いでベトナム（17%）、インドネシア（16%）となっている。

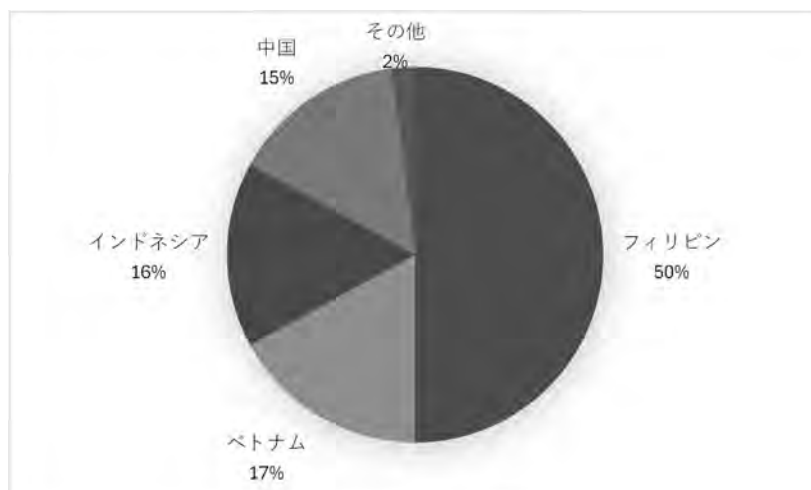


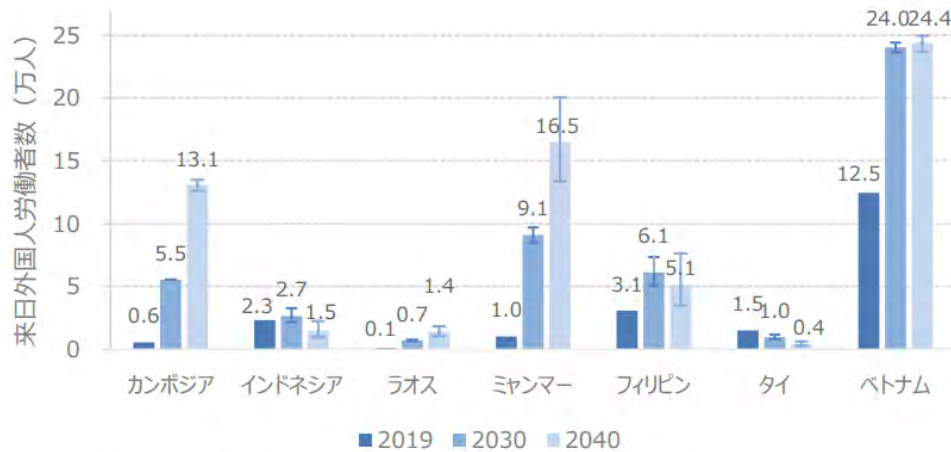
図 4 我が国の造船業における技能実習生の内訳
出典：国土交通省資料

1.2.4 将来的な我が国への人材供給ポテンシャル

独立行政法人国際協力機構（JICA）の「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」（2022年3月。以下「2030/40年の外国人との共生社会実現調査・研究報告書」）によれば²、造船分野人材の主要な供給国であるフィリピン、インドネシア、ベトナムについて長期的には、2030年から2040年にかけて来日外国人労働者数は増加が頭打ちとなる、或いは減少することが推定されている。

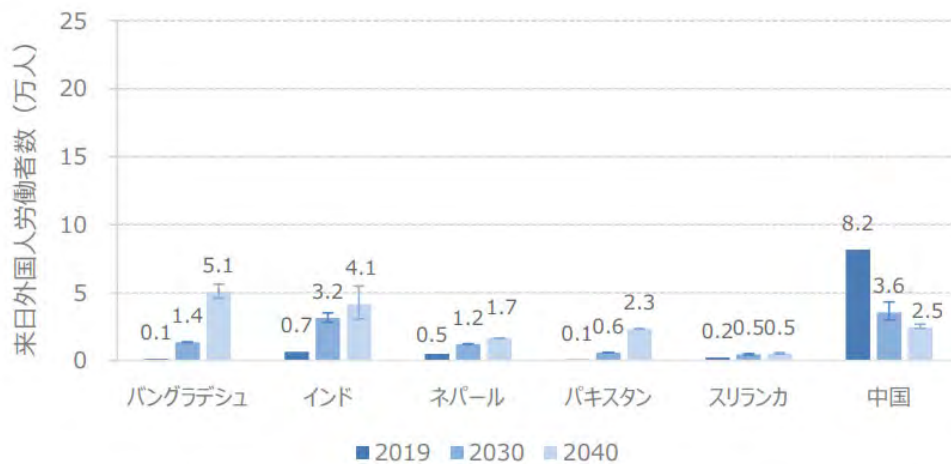
一方、ネパールやミャンマー、スリランカなどについては、将来にかけて来日外国人労働者数が増加すると予測されていることから、これらの国々が我が国に人材を供給する将来的なポテンシャルは高く、造船分野においてもフィリピン等に代わる新たな人材供給国となっていくことが期待出来るものと考えられる。

² 「2030/40年の外国人との共生社会実現調査・研究報告書」の調査においては、人材送出国から来日する可能性のある外国人労働者数（労働供給ポテンシャル）について、当該国の人口動態及び経済動向を基に推計を行っている。



注：棒グラフが中位推計、エラーバーの上端が高位推計、下端が低位推計。

図 5 国籍別の来日外国人労働者数（総フロー）の推計結果（東南アジア諸国）
出典：JICA 2030/40年の外国人との共生社会実現調査・研究報告書



注：棒グラフが中位推計、エラーバーの上端が高位推計、下端が低位推計。

図 6 国籍別の来日外国人労働者数（総フロー）の推計結果（南アジア諸国、中国）
出典：JICA 2030/40年の外国人との共生社会実現調査・研究報告書

1.2.5 今年度の調査対象国

上記のとおり、現在、我が国造船業においては、約7万1千人の労働者が働いており、うち約1万2千人が外国人労働者となっている。この外国人労働者は主に溶接をはじめとする造船技能者であり、その主要な供給国は、フィリピン、インドネシア、ベトナムの3か国となっている³。2023年度及び2024年度における本調査においては、既にこれらの国々についても調査を行っているものの、賃金格差の縮小などを背景として、最近ではこれらの国々からの人材の確保が厳しくなっているとの声が業界関係者から寄せられており、造船分野においては前節で見たこれらの国々の供給ポテンシャルに既に陰りが見られ始めている。

このような状況を踏まえ、今年度は、2024年度に調査したミャンマーを除き、新たな

³ 特定技能と技能実習のいずれについても、フィリピン、インドネシア、ベトナムの3か国の出身者が8割を占めている。



図 8 ネパールの調査対象都市

1.3 調査方法及び留意点

本調査においては、スリランカ及びネパールを対象として、一般的な現地の経済状況や雇用情勢、技能者の育成状況や海外派遣の実態などについて、文献や関係機関へのヒアリングにより調査した。

なお、現地のヒアリングに当たっては、調査対象都市を選定して調査を行っており、必ずしも対象国の全域を網羅している訳ではない点については留意が必要である。また、スリランカ及びネパールにおいては、関連する情報の蓄積状況やアクセス性が異なり、特にネパールではデモの影響により現地調査が限られた範囲でしか実施出来なかったことから、それぞれの国の調査結果の粒度は異なっており、単純な比較は出来ない点についても留意が必要である。

< 免責事項 >

本レポートは、現地ヒアリング等により作成されており、信頼性を保証するものではありません。特に本文で記載している費用等については、実際には交渉によって決まるものもあるため、その内容を保証するものではありません。また、本レポートの情報に基づいて実施された事業等において発生した如何なる損害に対しても、一切責任を負いません。読者の皆様におかれては、権利義務が発生する前に、必要な確証を取ることを推奨致します。

2 スリランカ編

2.1 スリランカの経済状況と労働情勢

2.1.1 スリランカの地理

スリランカ（正式名称：スリランカ民主社会主義共和国）は、南アジアに位置する島国である。インド洋に面し、ベンガル湾の南西にあり、マンナール湾とパーク海峡によってインド半島から隔てられている。南西にはモルディブ、北西にはインドと海上国境を接している。

スリランカの立法上の首都はスリジャヤワルダナプラ・コッテであるが、行政および司法の中心はコロomboであり、国の政治・経済・文化の中心地でもある。キャンディは国内で2番目に大きな都市であり、スリランカ最後の王国の首都でもある。



図 9 スリランカ全体マップ

出典：Google Map

2.1.2 スリランカの経済状況

世界銀行のデータによると、スリランカの実質 GDP は 2024 年には 917 億 5,100 万米ドルで前年比 5.0% の成長を記録した。2022 年に発生した前例のない経済・政治危機により、2022 年、2023 年には 2 年続けてマイナス成長を記録した後、力強い回復の兆しを見せた。

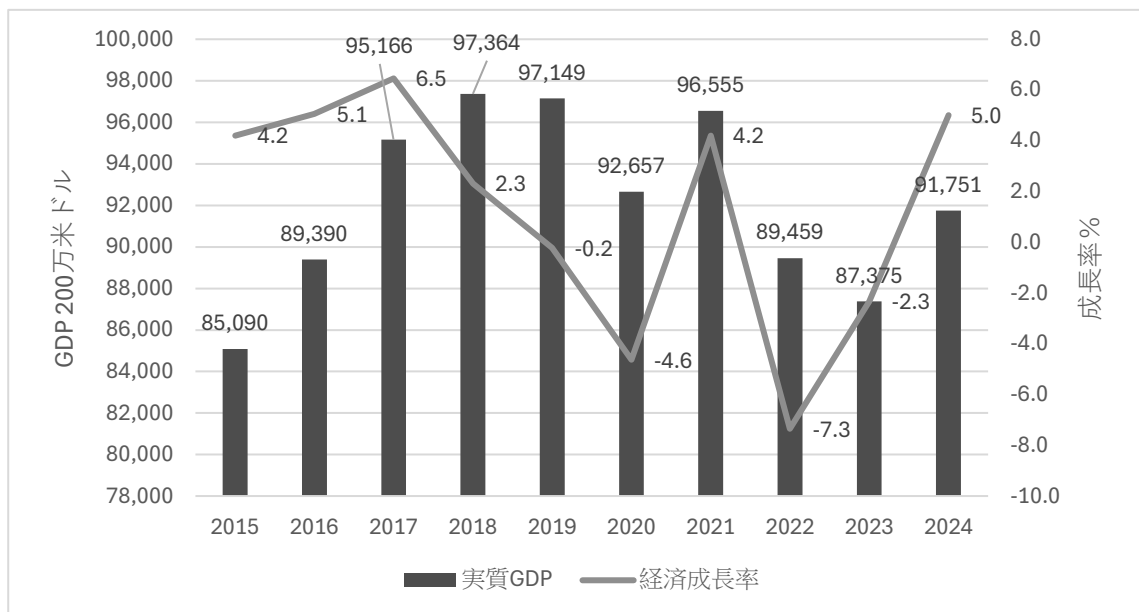


図 10 スリランカの実質 GDP と経済成長率（2015～2024 年）

出典：世界銀行データより作成

2022 年 4 月、スリランカは深刻な外貨不足により、約 510 億米ドルの対外債務の返済が困難となり、同国史上初のデフォルト（債務不履行）に陥った。新型コロナ禍による観光収入の激減、減税による税収不足、資源価格高騰が引き金となり、燃料や食料不足、大規模デモによる政治崩壊（ラジャパクサ大統領の逃亡・辞任）を招いた。その後、ウィクラマシンハ氏が大統領代行を経て、議員投票で大統領に選出されると、新政権は国際債権者との交渉を開始し、2023 年には IMF の支援パッケージを獲得した。この支援は、財政規律、ガバナンスの改善、エネルギー部門の再構築などの構造改革と連動している。これらの施策に加え、観光業や海外送金の段階的な回復により、2023 年には緩やかな成長が始まり、2024 年には 5.0% の成長を達成した。

こうした前向きな動きにもかかわらず、貧困率は危機前より高く、多くの家庭が購買力の低下や雇用機会の不足に苦しんでいる。政府は現在、財政の強化、再生可能エネルギーの拡大、デジタル化の加速などの改革を優先し、今後の持続可能で包摂的な成長を目指している。



図 11 スリランカの経済状況（2024）

出典：スリランカ中央銀行⁵

スリランカの中央銀行のデータによると、スリランカの産業別 GDP は表 2 のとおりであり、農林水産業が 7.5%、鉱工業が 26.7%、サービス業が 59.2%とサービス業の割合が多くなっている。サービス業の中では、卸売・小売、運輸・保管、宿泊・飲食サービスが最も多く、GDP 全体の 27.7%を占めている。

⁵ <https://www.cbsl.gov.lk/en/sri-lanka-economy-snapshot>

表 2 産業別 GDP の伸び率及び GDP に占める割合

	増減率 2023年 (%)	増減率 2024年 () (%)	成長への寄与 2023年 (%)	成長への寄与 2024年 (%)	GDP比 2023年 (%)	GDP比 2024年 (%)
農林水産業	1.6	1.2	0.1	0.1	7.8	7.5
鉱工業	-9.2	11.0	-2.5	2.8	25.3	26.7
製造業・鉱業・採石業等	-4.7	8.3	-0.9	1.6	19.1	19.7
うち製造業	-3.2	7.6	-0.5	1.2	16.0	16.4
建設業	-20.8	19.4	-1.6	1.2	6.2	7.0
サービス業	-0.2	2.4	-0.1	1.5	60.7	59.2
卸売・小売・運輸・保管・宿泊・飲食 サービス	3.2	3.9	0.9	1.1	28.0	27.7
情報通信	-13.2	5.0	-0.5	0.2	3.0	3.0
金融・保険	-4.8	-1.2	-0.2	-0.1	4.9	4.6
不動産（持家を含む）	-6.0	4.2	-0.3	0.2	4.4	4.4
専門・科学・技術・管理・支援サービ ス	2.4	3.5	0.0	0.1	2.1	2.1
公共行政・国防・教育・保健・社会福 祉	-0.6	-1.1	-0.1	-0.1	9.8	9.2
その他サービス（自己サービス除く）	0.3	1.5	0.0	0.1	8.4	8.1
基礎価格表示の総付加価値（GVA）	-2.6	4.6	-2.5	4.3	93.8	93.4
生産物に課される税 - 補助金	2.6	10.6	0.2	0.7	6.2	6.6
国内総生産（GDP）	-2.3	5.0	-2.3	5.0	100.0	100.0

出典：スリランカ中央銀行 Annual Economic Review 2024

2.1.3 スリランカの人的資源の状況・労働情勢

2024年時点で、スリランカの人口は2,100万人以上と記録されており、これはスリランカ統計局が発表した「2024年人口・住宅センサス」に基づくものである。

スリランカは多民族国家であり、人口の約75%をシンハラ人が占める。タミル人はスリランカ系およびインド系を含めて約15%、ムスリム（主にムーア人）は約9%である。

宗教的には、スリランカは仏教徒が多数を占める国であり、約70%が上座部仏教を信仰している。ヒンドゥー教は主にタミル人の間で信仰されており約12%を占める。ムーア人、マレー人、インド系ムスリムなどの間で信仰されているイスラム教は約10%を占め、約7%を占めるキリスト教徒は多くがローマ・カトリックである。憲法では宗教の自由が保障されているが、仏教は特別な憲法上の地位を持ち、仏教的アイデンティティは国の文化と社会の中心に位置している。

(1) スリランカの人口と成長率

スリランカでは、国勢調査が10年ごとに実施されており、最初の科学的な国勢調査は1871年に行われた。2024年の国勢調査は15回目にあたる。

図12では、1871年から2024年までの各国勢調査期間における人口と平均年間成長率が示されている。

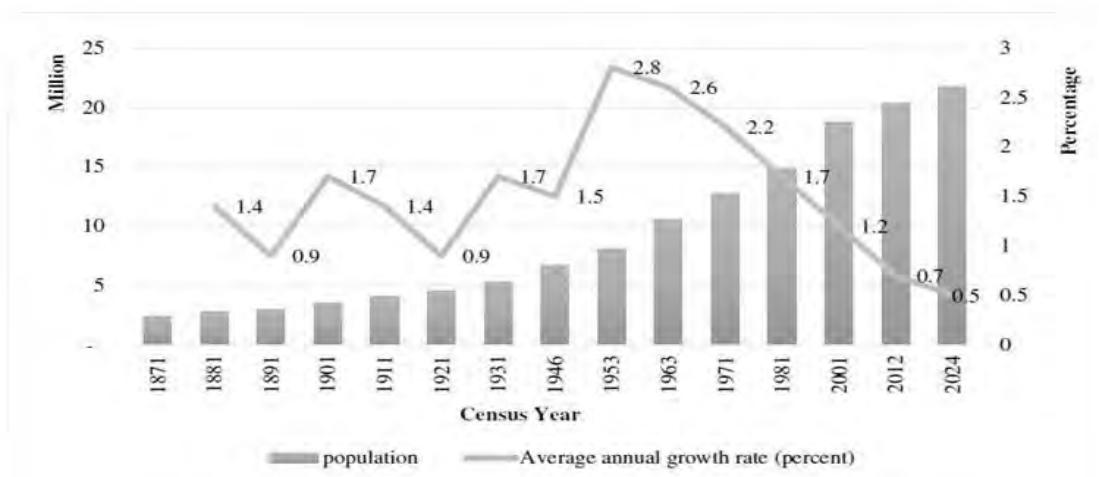


図 12 スリランカの人口と人口伸び率 1871-2024

出典：スリランカ統計局 Census of Population and Housing 2024

2024年の人口成長率は0.5%であり、2012年の0.7%から低下している。これは、出生率の低下、長期的な少子化、高い死亡率、国外への移住の増加など、さまざまな要因によるものである。

ただし、平均年間人口成長率は依然としてプラスであり、スリランカの人口が徐々に増加していることを示している。

(2) 年齢・性別による人口分布と性別

年齢層および性別に基づく人口分布は、表 3 に示されている。このデータから、スリランカの人的資源は性別のバランスが取れており、総人口の約 30%が 20 歳から 40 歳の若年層および中堅層の労働力で構成されていることが分かる。

表 3 年代別、性別の人口（2019）

年代	人口（千人）			人口全体に占める割合（%）			男女比
	男性	女性	合計	男性（%）	女性（%）	合計	
0-4	943	928	1,871	4.33	4.26	8.58	101.62
5-9	946	928	1,874	4.34	4.26	8.6	101.94
10-14	889	870	1,759	4.08	3.99	8.07	102.18
15-19	879	884	1,763	4.03	4.05	8.09	99.43
20-24	795	847	1,642	3.65	3.88	7.53	93.86
25-29	796	867	1,663	3.65	3.98	7.63	91.81
30-34	854	902	1,756	3.92	4.14	8.05	94.68
35-39	734	774	1,508	3.37	3.55	6.92	94.83
40-44	708	747	1,455	3.25	3.43	6.67	94.78
45-49	662	715	1,377	3.04	3.28	6.32	92.59
50-54	622	683	1,305	2.85	3.13	5.99	91.07
55-59	536	603	1,139	2.46	2.77	5.22	88.89
60-64	455	526	981	2.09	2.41	4.5	86.5
65-69	303	373	676	1.39	1.71	3.1	81.23
70-74	194	246	440	0.89	1.13	2.02	78.86
75歳以上	240	354	594	1.1	1.62	2.72	67.8
合計	10,556	11,247	21,803	48.42	51.58	100	93.86

出典：スリランカ統計局⁶

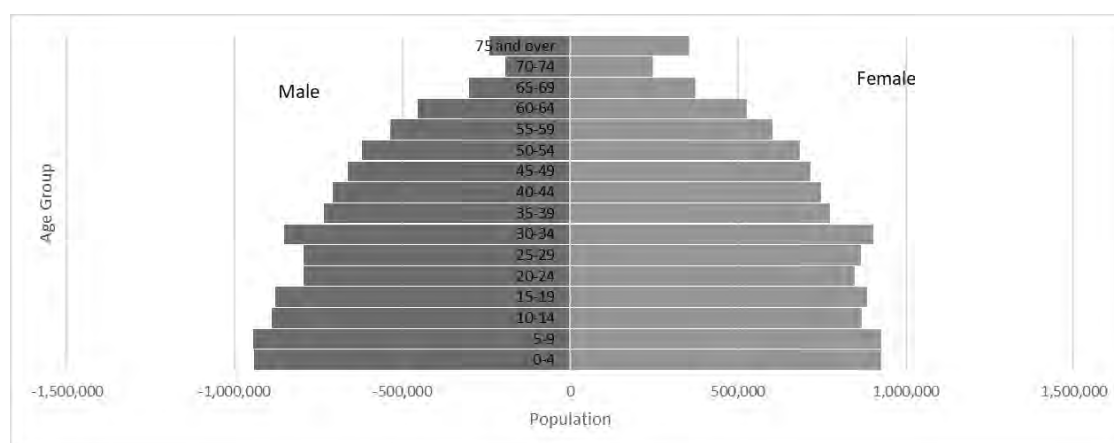


図 13 スリランカの人口ピラミッド（2019）

出典：スリランカ統計局データより作成

(3) 労働人口、労働参加率および失業率

世界銀行のデータによると、スリランカの 2024 年の人口は 2,192 万人で、そのうち約 78%にあたる 1,709 万人が 15 歳以上、また約 15%の 333 万人が 15～24 歳の若年層となっている。

労働人口（15 歳以上の就業者・求職者）は 850 万人で、15 歳以上人口の 50%、すなわち労働力率は 50%であるが、日本の労働力率 63%（2024 年）と比べると、スリランカの労働力率は低い。

2024 年のスリランカの失業率は 5.0%であるが、若年層（15 歳～24 歳）に限ってみ

⁶ <https://www.statistics.gov.lk/GenderStatistics/StaticInformation/Population/Mid-yearPopulationSriLankaSexYear2012-2021>

れば 22.3%となっており、特に若年層の雇用の受け皿が不足していることが顕著である。

表 4 スリランカの人口、労働人口、失業率の推移（2019～2024 年）

単位：千人、%

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口	21,803.0	21,919.0	22,156.0	22,181.0	22,037.0	21,916.0
15 歳以上	16,645.6	16,803.7	17,056.6	17,148.1	17,109.2	17,087.8
若年層（15～24 歳）	3,311.8	3,322.5	3,356.5	3,363.0	3,345.6	3,330.9
労働人口	8,697.2	8,485.0	8,500.3	8,527.2	8,526.1	8,499.0
若年層（15～24 歳）	1,010.1	960.6	878.8	845.5	853.7	841.7
労働力率	52.2	50.5	49.8	49.7	49.8	49.7
若年層（15～24 歳）	30.5	28.9	26.2	25.1	25.5	25.3
失業率	4.7	5.4	5.0	4.5	6.0	5.0
若年層（15～24 歳）	20.4	25.4	25.4	21.7	26.3	22.3

出典：世界銀行データより作成

表 5 日本の労働人口の推移

単位：千人

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
労働人口	69,120	69,020	69,070	69,020	69,250	69,570
就業者数	67,500	67,100	67,130	67,230	67,470	67,810
失業者数	1,620	1,920	1,950	1,790	1,780	1,760
15 歳以上の人口	111,120	111,080	110,870	110,380	110,170	109,950
15 歳以上の労働力率	62%	62%	62%	63%	63%	63%
完全失業率	2.4%	2.8%	2.8%	2.6%	2.6%	2.7%

出典：総務省統計局「労働力調査基本集計」2025 年 1 月 31 日

(4) 産業別就業者の割合分布

産業別の就業者の割合分布は、表 6 のとおりである。就業者の 26.07%は農業、林業および漁業分野に従事している。

表 6 産業別就業者の割合（2023）

No.	業種	割合（%）
1	農業、林業および漁業	26.07
2	鉱業および採石業	0.81
3	製造業	17.20
4	建設業、電気・ガス・蒸気・空調供給、水道、下水道、廃棄物管理および修復活動	7.50
5	卸売・小売業（自動車および二輪車の修理を含む）	14.08
6	運輸および倉庫業	6.30
7	宿泊業および飲食サービス業	3.47
8	情報通信業	0.98
9	金融業および保険業	2.21
10	専門的、科学のおよび技術的活動	1.12
11	事務サービス業および支援サービス業	1.69
12	公務（行政、防衛、強制的社会保障）	5.47
13	教育	5.36
14	保健・社会福祉活動	2.31
15	その他のサービス業	2.61
16	家庭内活動、非区別生産活動	2.01
17	その他	0.82

出典：スリランカ統計局⁷

(5) 職業別就業者分布

各職業分類の就業者の割合分布は、表 7 のとおりである。

表 7 被雇用者の職種別割合（2023）

No.	職種	割合（%）
1	管理職、上級職員	4.0
2	専門職	7.3
3	技術者および準専門職	8.6
4	事務職および事務補助職	3.3
5	サービス業および販売職	12.3
6	熟練農業・林業・漁業従事者	15.1
7	熟練工および関連職業従事者	13.8
8	機械操作・組立作業	9.5
9	単純作業従事者	25.7
10	軍関連職および未分類職	0.4
	合計	100

出典：スリランカ統計局⁸

(6) スリランカの賃金水準

ILO のデータによると、スリランカの平均月額給与は、2023 年で 520.50 米ドルと、マレーシアやタイなどの東南アジア諸国だけでなく、インドやパキスタンよりも低い水準である。一方、スリランカの一人当たり GDP は東南アジアのフィリピンやベトナムよりも高くなっている。

図 14 は、一部の東南アジア諸国、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ

⁷ <https://www.statistics.gov.lk/LabourForce/StaticInformation/AnnualReports/2023>

⁸ <https://www.statistics.gov.lk/LabourForce/StaticInformation/AnnualReports/2023>

の月額平均賃金と、1人当たり GDP を示している。



注：スリランカ、インドネシア、フィリピンのデータは 2023 年、パキスタンは 2025 年、その他は 2024 年

図 14 南アジア・東南アジア諸国の平均月額賃金と一人当たり GDP
出典：平均月額賃金は ILO、一人当たり実質 GDP は世界銀行データより作成

スリランカの民間企業の最低賃金は、ここ数年では一年も経たないうちに引き上げが行われており、2024 年 9 月に最低月額賃金が 1 万 2,500 ルピーから 1 万 7,500 ルピーへ、最低日給が 500 ルピーから 700 ルピーへ引き上げられた後、2025 年 7 月 23 日に再度改定が発表され、2025 年 4 月 1 日に遡って最低月額賃金を 2 万 7,000 ルピー（約 1 万 3,230 円）、最低日給を 1,080 ルピーとすることが定められた。さらに、2026 年 1 月 1 日からは最低月額賃金を 3 万ルピー、最低日給を 1,200 ルピーへ引き上げることとされた。

2.2 造船業の状況

スリランカは、アジア、中東、アメリカ、ヨーロッパを結ぶ世界でも有数の海上航路の要衝となっている。

スリランカには主要な港として、コロombo港、ゴール港、トリンコマリー港、ハンバントータ国際港、カンケサントゥライ港、オルヴィル港の 6 つがある。

このうち、トリンコマリー港は世界で水域が 5 番目に大きく、2 番目に優れた天然港とされており、水深は 30～40 メートルである。

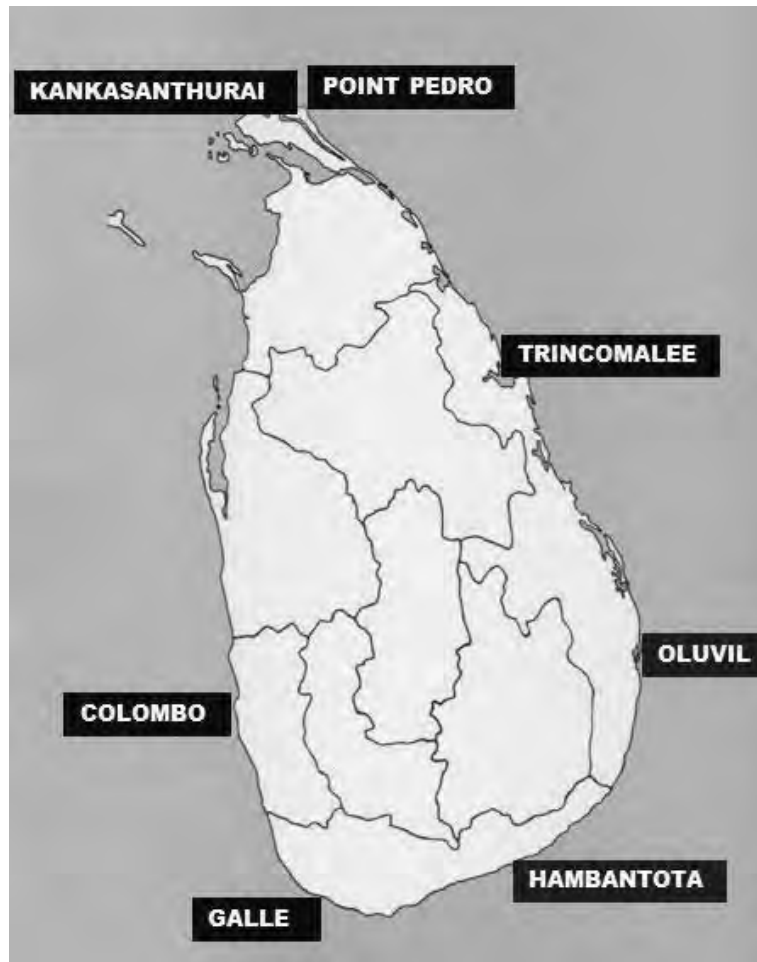


図 15 スリランカにおける主要港の立地
出典：Sri Lanka Port Authority

2.2.1 造船業の地域的特徴

スリランカ国内には 20～25 の造船所が稼働しており、さまざまな種類の船舶を建造している。これらの施設は、約 2,000 人の直接雇用と、約 10,000 人の間接雇用を創出している。ただし、鋼製船体の一般商船を建造・修繕しているのはコロomboドックヤードのみであり、その他の造船所は FRP 船体の漁船の建造が主であることから、本調査の趣旨に鑑みて、以降はコロomboドックヤードの関連施設のみについて記載することとする。

2.2.2 コロンボドックヤード

(1) コロンボドックヤードの概要と設備

コロomboドックヤードは 1974 年に設立され、コロombo港内に位置している。表 8 に示すとおり、最大船型 12 万 5,000DWT のドライドックを有する。ISO 9001:2015、ISO 14001:2015、ISO 45001:2018 の国際品質認証およびロイド船級協会の品質保証も取得している。

コロomboドックヤードは、1993 年から日本の尾道造船株式会社との長期的な共同事業を展開していたが、2025 年に尾道造船がインドの国营造船所に持ち株を売却し、現在はその提携は終了している。

コロomboドックヤードは、年間 200 隻以上の船舶の修繕および建造をしており、国際

顧客向けに電気ハイブリッド推進を採用した 5,000DWT のエコ・バルクキャリアの建造も行っている。さらに、オフショアエンジニアリングや、特殊な海洋構造物の製作などの重工業ソリューションも提供している。

かつては新造船と修理の両方を手がけていたが、現在は主に修繕業務に注力しており、新造船としてはケーブル敷設船の建造を中心に行っている。また、ハンバントータ港およびトリンコマリー港において係留中の船舶の修繕(アフロトリペア)も行っている。

コロomboドックヤードがこれまでに納入した代表的な造船プロジェクトには以下が含まれる。

- ①アンカー・ハンドリング船 (BP 200 トン) 3 隻 : 2017~2018 年にシンガポールへ納入
- ②旅客・貨物船 (400 人乗り、貨物積載重量 250 トン、1,200DWT) 2 隻 : 2014~2015 年にインドへ納入
- ③エコ・バルクキャリア (5,000 DWT) 10 隻 : 2022~2025 年にノルウェーへ納入
- ④ケーブル敷設・修理船 : 2023 年にフランスへ納入

コロomboドックヤードの船舶修理サービスは、タンカーや、バルカー、コンテナ船、自動車運搬船、旅客船、浚渫船など、幅広い船種に対応している。

表 8 コロomboドックヤードの設備規模と建造能力

Dock No.	長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	能力 (DWT)	クレーンの吊り上げ能力(t)
Drydock No. 1A	148	26	9.7	30,000	160
Drydock No. 1B (造船)	62	26	9.7	-	160
Drydock No. 2 (造船)	107	24	6.7	9,000	160
Drydock No.3	122	16	5.5	8,000	20
Drydock No.4	263	44	8.9	125,000	70

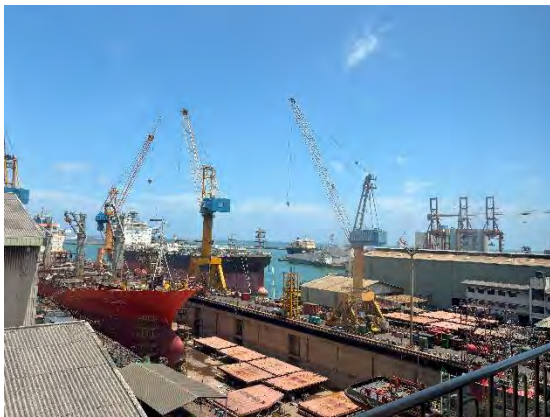
出典：コロomboドックヤードウェブサイト⁹

⁹ <https://www.edl.lk/>

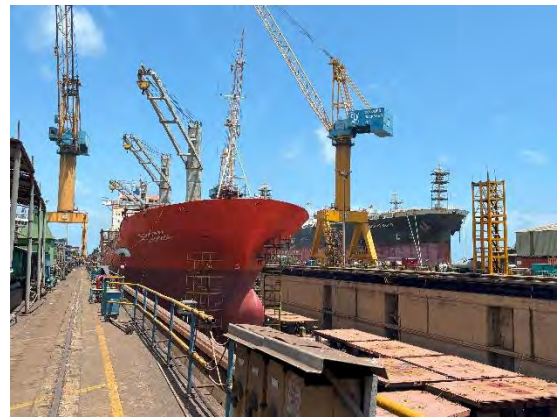


図 16 コロンボドックヤードのレイアウト

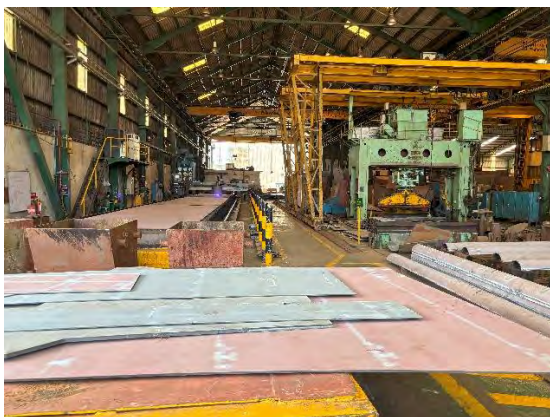
出典：コロンボドックヤードウェブサイト¹⁰



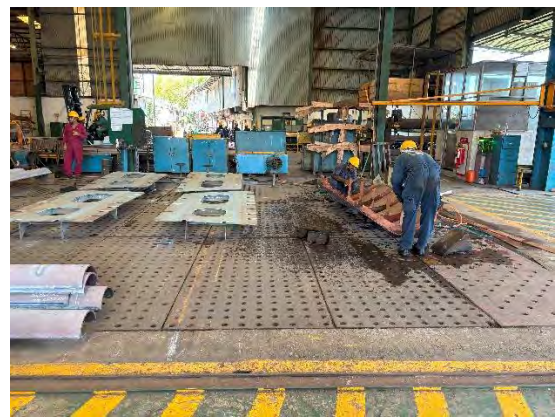
造船所全景



第4ドック（修繕用）



加工・組立工場①



加工・組立工場②

¹⁰ <https://www.cdl.lk/>



図 17 コロンボドックヤードの写真

出典：現地調査にて撮影

また、コロンボドックヤードには、技能者の育成を目的とした専用のトレーニング施設を有しており、同施設では自社の技能者の育成のみならず、職業教育プログラムにおける OJT も提供している。年間では約 350 人に訓練機会を提供しており、このうち、10～20 人を自社で採用している。

(2) ハンバントータ国際港（HIP）内の修繕基地

ハンバントータ国際港は、スリランカで最も水深のある港である。港の総面積は 1,151 ヘクタール、人工島の面積は 42 ヘクタールで、水深は 17.5 メートル、喫水は 15.5 メートル、進入水路の幅は 210 メートルである。現在のコンテナ取扱能力は約 100 万 TEU であり、2027 年には 300 万～400 万 TEU に拡大する計画である。

ハンバントータ国際港は、以下のような多岐にわたるサービスを提供している。

- ① RO-RO（自動車輸送）貨物の取扱い
- ② コンテナ貨物の取扱い
- ③ 一般貨物の取扱い
- ④ ドライバルク貨物の取扱い
- ⑤ ブレークバルク貨物の取扱い
- ⑥ プロジェクト貨物の取扱い
- ⑦ 液体バルク貨物（LPG、LNG）の取扱い
- ⑧ 石油化学製品の取扱い
- ⑨ 船舶燃料の供給（バンカリング）
- ⑩ クルーズターミナル

2024 年、コロomboドックヤードは、ハンバントータ港内に最新鋭の船舶修繕所を開設することでハンバントータ国際港グループ（HIPG）¹¹と合意しており、ハンバントータ修繕基地（Hambantota Repair Base）が HIPG の敷地内に設けられている。

この修繕基地では、ハンバントータ国際港に係留された船舶に対して修理および係船サービスを提供している。専用のドライドックはないが、バースに停泊中の船舶に対する広範な修理サービスを実施している。



図 18 ハンバントータ国際港（HIPG）

出典：現地調査にて撮影

¹¹ ハンバントータ国際港グループ（HIPG）は、スリランカ政府と中国招商局港口控股有限公司（China Merchants Port Holdings：CMPort）との官民連携（PPP）により設立された港湾オペレータ。

2.3 スリランカの教育制度

2.3.1 教育制度概要

スリランカの学校教育は、公立教育機関において無償で提供されており、5歳から14歳までの教育が義務化されている。

初等教育は5年間、中等教育は8年間で構成されており、中等教育は、前期4年間と後期4年間に分かれています。

さらに、後期中等教育は、Oレベル（普通レベル）とAレベル（上級レベル）に分かれており、期間はそれぞれ2年間です。

スリランカの教育体系は図19のとおりです。

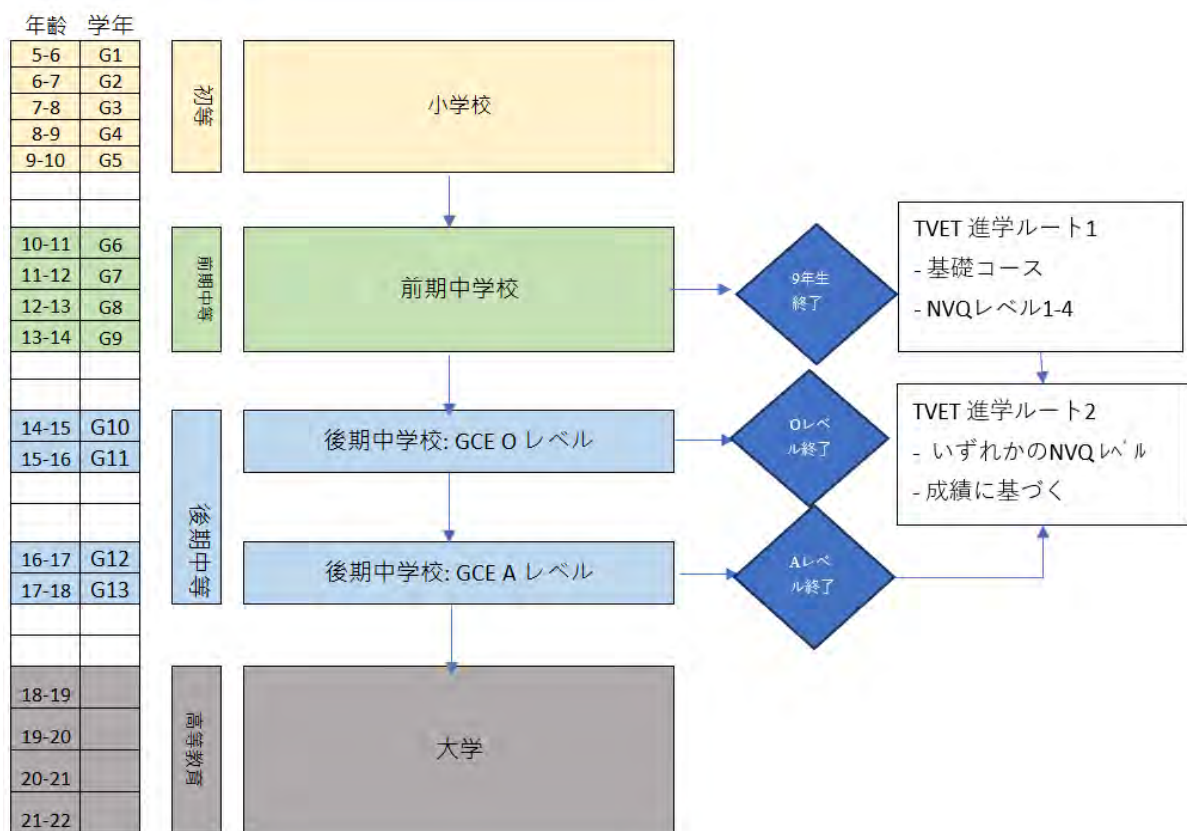


図 19 スリランカの教育体系

出典：教育省の資料より作成

スリランカの教育政策、カリキュラム開発、教員研修等は、教育省（Ministry of Education）が所管している。

2.3.2 技術・職業教育訓練（TVET）制度

スリランカの技術・職業教育訓練（TVET）制度は、高等職業教育委員会（TVEC）およびその他多数の政府機関や民間機関が運営している。TVETの主な目的は、学生に特定の職業に必要な実践的な技能を提供することである。

この制度は、国家職業資格（NVQ）フレームワークに基づいており、以下の7段階で構成されている。

- ① NVQ レベル 1～4：実践的な技能（クラフトスキル）
- ② NVQ レベル 5～6：ディプロマ／上級ディプロマ
- ③ NVQ レベル 7：職業学士号（University of Vocational Technology [UNIVOTEC] により提供）

表 9 NVQ と受講資格要件

レベル	学位・資格	修業期間	受講資格要件
NVQ レベル 1～4	修了証（Certificate）	1年～3年 （座学+OJT）	コースにより異なる
NVQ レベル 5～6	ディプロマ／ 高等ディプロマ	1.5～2年	NVQ レベル 3 または 4（もしくは同等資格）が必要
NVQ レベル 7	学位（Degree）	3年	NVQ レベル 5 または 6（もしくは同等資格）が必要

出典：UNESCO の資料より抽出

このうち、造船所の技能者として特に重要なのは、実践的な技能の資格を証明する NVQ レベル 1～4 であり、それぞれの技能レベルの目安としては以下のとおりとなっている。

- NVQ1（入門；Work under direct supervision）
- NVQ2（見習い；Work under guidance）
- NVQ3（職人補；Work independently and quality monitored）
- NVQ4（職人；Work independently）

NVQ4 になれば、独立して職務を担うことが可能な一人前の職人である。なお、NVQ4 を取得する者は一般的に 24～26 歳になっており、一人前の職人としてのプライドも持っていることから、技能実習生として採用することは、NVQ4 取得者の労働意欲や向上心を削いでしまうという懸念がある点は留意が必要である。

職業教育訓練の受講者は、一般的には前期中等教育（9 年生）または普通レベルの一般教育修了証（GCE Ordinary Level／11 年生）を修了している。

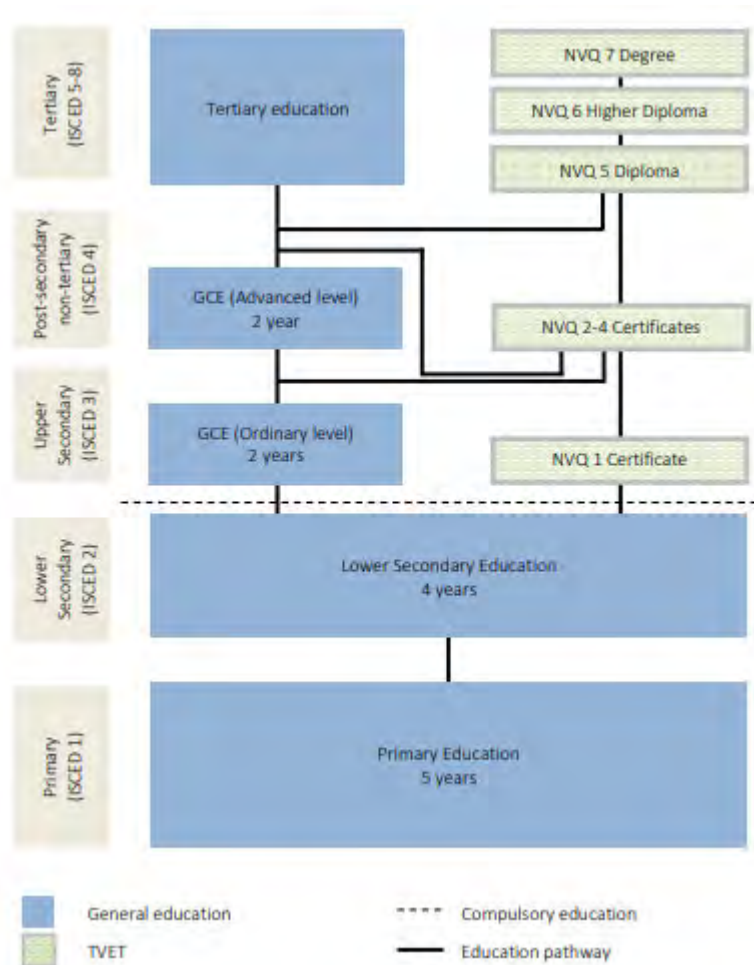


図 20 TVET の体系

出典：UNESCO の資料より抽出¹²

NVQ を取得するためには、Competency Based Training (CBT) と呼ばれる職業訓練機関における座学や技能訓練と、企業における OJT である Enterprise Based Training (EBT) を受ける必要がある。その後、最終技能試験 (NVQ Assessment) を受けて合格すれば NVQ 資格が得られることとなっている。

また、仮に NVQ 資格を求める者が既に業界で十分な経験を持っている場合、RPL (Recognition of Prior Learning) と呼ばれる技能試験を受けることも可能である。これに合格すれば、CBT と EBT を経た者と同様に、NVQ 取得のための最終技能試験が受けられることとなる。

CBT については、公立の職業訓練校や大学、民間の職業訓練施設などさまざまな機関によって提供されており、OJT については民間企業によって提供されている。造船業に関連する溶接、組立、製造加工、機械加工などの職種も対象としている。

¹² https://unevoc.unesco.org/wttdb/worldtvvetdatabase_lka_en.pdf

以下に造船向けの CBT と OJT を提供している機関を記載する¹³。

① CBT 提供機関

- a) National Apprentice and Industrial Training Authority (NAITA)
- b) Ocean University of Sri Lanka (大学)
- c) CINEC Campus (Colombo International Nautical and Engineering College) (大学)
- d) B & B Skill Development Center (Pvt) Ltd (民間)
- e) SolidrowFesti (Pvt) Ltd (民間)
- f) NSP Engineering (Pvt) Ltd (民間)
- g) M C S Technical Engineering (民間)
- h) Spectra Industries Lanka (Pvt) Ltd (民間)
- i) SG Education & Verification Center (民間)
- j) RKB Global Academy (Pvt) Ltd (民間)

② OJT 提供機関

- a) Colombo Dockyard PLC
- b) Sri Lanka Ports Authority
- c) Ceylon Petroleum Corporation (CPC)

なお、① a)の NIATA は、スリランカ全土に施設を有しているが、特に大きな施設はコロンボやキャンディ、ゴールなどの都市にある（コロンボの NAITA の詳細は 2.3.4 造船技能者向けの教育機関と訓練センターに後述）。また、① d)～j)に記載している民間の職業訓練施設は、100 名以上の修了生を輩出した実績のある施設のみを記載している（※ d) B & B Skill Development Center (Pvt) Ltd の詳細については 2.3.4 章(2)に後述）。

③ a) の OJT 施設については、2.2.2 章に記載したとおりである。

2.3.3 造船技術者向けの大学

スリランカには、海洋エンジニアや造船エンジニア、機関士等を育成するため、海洋工学、船舶設計（造船学）、海事学などの専門的な学位・ディプロマプログラムを提供する高等教育機関が表 10 に示すとおり複数存在する。

海洋工学および船舶設計の学位プログラムを提供している大学では、以下のような分野に重点を置いたカリキュラムが組まれている。

- ① 船舶設計
- ② 流体力学（ハイドロダイナミクス）
- ③ 構造解析
- ④ 造船所の管理

¹³ スリランカ海外雇用局（SLBEF）提供資料より

また、カリキュラムには、溶接、組立、機械加工、海洋電気システムなどの実践的なモジュールも含まれている。

これに加えて、学生には造船所や海事関連企業でのインターンシップの機会も与えられており、実務能力の向上に役立っている。

表 10 造船に関するエンジニア教育を行う大学

No.	学校名	タイプ	海事関連学部	卒業後の職種
1.	University of Ruhuna – Dept. of Marine Engineering & Naval Architecture (DMENA)	公立大学	海洋工学及び造船工学 (Marine Engineering & Naval Architecture)	エンジニア
2.	University of Moratuwa (UoM)	公立大学	機械工学（造船工学及び復 原性、Mechanical Engineering (with specialization in Naval Architecture & Ship Stability)	エンジニア/ 士官候補生
3.	Ocean University of Sri Lanka	公立大学	海洋工学 (Marine Engineering)	エンジニア

出典：デスクリサーチより作成

<参考>海事関連学部の主な学習内容の例

以下においては、参考までに(1)ルフナ大学の海洋工学・造船工学学科 (DMENA) と(2)スリランカ海洋大学 (Ocean University of Sri Lanka) の海洋工学の主な学習内容について紹介する。

(1) ルフナ大学 – 海洋工学・造船工学学科 (DMENA)

- ① 海洋船舶の静力学と安定性
- ② 海洋技術者・船舶設計者のための設計演習
- ③ 船舶設計と建造技術
- ④ 海洋機械の原理と応用
- ⑤ 流体力学、抵抗、推進
- ⑥ 海洋伝達・推進システム
- ⑦ 船体構造の動力学
- ⑧ 海洋動力および船内電気システム
- ⑨ 小型船舶設計
- ⑩ 海事法と安全
- ⑪ 船内管理
- ⑫ 船舶物流

(2) スリランカ海洋大学 (Ocean University of Sri Lanka)

- ① 船舶設計 (Naval Architecture)
- ② 船舶建造 (Ship Construction)
- ③ 船の安定性 (Ship Stability)
- ④ 船の抵抗 (Ship Resistance)
- ⑤ 流体力学 (Fluid Mechanics)
- ⑥ 機械設計 (Machine Designing)
- ⑦ 材料力学 (Mechanics of Materials)
- ⑧ 船舶抵抗 (Ship Resistance)
- ⑨ エンジンに関する知識 (Engineering Knowledge [Motor])
- ⑩ 一般的な工学知識 (Engineering Knowledge [General])
- ⑪ 船内電気系統 (Shipboard Electricals) など

2.3.4 造船技能者向けの教育機関と訓練センター

造船所の技能者を育成するための技術・職業訓練の制度 (TVET 制度) については、2.3.2 に記載した。ここでは、国家職業資格 (NVQ) の取得に必要な Competency Based Training (CBT) と呼ばれる座学や技能訓練を提供する職業訓練機関について詳しく記載する。

2.3.2 に記載したとおり、造船向けの CBT は、公立の職業訓練校 (NAITA)¹⁴ や大学 (Ocean University of Sri Lanka 及び CINEC Campus)、民間の職業訓練センター施設において提供されている。

なお、NAITA に似たような機関として、職業訓練庁 (VTA)¹⁵ が運営する職業訓練機関があり、これらは 174 の Vocational Training Centre (VTC)、22 の District Vocational Training Centers (DVTC)、8 つの National Vocational Training Institutes (NVTI) で構成されるが、大規模工場向けというよりは、家内制手工業向けの技能訓練に重きが置かれている。

(1) 国家実習産業訓練局 (NAITA)

国家実習産業訓練局 (NAITA) は、スリランカにおける職業・技術訓練を専門とする主要な政府機関であり、若者に産業界に必要とされている技能を習得させることを目的としている。

この機関は高等・職業教育制度 (TVET) の枠組みのもとに設立され、全国 25 地区で 42 の訓練センターを運営しており、機械工学、土木工学、電気工学など 8 つの技術分野のプログラムを提供している。

NAITA においては、NVQ3 と NVQ4 の溶接訓練プログラムを提供しており、期間は

¹⁴ 教育省傘下の NAITA (National Apprentice and Industrial Training Authority) は、1971 年に国連開発計画 (UNDP) と国際労働機関 (ILO) の支援を受けて設立された国家実習生制度委員会

(National Apprentice Board: NAB) が前身であり、1990 年の TVE 法 (The Tertiary and Vocational Education Act, No. 20 of 1990) に基づき、NAB の後継機関として設立されている。

¹⁵ 1995 年スリランカ職業訓練庁法第 12 号 (VTA 法) により設置されたスリランカにおける職業訓練を強化するための機関。

それぞれ1年半と3年となっている。TVET制度の節(2.3.2)で記載したとおり、NVQの取得に必要なプログラムは、Competency Based Training (CBT) と呼ばれる職業訓練機関における座学や技能訓練と、企業におけるOJTであるEnterprise Based Training (EBT) で構成されており、それぞれの期間は半分ずつとなっている(例:1年半のNVQ3プログラムの場合は9カ月ずつ)。調査において訪問したNAITAのカトゥベッタ(Katubedda)校における溶接訓練プログラムからは、毎年約160名の学生が卒業しているとのことであった。



NAITA Katubedda 校外観

溶接技能訓練場

溶接技能の訓練の様子

溶接の欠陥と改善法の掲示

測定機器に係る講義の様子

図 21 NAITA のワークショップの設備

出典：現地調査にて撮影

(2) B&B Skill Development Center

B&B Skill Development Center は、2008年に設立された鉄骨ビルの建設を行う B&B Engineering によって、溶接技能者等を育成するために設立された民間の訓練会社であり、ミヌワンゴダに位置している。この訓練施設は、スリランカ海外雇用局 (SLBFE) および高等・職業教育省に登録されている。2022年に設立され、主に溶接技術の育成に注力しつつ、その他鉄骨ビルの建設に必要な足場の組立等の技術訓練も提供している。

この施設では、NVQ4 の FCAW 溶接を習得することが可能な 1 年間の訓練プログラムを提供しており、施設における座学や技能訓練 (CBT) と OJT (EBT) が半分ずつであるのは他の NVQ プログラムと同様である。OJT 先としては、コロンボドックヤードの他、海運会社やコンテナ製造会社、重量物運搬車の車体製造会社などがある。コロンボドックヤードで OJT を受けるのは訓練生全体の 1 割程度である。なお、NVQ4 の最終試験はスリランカ政府の職員が確認し、資格証明書もスリランカ政府より発行される。

同施設での NVQ4 の資格取得者は 150 名に達するとのことであった。

また、この施設においては、3 年間の実務経験を有する技能者向けに AWS (American Welding Society) の溶接資格が得られるトレーニングも提供している。

AWS 資格は E7 で韓国の造船所に派遣されるための要件となっており、同施設において AWS の資格を取得してサムソンやヒュンダイなどの造船所に派遣された技能者は 800 名に上る。毎年 5 月にサムソンやヒュンダイが面接に来ていたが、最近、韓国への派遣は少なくなっているとのことであった。

研修生の募集にあたっては、テレビ番組、新聞、広告、ウェブサイトなどを活用して広く周知を図っている。



B&B SDC の施設外観



MIG 溶接の訓練ブース



図 22 B&B スキル訓練センターのワークショップ設備

出典：現地調査にて撮影

B&B Skill Development Center にある溶接機械は、2008 年の B&B Engineering 設立当初から少しずつ購入していったものであり、現在、80 台を保有している。

また、同施設で勤務している溶接技能のトレーナーは 4 名であり、高等職業教育委員会 (TVEC) に登録されている資格者を採用している。トレーナー 1 名で 30 名の訓練生を担当しているが、一度に多数の訓練生を訓練しなければいけない場合には、他の訓練施設のトレーナーに臨時で来てもらっており、16 名が登録されているとのことであった。

B&B Skill Development Center の CEO である Nishantha Abeyrathne 氏によれば、同社はスリランカの貧しい人々が職を得られるようにとと思って作った会社であり、NVQ の訓練に係る費用は年間一人当たり約 40 万スリランカルピー (約 1,300 米ドル) だが、訓練生にはその 4 分の 1 のみが請求されており、残りは B&B Engineering 社の建設事業や AWS の資格取得支援事業の利益によって賄われているとのことであった。

同氏によれば、日本の造船所への派遣について、造船所の要求する技能種別やレベルを教えてくれればニーズに合わせた訓練を行い、技能者を供給することは可能とのことであった。

なお、B&B Skill Development Center では日本語クラスも開設している (同社 HP

より¹⁶。 ※訪問時はまだ開講されておらず準備中とのことであった)。

2.4 造船技能者の海外派遣に関する制度、実績、費用

2.4.1 派遣制度

ここではスリランカにおける技能実習生の送り出しプロセスの概要について記載する。

(1) デマンドレターの提出

受入予定企業は送出機関を通じてスリランカ海外雇用局（Sri Lanka Bureau of Foreign Employment : SLBFE）にデマンドレター（Demand Letter）等を提出する。デマンドレターに記載が必要な項目は以下のとおりである。

- ・ 送出機関の名称、免許番号及び連絡先
- ・ 職種及び必要な技能実習生の人数
- ・ 月額給与／手当（日本の該当都道府県における最低賃金以上であること）
- ・ 契約期間（TITP の場合は 3 年）
- ・ 往復航空券の支給の有無
- ・ 宿舍の詳細
- ・ 医療保障の内容
- ・ 食事の提供の有無
- ・ 訓練時間（通常は 1 日 8 時間、週 40 時間）
- ・ 残業手当及び計算方法
- ・ 試用期間（該当する場合のみ）

なお、デマンドレターには委任状、採用契約書（ひな形）、受入予定企業の登記書類を添付することが求められる。

(2) スリランカ海外雇用局によるデマンドレターの承認

スリランカ海外雇用局は、提出されたデマンドレターの記載内容等について以下の確認を行い、問題がない場合に承認を行う。

- ・ 提示給与が該当する日本の都道府県における最低賃金を満たすか上回っていること
- ・ 労働時間および残業条件が日本の労働法規に準拠していること
- ・ 福利厚生（宿舍施設、医療、往復航空券等）が明確に規定されていること
- ・ 送出機関が SLBFE に正式に登録されていること
- ・ 必要な添付書類が全て揃い、適切に認証されていること

(3) 求人活動

送出機関は、スリランカ海外雇用局から承認を得て、求人募集を開始する。なお、デ

¹⁶ B&B Skill Development Center の HP (<https://bnbsdc.lk/courses>)

マンドレターの内容は、SLBFE の HP¹⁷に送出機関の連絡先とともに掲載され、スリランカの海外就労希望者がアクセス出来るようになっている。

(4) 面接・試験・選抜

受入予定企業は送出機関と連携して最終面接や技能試験を実施し、採用を内定する。

(5) 技能実習計画の認定（日本での手続き）

技能実習生を受け入れる場合、受入予定企業は、外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受ける必要がある。

(6) 在留資格認定証明書（COE）申請（日本での手続き）

受入予定企業は、採用内定のスリランカ人労働者について、在留資格認定証明書（COE：Certificate of Eligibility）の交付申請を地方出入国在留管理局に対して行い、交付された COE をスリランカの採用内定者あてに送付する。

採用内定者は、受領した COE の原本とパスポートを添付の上、スリランカの日本大使館で査証の申請を行い、取得する。

(7) 海外労働許可の取得

査証取得後、採用内定者はオンラインで SLBFE に海外労働登録を行う。

(8) 航空券等手配、渡航

海外労働許可の取得後、採用内定者は受入予定企業での就労に向けて日本に渡航する。

（参考）公益財団法人国際人材育成機構

国際人材育成機構（International Manpower Development Organization, Japan：アイム・ジャパン）は、送出機関を介した通常の技能実習生の送出しとは異なり、スリランカ海外雇用局（Sri Lanka Bureau of Foreign Employment：SLBFE）と直接協定を締結し、SLBFE および国内の職業訓練機関と連携して、技能実習生及び特定技能の育成・派遣・受入支援等を行っている。

なお、アイム・ジャパンは、SLBFE が管轄する介護・語学訓練学校である SLBFE タンゴール校に対し、講師の派遣や費用の面で支援を行っている。

2.4.2 派遣実績

スリランカ海外雇用局（SLBFE）によると、2024 年に海外就労の申請を行ったスリランカ人労働者の数は 31 万 4,786 人であった。これは前年の 29 万 7,587 人の 5.8%増で、過去最高の数字である。海外就労申請者のうち 18 万 6,674 人（59.3%）が男性であり、女性は 12 万 8,112 人（40.7%）となっている。

¹⁷ SLBEF の HP、https://applications.slbfe.lk/feb/feo/jsearchresults_cn2.asp

表 11 海外就労登録者数の推移

単位：人、%

年	男性	男性の割合	女性	女性の割合	合計
2015	172,788	65.59	90,655	34.41	263,443
2016	160,306	66.02	82,510	33.98	242,816
2017	139,268	65.69	72,724	34.31	211,992
2018	129,712	61.41	81,499	38.58	211,211
2019	122,257	60.20	80,830	39.80	203,087
2020	32,500	60.51	21,211	39.49	53,711
2021	81,110	66.34	41,154	33.66	122,264
2022	186,947	60.12	124,006	39.88	310,953
2023	164,681	55.34	132,906	44.66	297,587
2024	186,674	59.30	128,112	40.70	314,786

出典：スリランカ海外雇用局統計より作成

渡航先としては、クウェートが最多で7万7,917人と全体の25%近くを占め、次いでUAEが5万2,067人、サウジアラビアが4万8,020人、カタールが4万6,639人となっている。第9位のオマーン、及び表外で第12位のバーレーンを入れると、GCCの6カ国だけで23万7,135人となり、全体の75%を占めている。日本は8,744人、韓国は7,114人となっている。

表 12 スリランカの労働者の主な渡航先（2024年）

	国	熟練労働者			非熟練労働者			合計
		女性	男性	合計	女性	男性	合計	
1	クウェート	56,024	16,435	72,459	1,291	4,167	5,458	77,917
2	UAE	12,734	26,326	39,060	2,963	10,044	13,007	52,067
3	サウジアラビア	22,549	15,610	38,159	1,053	8,808	9,861	48,020
4	カタール	4,415	28,754	33,169	972	12,498	13,470	46,639
5	モルディブ	1,131	7,386	8,517	372	3,410	3,782	12,299
6	ルーマニア	605	4,608	5,213	884	4,409	5,293	10,506
7	イスラエル	123	5,703	5,826	1,551	2,805	4,356	10,182
8	日本	1,495	5,692	7,187	206	1,351	1,557	8,744
9	オマーン	5,044	2,422	7,466	237	752	989	8,455
10	韓国	2	541	543	125	6,446	6,571	7,114
	その他	12,417	14,451	26,868	1,919	4,056	5,975	32,843
	合計	116,539	127,928	244,467	11,573	58,746	70,319	314,786

出典：スリランカ海外雇用局のデータより作成

海外出稼ぎ労働者からの送金は、スリランカにとって重要な外貨収入源であり、2024年11月時点で総額59億6,160万米ドルに達している。

2.4.3 派遣にかかる費用と負担の責任

日本の技能実習制度（Technical Intern Training Program：TITP）では、労働者は認可された送出国機関に対し、最大35万スリランカ・ルピー（約1,130米ドル）の送出手数を支払う必要がある。この金額は、スリランカ海外雇用局（SLBFE）が定める上限額

であり、書類作成、日本語研修、査証（ビザ）申請、職業紹介サービスなどの費用を一般的にカバーするものである。日本側の雇用主は、技能実習に係る費用や実習期間中の宿舍の費用を負担することが一般的であり、場合によっては渡航費用の一部を負担する。

2.5 採用に当たっての留意点（宗教・文化・国民性などの違い）

スリランカは、民族的・宗教的に多様性を持つ国である。主要な民族はシンハラ人（約75%）であり、これにスリランカ・タミル人、インド・タミル人、ムーア人、バーガー人、マレー人、その他の少数民族がいる。

宗教については、主にシンハラ人が信仰する仏教が主流であり、人口の約70%が仏教を信仰している。ヒンドゥー教は主にタミル人によって信仰され、イスラム教はムーア人やマレー人、キリスト教はシンハラ人とタミル人の両方によって信仰されている。

主要な宗教・文化的祭典には、仏教の「ウェサック」、ヒンドゥー教の「タイ・ポンガル」、イスラム教の「ラマダン／イード」、キリスト教の「クリスマス」などがあり、全国的に祝われ、宗教の垣根を越えて共存と相互尊重の精神が見られる。これらの祭典は、寛容さ、献身、社会的調和といった価値を強調していると思われる。

職場において、スリランカ人は一般的に礼儀正しく、他者への敬意を持ち、協力的である。チームワークを重視し、対立を避けて調和と合意を好む傾向がある。

雇用主の視点からは、スリランカ人従業員の文化的・宗教的な多様性を理解することが重要である。

2.6 スリランカの人材供給ポテンシャルの見通し

これまで見てきたとおり、スリランカにおいては国家レベルでの技能者の育成システムが整備されており、官民が協力して技能者を育成している。特に溶接技能者の育成では、NK 船級船の建造実績があるコロomboドックヤードが OJT の機会を提供していることから、同社において OJT を受けた溶接技能者であれば、造船分野で就労することはそれほど困難ではないように思われる。

一方、スリランカの国家財政は 2022 年 4 月にデフォルトに陥り、その影響はコロomboドックヤードの事業にも及んでいることから、スリランカの造船分野の人材供給ポテンシャルは、スリランカが今後どのように経済の建て直しを図っていくかにも左右されるものと考えられる。

このため、本章ではスリランカがデフォルトに陥った経緯や背景、経済的な影響を概説し、将来的なスリランカにおける造船分野の人材供給ポテンシャルへの影響について考察したい。

2.6.1 デフォルトの経緯・背景

スリランカは、主に観光や出稼ぎ労働者からの海外送金により外貨を調達する一方、貿易では慢性的な赤字になっている¹⁸。

¹⁸ 主な輸出品は、織物・衣類、紅茶、ゴム製品であり、輸入品は中間財としての燃料や布・繊維等



(注) ・サービス収支：旅行等のサービスに関する収支

- ・第一次所得：債務利払い等
- ・第二次所得：海外労働者送金

図 23 スリランカの経常収支

出典：「最近のスリランカ経済」（2024年1月在スリランカ日本国大使館）

他方、スリランカでは、国民の約75%を占める多数派のシンハラ人と約15%の少数民族のタミル人との間で、民族間の不平等を原因とした内戦が1983年から2009年まで続いており、この内戦が終盤に向かう中で、疲弊した国内経済の立て直しや破壊されたインフラの整備を進めるため、それまでの二国間債務や国際機関の債務（多国間機関債務）に加えて、2007年から国際ソブリン債が発行された。

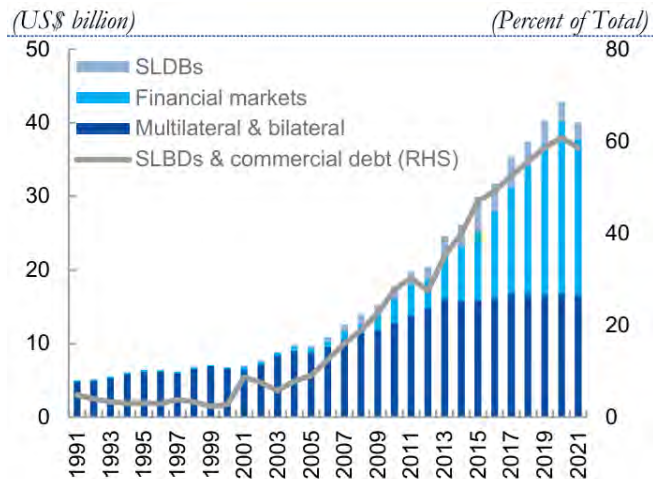


図 24 国際ソブリン債を含む外貨建債務

出典：The Sri Lanka Development Update, October 2022 (The World Bank)

2019年4月21日には、イスラム過激派組織によるキリスト教会や外国人観光客を狙った同時自爆攻撃「イースター連続爆破テロ」が発生し、250人以上が死亡、500人以上が負傷している。

また、これに加えて2020年からのコロナ禍により、スリランカの観光産業が深刻な影響を受けるとともに、海外での就労も困難になり、海外労働者からの海外送金が減少

することとなった。

これらの影響により、外貨準備高は、2019 年末の 76 億米ドルから 2021 年末には 4 億米ドル（輸入額の約 1 週間分相当）にまで激減し¹⁹、その一方で債務返済額は、2018 年から 50 億米ドルを上回るようになり、2022 年 4 月には対外債務の返済を一時停止せざるを得なくなり、デフォルトに陥ることとなった。

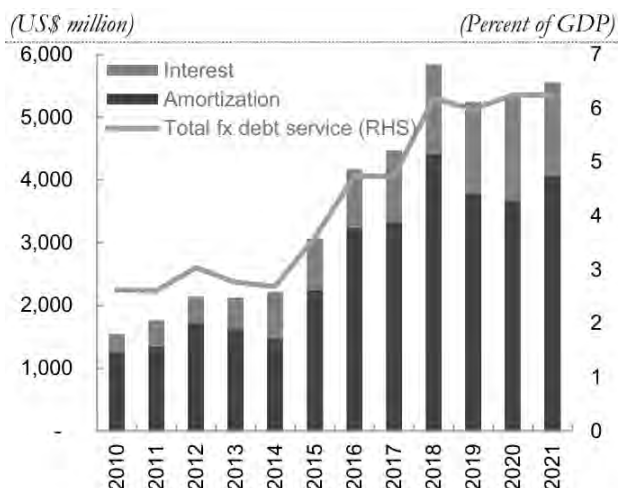


図 25 外貨建債務の返済額

出典：The Sri Lanka Development Update, October 2022 (The World Bank)

2.6.2 デフォルトの影響・今後の見通し

(1) デフォルトによる造船業等への影響

2022 年のデフォルト後、スリランカルピーは急落し、国内では燃料や医薬品などの必需品が不足し、インフレ率は 69.8%に及ぶなどスリランカ経済は危機的な状況に陥ることとなった²⁰。

デフォルトの影響はスリランカの造船業にも及び、2022 年 7 月、ノルウェーの Edda Wind AS 社は、コロomboドックヤードに発注していた 2 隻の洋上風力発電支援船(CSOV)の建造について、同造船所が建造契約を履行出来ないことからキャンセルしたと発表している²¹。

また、コロomboドックヤードの海外顧客やサプライヤーは、スリランカの銀行が発行する Refund Guarantee などの銀行保証を拒絶し、コロomboドックヤードが海外銀行の保証を得るためには、100%の現金担保が必要になったとしている。また、建造資金の借入に際しても、現地通貨建は年利 29%、米ドル建では年利 12%という高金利を負担しなければならなかったとしている²²。

(2) デフォルトからの脱却に向けた動き

2022 年 4 月にデフォルトに陥ったスリランカは、その後、以下のような①IMF によ

¹⁹ The Sri Lanka Development Update, October 2022 (The World Bank)

²⁰ The Sri Lanka Development Update, October 2025 (The World Bank)

²¹ "Unrest sees Edda Wind cancel Sri Lanka newbuilds" (2022 年 7 月 28 日付 Riviera Maritime)

²² Colombo Dockyard Annual Report 2024 "The Height of Resilience"

る支援プログラムの導入、②債権国・債権者との債務再編交渉、③国内の財政改革といった取組を通じて、段階的な危機からの脱却を目指している。

なお、それぞれの取組の具体的な内容については、以下のとおりである。

① IMFによる支援プログラムの導入

2022年4月にデフォルトに陥ったことを受けて、スリランカ政府はIMFと交渉を開始し、2023年3月、IMF理事会により、48カ月で約30億米ドル規模の融資枠(Extended Fund Facility)が承認された²³。

また、この承認を得るに当たり、スリランカのマクロ経済の安定と公的債務の持続可能性を確保すべく、IMF支援を得つつ以下の②及び③を含む総合的な経済改革が実施されている。

② 債権国・債権者との債務再編交渉

債務のうち、約59億米ドルの二国間債務については、日本、インド、フランスが共同議長となり、ドイツや英国、韓国、オーストラリア、カナダなどの国が参加して公式債権者委員会(Official Creditors Committee: OCC)を通じて議論され、2024年6月に返済開始時期や返済期間の延長、金利の緩和などの措置を講じることで合意された。また、中国輸出入銀行(China EXIM Bank)の約42億米ドルの債務についても、再編することで合意している²⁴。

加えて、国際ソブリン債(142億米ドル)を保有する民間債権者との間においても2024年9月に再編について合意が得られ、中国開発銀行(China Development Bank)との33億米ドルの債務についても2024年11月に再編について合意が得られている。

③ 国内の財政改革

国内の財政改革としては、財政再建のための歳入増加に向けて、税制改革(個人所得税の累進性強化、法人所得税と付加価値税の課税ベースの拡大)や、国有企業の収入改善(コストに見合った燃料・電力価格の設定による国有企業の財政リスクの低減)などを実施している²⁵。

こうした取組を通じて、インフレ率は2022年9月に記録した73.7%から2023年9月には0.8%となり(2021年比)²⁶、プライマリーバランス(基礎的財政収支)は、2022年はGDP比で-3.7%であったのが、2024年にはGDP比で2.2%に改善している。一方、財政改革はまだ途上であり、外貨収入の主な手段も観光と海外労働者からの送金に依存している構造は変わっていないことから、産業構造の転換など、継続的な取組の実

²³ 2023年3月20日 IMF Press Release No. 23/79 "IMF Executive Board Approves US\$3 Billion Under the New Extended Fund Facility (EFF) Arrangement for Sri Lanka"

(<https://www.imf.org/en/news/articles/2023/03/20/pr2379-imf-executive-board-approves-under-the-new-eff-arrangement-for-sri-lanka>)

²⁴ IMF Country Report No. 25/56

²⁵ 「最近のスリランカ経済」(在スリランカ日本国大使館 2024年8月付公表資料)

²⁶ Central Bank of Sri Lanka HP (National Consumer Price Index (NCPI)) より

施が求められる状況である。

2.6.3 スリランカの人材供給ポテンシャル

これまで既述した内容を踏まえつつ、スリランカの我が国造船産業に対する今後の人材供給ポテンシャルについて、賃金、人口規模、技能水準の面から考察していきたい。

(1) 賃金面のポテンシャル

スリランカの賃金水準については 2.1.3 の(6)で見てきたとおりであるが、これまで調査を実施した他国と比較するため、JETRO の投資コスト比較を見てみると表 13 のとおりである。

表 13 調査済 6 カ国の賃金水準の比較

月額給与	インドネシア	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	スリランカ	ネパール
	ジャカルタ	ホーチミン	マニラ	ヤンゴン	コロシボ	—
ワーカー (一般工職)	475	329	314	148	139	—
エンジニア (中堅技術者)	600	619	478	351	236	—
中間管理職 (課長クラス)	1,295	1,215	1,042	713	640	—

注1：製造業対象。ワーカーは経験3年程度、エンジニアは大卒経験5年程度、中間管理職は大卒経験10年程度。基本給のみで、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含まない。

注2：調査実施時期は、いずれの国も2024年10月1日～11月30日。

出典：JETRO HP 投資コスト比較より作成

ワーカー（経験3年程度）及びエンジニア（大卒経験5年程度）の賃金水準を見ると、スリランカはミャンマーと同水準であり、これまでの主要な人材供給国（インドネシア、ベトナム、フィリピン）よりも低いことから、スリランカの人材は、これらの主要な人材供給国の人材よりも優位性があると考えられる。

(2) 規模の面でのポテンシャル

スリランカの人口規模は、2024年時点で2,192万人と大きくなく、少子高齢化の兆候も見られるが、人口に占める24歳以下の若年層の割合はまだ4割（37%）近くあることは魅力である。また、国内の失業率は約10%と高く、中でも15歳から24歳の失業率は23%に達しており、国内には雇用の受け皿が不足していることから、海外に出稼ぎに行かざるを得ない状況も我が国造船産業にとっては追い風である。

(3) 技能水準面のポテンシャル

2.3.2（技術・職業教育訓練（TVET）制度）で見てきたとおり、スリランカにおいては、国家レベルでの技能者の育成システムである NVQ（National Vocational Qualifications）が整備されており、技能の種類別に NVQ1（入門）、NVQ2（見習い）、NVQ3（職人補）、NVQ4（職人）といった資格が各技能水準に応じて階層化され、技能の向上が促される仕組みが出来ている。また、これらの資格に取得に当たっては、教育省傘下の NAITA（National Apprentice and Industrial Training Authority）或いは民間の技能訓練施設で技能の基礎知識を学び、企業で OJT 研修を受けた後に最終試験を

受けることとなっている²⁷。このような技能者の育成システムの中で、溶接技能者の育成では、NK 船級船の建造実績があるコロンボドックヤードが OJT の機会を提供していることから、同社において OJT を受けた溶接技能者であれば、造船分野で就労することはそれほど困難ではないように思われる。

(4) 今後の見通し

スリランカにおいては、スリランカ海外雇用局 (SLBFE) が造船技能者の育成・日本派遣に協力的であることも好感出来る点である。スリランカの現地調査において SLBFE と意見交換を行ったところ、2030 年までに年間 1,000 人の溶接技能者を日本の造船産業に派遣する体制が構築可能との回答があった。

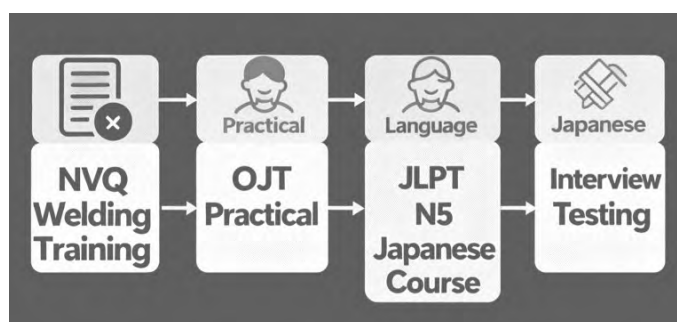


図 26 日本向け溶接技能者の育成イメージ (SLBFE 提案)

一方、スリランカの国家財政は 2022 年 4 月にデフォルトに陥り、その影響はコロンボドックヤードの事業にも及んでいることから、コロンボドックヤードがこれまでと同様に OJT を通じて優秀な溶接技能者を養成出来るのかという点は、スリランカ政府による経済の建て直しの状況にも左右されるものと考えられる。

現時点においては、デフォルトの脱却に向けた取組は着実に進められているように見えるが、債務の再編交渉や財政改革はまだ途上であり、今後も注視が必要な状況である。

他方、スリランカには国家レベルでの技能者の育成システムが既にあり、SLBFE のような政府機関が造船技能者の育成・日本派遣に協力的であることを踏まえると、SLBFE と協力しながら、コロンボドックヤード等の民間 OJT 施設も巻き込みつつ、日本向けの造船技能者を育成する仕組みの構築について積極的に検討することが有益ではないかと思われる。

なお、コロンボドックヤードによれば、韓国の造船所による溶接技能者の引き抜きが一時期は深刻な問題になっていたようである。また、他の技能訓練校にも韓国の造船所から溶接技能者の育成・派遣要請が多数あったとのことであった。しかしながら、最近では韓国造船所への溶接技能者の派遣はほとんどないとのことであり、こうした動きが今後も継続するののかについては定かではないが、現時点では競合を心配する必要はなさそうである。

²⁷ 既に業界で十分な経験を持っている場合、PRL (Prior Learning) と呼ばれる技能試験を受けることが可能であり、合格すれば最終試験のみで NVQ 資格の取得が可能になっている。

3 ネパール編

3.1 ネパールの経済状況と労働情勢

3.1.1 GDP

ネパール経済は、2015年の地震やインドとの国境封鎖²⁸の影響が残り2016年は0.4%の低成長だったが、2017年以降は9.0%、7.6%、6.7%の高成長が続いた。2020年はコロナ禍の影響でマイナス2.4%となったが、経済活動の再開や海外からの送金増加などが成長を後押ししており、2021年以降はプラス成長が続いている。

しかしながら、成長率は依然として不安定であり、外的要因（国際的な資源価格の変動、隣国インドとの経済関係、気候変動による農業への影響など）によって大きく左右される点がネパール経済の課題となっている。

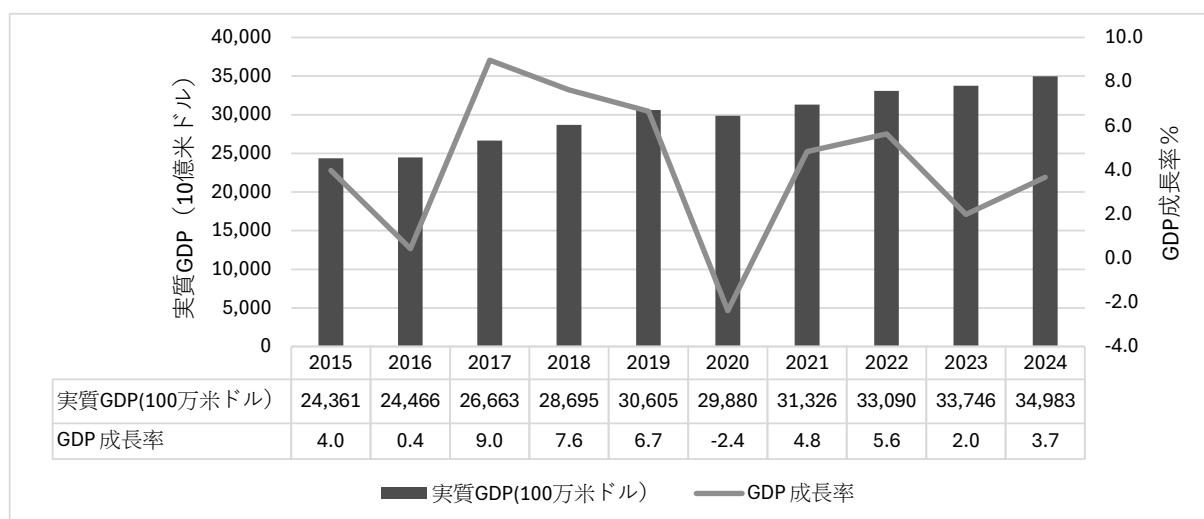


図 27 ネパールの実質 GDP と GDP 成長率の推移

出典：世界銀行データより作成

ネパールの1人当たりGDPは、2018年によく1,000米ドルを超え、2020年はコロナ禍で前年を下回ったが、2024年には1,180米ドルと前年比3.9%の伸びを示した。2015年からの10年では34.7%増加した。

ただし、1人当たりGDPの水準は依然として南アジア地域の中でも低く、生活水準の向上にはさらなる投資と構造改革が必要とされる。特に教育、インフラ、産業多様化への取り組みが重要となっている。

²⁸ 2015年、ネパール憲法改正に対する抗議活動を背景に、インド系少数民族マデシによる国境封鎖が発生。この封鎖により、ネパールは事実上、石油を含む物資の輸入が困難になり、学校や商店、公共交通機関の閉鎖、医療品不足など、深刻な影響を受けた。

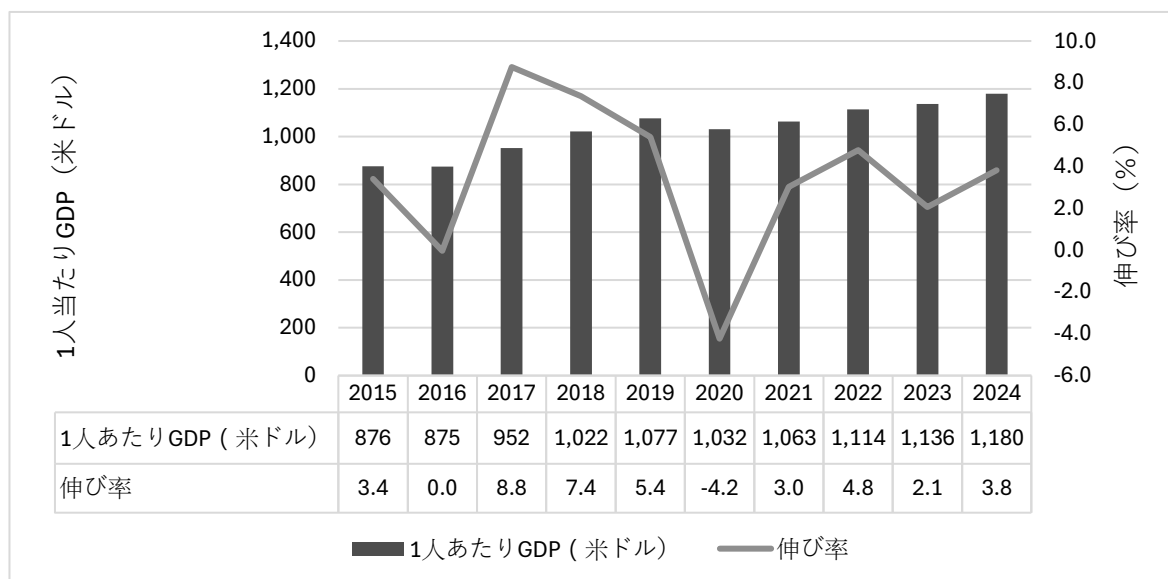


図 28 ネパールの 1 人あたり GDP の推移とその伸び率
出典：世界銀行データより作成

表 14 南アジア諸国の 1 人あたり GDP 比較

国	2023 年	2024 年
スリランカ	3,965	4,186
ブータン	3,489	..
インド	2,271	2,397
バングラデシュ	1,885	1,941
パキスタン	1,616	1,644
ネパール	1,136	1,180

出典：世界銀行データより作成

一方、ネパール統計局データから、GDP の産業別内訳をみると、2023/2024 年度²⁹には 第三次産業が約 49%と最大であり、中でも卸売・小売業、不動産業、金融・保険業などの割合が多い。一方、第一次産業（農業・林業・漁業）は依然として全体の約 27%を占めており、ネパール経済の基盤となっている。第二次産業の比率は約 14%にとどまり、製造業や建設業の割合はまだ小さい。

²⁹ 2023 年 7 月 16 日～2024 年 7 月 15 日まで

表 15 ネパールの産業別実質 GDP の推移

単位：100 万ルピー、%

産業	2021/22	2022/23	2023/24	2023/24 実質 GDP 比
第一次産業	679,225	697,685	718,808	26.8%
農業・林業・漁業	662,372	680,667	701,396	26.2%
鉱業・採石業	16,854	17,018	17,412	0.6%
第二次産業	359,794	364,821	369,212	13.8%
建設業	167,144	165,305	161,889	6.0%
製造業	131,209	128,609	126,548	4.7%
電気・ガス供給業	44,891	53,819	63,208	2.4%
上水道・下水・廃棄物管理業	16,550	17,088	17,567	0.7%
第 3 次産業	1,224,960	1,253,830	1,310,306	48.9%
卸売・小売業；自動車・オートバイの修理	357,483	346,704	347,270	13.0%
不動産業	179,546	183,458	188,932	7.1%
金融業・保険業	125,629	134,757	145,269	5.4%
教育	134,760	140,055	143,845	5.4%
運輸・倉庫業	123,207	124,988	139,849	5.2%
公務・防衛；社会保障	109,508	115,801	121,005	4.5%
情報通信業	86,046	89,620	94,024	3.5%
宿泊業・飲食サービス業	30,220	35,668	43,459	1.6%
保健衛生・社会福祉活動	31,366	33,427	35,271	1.3%
専門・科学技術サービス業	20,461	21,264	22,147	0.8%
事務・支援サービス業	15,898	16,698	17,372	0.6%
その他のサービス業	10,835	11,389	11,863	0.4%
基本価格による国内総生産（GDP）	2,263,979	2,316,336	2,398,326	89.5%
生産物にかかる税（補助金控除後）	265,698	262,735	280,510	10.5%
国内総生産（GDP）	2,529,677	2,579,070	2,678,836	100.0%

出典：ネパール統計局データより作成

ネパールは国内での就業機会が少なく、海外で就労する人も多いことから、こうした海外労働者の送金額は 2023/2024 年度には 1 兆 4,453 億ルピーとなり、名目 GDP 比で 25%以上となった。海外就労大国のフィリピンでも海外送金額は GDP の 10%未満となっており、ネパール経済の海外就労依存度の高さがうかがえる。

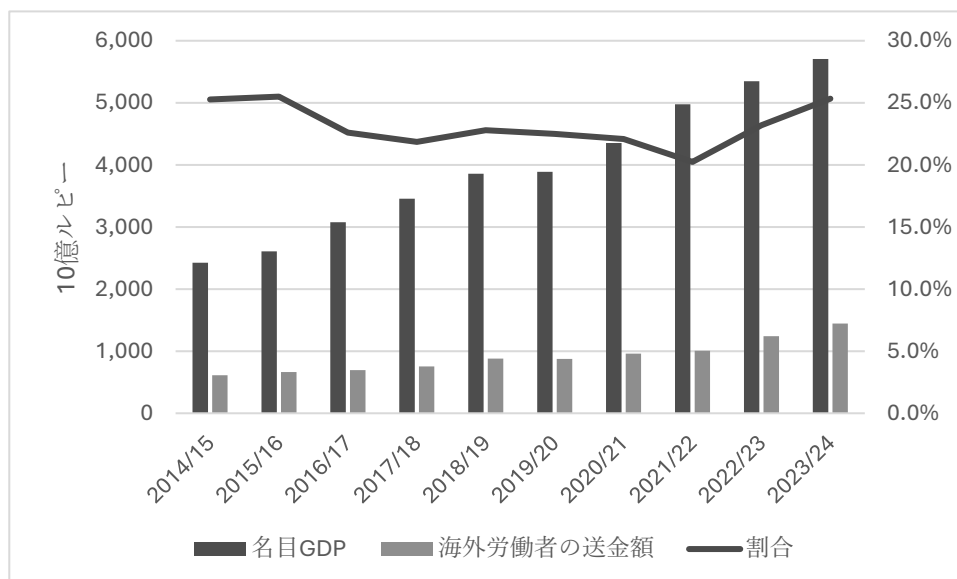


図 29 名目 GDP に占める海外就労者の送金の割合
出典：ネパール中央銀行データより作成

表 16 名目 GDP に占める海外就労者の送金の割合

単位：10 億ルピー

年度	名目 GDP	海外労働者の送金額	割合
2014/15	2,424	612.3	25.3%
2015/16	2,608	665.1	25.5%
2016/17	3,077	695.5	22.6%
2017/18	3,456	755.1	21.8%
2018/19	3,859	879.4	22.8%
2019/20	3,889	875.0	22.5%
2020/21	4,353	961.1	22.1%
2021/22	4,977	1,007.3	20.2%
2022/23	5,349	1,240.7	23.2%
2023/24	5,705	1,445.3	25.3%

出典：ネパール中央銀行データより作成

3.1.2 労働力と失業率

ネパールの 2024 年の人口は 2,965 万人で、そのうち 72%が 15 歳以上、また約 20%の 584 万人が 15～24 歳の若年層となっている。2024 年の労働人口（15 歳以上の就業、求職者）は 845 万人で、15 歳以上人口の 39.7%、即ち労働力率は 39.7%である。

表 17 ネパールの人口、労働人口、失業率の推移

単位：千人、%

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口	28,414.1	28,966.6	29,475.0	29,715.4	29,694.6	29,651.1
15歳以上	19,622.8	20,254.6	20,820.9	21,116.6	21,168.2	21,221.5
若年層 15～24歳	6,189.4	6,083.3	6,070.3	6,056.1	5,940.6	5,838.1
労働人口	7,809.7	7,984.6	8,237.4	8,404.2	8,424.7	8,435.3
若年層 15～24歳	1,772.0	1,724.6	1,725.8	1,728.4	1,696.2	1,659.9
15歳以上の労働力率	39.8	39.4	39.6	39.8	39.8	39.7
若年層 15～24歳	28.6	28.3	28.4	28.5	28.6	28.4
失業率	10.4	13.0	12.2	10.8	10.6	10.7
若年層 15～24歳	19.6	24.0	22.6	20.8	20.6	20.8

出典：世界銀行データより作成

一方、日本の労働力率は過去5年間、62～63%となっており、ネパールでは労働力率が低いことがわかる。

表 18 日本の労働人口の推移

単位：千人

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
労働人口	69,120	69,020	69,070	69,020	69,250	69,570
就業者数	67,500	67,100	67,130	67,230	67,470	67,810
失業者数	1,620	1,920	1,950	1,790	1,780	1,760
15歳以上の人口	111,120	111,080	110,870	110,380	110,170	109,950
15歳以上の労働力率	62%	62%	62%	63%	63%	63%
完全失業率	2.4%	2.8%	2.8%	2.6%	2.6%	2.5%

出典：総務省統計局「労働力調査基本集計」2025年1月31日

ネパールの15歳以上の労働力率が日本と比べて大幅に低い背景にはいくつか考えられる。1つ目には、女性の労働参加率の低さがある。ネパールでは、文化的・伝統的な価値観により、特に農村部では女性の労働市場への参加が制限される傾向がある。家事や家族の世話など、経済活動としてカウントされない無報酬労働に多くの女性が従事しているため、公式な労働力統計には反映されにくい。2つ目には、ネパールでは、農業や小規模自営業などのインフォーマルセクターで働いている人が多いことが挙げられる。ネパール統計局のNepal Labor Force Survey 2017/18によると、労働者の62.2%がインフォーマルセクターで働いており、こうした労働者は統計の調査対象に含まれにくい。3つ目は出稼ぎ労働者の国外流出であり、ネパールでは多くの労働者が湾岸諸国やマレーシア、韓国、インドなどで働いている。これらの国外労働者は国内の労働市場にいないため、国内労働力率が低く見える原因の一つとなる。

一方、ネパールと同様に労働輸出が多いフィリピンでは、2024年6月の15歳以上の

労働力率が 66%と日本より高い。フィリピンに比べてネパールが低い理由としては、フィリピンでは、女性の社会進出が比較的進んでおり、教育水準も高く、多くの女性が正式・非正式を問わず経済活動に参加していることが挙げられる。2つ目の背景としては、フィリピンは都市化が進んでおり、都市部ではサービス業や小売、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）など、比較的雇用吸収力のある産業が多く存在するが、ネパールは農村人口が依然として多く、産業の多様性が低いため、労働市場に参加する機会が限定されることが挙げられる。

3.1.3 賃金水準

ネパールでは 1959 年に制定された The Factory and Factory Workers Act（工場および工場労働者法）にて、製造業における最低賃金を定めている。最低賃金は 2 年ごとに改定される。2025 年 7 月から導入された最低賃金は 19,550 ルピーとなっている。

表 19 2017/18 年度以降の最低給与

年度	基本給	生活手当（Dearness Allowance）	月額最低給与
2017/18	6,205	3,495	9,700
2019/20	8,455	4,995	13,450
2021/22	9,385	5,615	15,000
2023/24	10,820	6,480	17,300
2025/26	12,170	7,380	19,550

出典：各種ウェブサイトより作成³⁰

一方、インフォーマルセクターでは最低賃金が守られないことも多く、ILO の 2022 年の資料によると、最低賃金以下で働く労働者は全体の 37.3%に上った。

表 20 賃金水準と性別による賃金雇用の分布

月額給与	合計			男性			女性		
	フォーマルセクター	インフォーマルセクター	合計	フォーマルセクター	インフォーマルセクター	合計	フォーマルセクター	インフォーマルセクター	合計
最低賃金以下	6.9	41.9	37.3	5.4	31.6	28	11.3	66.8	60.7
NPR 6724以下	1.1	8.3	7.3	0.5	4.5	3.9	2.9	17.5	15.9
NPR 6725～13450	5.8	33.6	30	4.9	27.1	24.1	8.4	49.3	44.8
最低賃金以上	93.2	58.1	62.7	94.6	68.4	72	88.7	33.3	39.3
NPR 13450～26900	59.8	46.9	48.6	59.8	53.8	54.7	59.8	30.1	33.3
NPR 26900以上	33.4	11.2	14.1	34.8	14.6	17.3	28.9	3.2	6
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

出典：ILO2022

他方、実際の給与水準についての公式統計は、Nepal Labor Force Survey 2017/18 が最新のものとなっている。それによると、非農業のフォーマルセクターの被雇用者の平均給与は 18,942 ルピー、インフォーマルセクターでは 18,984 ルピーとなっている。

³⁰ <https://www.kumarijob.com/blog/news/minimum-salary-in-nepal-2082>
<https://frontline.com.np/blog/minimum-wage-in-nepal/>など

表 21 セクターごとの平均給与（2017/18 年度）

分類	平均収入 (男性)	平均収入 (女性)	平均収入 (合計)	中央値収入 (男性)	中央値収入 (女性)	中央値収入 (合計)
全体	19,464	13,630	17,809	18,000	12,000	15,208
フォーマル農業	15,705	10,975	14,197	15,000	8,000	10,500
フォーマル非農業	20,679	15,237	18,942	18,000	13,000	17,500
インフォーマル農業	13,333	11,038	12,055	12,167	10,646	11,406
インフォーマル非農業	19,632	14,131	18,984	18,250	12,167	18,125
家事労働（民間家庭従事者）	12,207	8,374	9,838	12,167	9,000	9,125

出典：Nepal Labor Force Survey 2017/18

なお、世界各国の給与をまとめているデータベース Worldsalaries.com によると、2025 年のネパールの工場労働者の給与は、13 万 9,100 ルピー（約 1,003 米ドル）から 47 万 8,100 ルピー（約 3,448 米ドル）の間で、平均年収は 30 万 1,800 ルピー（約 2,176 米ドル）となっている。また、溶接工については、27 万 7,400 ルピー（約 2,000 米ドル）となっている³¹。Worldsalaries.com のサイトでは、これらの給与の算出根拠を公開していない。

1.10.4 海外就労の現状とスキーム

(1) 海外就労の現状

ネパールはもともと海外移住労働が非常に盛んで、2021 年の国勢調査によると、人口約 2,900 万人のうち 7.5% が海外で労働に従事している。ネパールでは主要産業の農業だけで生計を立てることが難しい。加えて、他の国内産業が育っておらず、国内の雇用機会が不足しており、海外就労渡航者数が増えている。

国際労働機関（ILO）の 2025 年のレポートによると、2023 年のアジア諸国の海外移住労働者数は、フィリピン、バングラデシュ、パキスタンに次いで、ネパールが 4 番目に多かった。人口が 2 億人のパキスタンを含め、上位 3 カ国は人口 1 億人を超えるが、ネパールの人口は 2,900 万人に過ぎず、人口に比して海外移住労働者の割合が大きいことがわかる。また 2019 年から 2024 年の 5 年間の伸び率は、ネパールが 95% で最も大きい。

³¹ <https://worldsalaries.com/average-salary-in-nepal/>

表 22 アジア諸国からの海外移住労働者数の推移（2012－2024 年）

単位：千人

国	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2023/24 年の伸び 率	2019/24 年の伸び 率
フィリピン	1,802	1,836	1,833	1,844	2,112	1,993	1,845	2,157	550	743	1,206	2,331	2,474	6%	15%
パナマ	608	409	426	556	758	1,009	734	700	218	617	1,136	1,305	1,012	-22%	45%
パキスタン	635	620	752	947	839	496	382	625	225	288	832	863	727	-16%	16%
ネパール	385	451	520	499	404	383	354	236	190	72	349	494	460	-7%	95%
インド	747	817	805	781	521	391	340	368	94	133	373	398	389	-2%	6%
中国	512	527	562	530	494	522	492	487	301	323	259	347	409	18%	-16%
スリランカ	282	293	301	263	243	212	211	190	54	122	311	298	313	5%	65%
インドネシア	495	512	430	276	235	262	284	277	113	73	201	275	297	8%	7%
ミャンマー	68	67	65	95	146	162	234	330	75	3	187	203	NA		
バングラデシュ	80	88	107	116	126	135	143	153	79	45	143	160	159	-1%	4%
タイ	134	131	120	117	114	91	115	114	41	37	88	105	95	-9%	-16%
ラオス	7	23	8	51	58	49	120	54	28	0	53	105	98	-7%	82%
カンボジア	35	23	25	41	86	96	105	68	23	3	34	60	45	-26%	-34%
合計	5,790	5,797	5,953	6,117	6,137	5,801	5,359	5,758	1,990	2,459	5,172	6,944	6,479	-7%	13%

注：ミャンマーの 2023 年のデータは推定値

フィリピンの人数には船員が含まれる

出典：ILO, ADB, OECD Report 2025 “Labor Migration in Asia : Fair Recruitment, Training, and Development”

(2) 主な派遣先国

2024 年 3 月の在ネパール日本大使館の資料によると、2022/23 年度までの海外移住労働者の累計は 649 万人強で、就労先としてはマレーシアが最も多く 190 万 7,000 人となっている。2 位から 6 位は、カタール、サウジアラビア、UAE、クウェート、バーレーンであり、8 位のオマーンも含めると、これら GCC6 カ国への派遣は累積 422 万人となり、全体の 65%となる。なお、インド・ネパール間の国境の通行は自由であるため、インドで就労する労働者の数に関する公式な統計はなく、インドが最大の出稼ぎ先であると推測される。

表 23 海外移住労働者の渡航先国別の累計（2022/23 年度まで）

順位	出稼ぎ先	人数
1	マレーシア	1,907,474
2	カタール	1,649,557
3	サウジアラビア	1,321,232
4	UAE	889,603
5	クウェート	230,861
6	バーレーン	80,287
7	韓国	77,109
8	オマーン	48,711
9	日本	29,182
10	アフガニスタン	16,420
11	レバノン	12,785
12	イスラエル	10,130
13	その他	219,564
	合計	6,492,915

（注）海外労働局による海外労働許可発行数。インドへの出稼ぎ労働者数を除く。

注：ネパールの年度は通常 7 月 16 日から翌年 7 月 15 日まで

出典：在ネパール日本大使館 2024 年 3 月 ネパール経済 2024

過去3年間の新規渡航先国は、表24のとおりで、2024/25年度では、UAEが最も多く20万人超、次いでサウジアラビア、カタール、クウェートとなっている。第10、11位のバーレーンとオマーンを併せると、2024/25年度のGCC諸国への派遣は37万7,886人で、全体の75%を占め、2022/23年度までの累計より増加している。一方、マレーシアへの派遣人数は2022/23年度には22万人近くに達し、派遣先国トップだったが、2023/24年度には8万人強、2024/25年度には1万人余まで激減した。この理由は、マレーシア政府が外国からの非熟練労働者への依存から脱却し、産業の高度化、自動化を進める政策を打ち出し、外国人労働者の受け入れ人数の上限³²を定めたためである。日本への渡航人数は2022/23年度が5,839人、2023/24年度が10,500人、2024/25年度が18,744人と2年間で3.2倍に増加した。

表24 過去3年間の渡航先国別新規海外移住労働者数の推移

No.	渡航先国	2022/23	2023/24	2024/25 ^P
1	UAE	59,152	131,026	201,148
2	サウジアラビア	55,791	73,095	77,247
3	カタール	40,517	40,932	49,178
4	クウェート	31,410	28,776	38,480
5	ルーマニア	13,137	12,700	22,373
6	日本	5,839	10,500	18,744
7	韓国	21,870	12,837	13,735
8	マレーシア	219,357	81,382	10,219
9	モルディブ	3,994	5,958	7,920
10	キプロス	4,275	5,930	7,525
11	バーレーン	3,952	5,116	6,540
12	オマーン	2,716	2,905	5,293
13	マルタ	5,603	4,766	2,689
14	ヨルダン	621	1,976	1,808
15	トルコ	115	275	1,589
16	イスラエル	786	333	788
17	ポーランド	4,915	1,649	313
18	レバノン	7	14	26
19	アフガニスタン	0	28	7
	その他	20,167	39,904	40,335
	合計	494,224	460,102	505,957

出典：ネパール中央銀行 Current Macro-Economic and Financial Situation

一方、ネパール人労働者が、外国での過酷な労働環境で命を落とすなど、問題も指摘されている。ネパール政府は2015年から、GCC諸国とマレーシアに海外移住する労働者が支払う手数料の上限を1万ルピー（83米ドル）とする制度を取り入れているが、上限を超えて支払っているケースは多い。2019年に最高裁は、手数料上限規則の執行を強化するように政府に求めているが、問題はなくなる。渡航に際して多額の借金をするネパール人労働者は、渡航後も正当な賃金を支払われず、劣悪な労働・生活環境に見

³² 従来は企業ごとの上限は定めていたが、国全体での受け入れ上限は定めていなかった。

舞われることが少なくない。2019年から2023年の間に4,700人のネパール人労働者が海外で死亡したともいわれている³³。カタールのFIFAワールドカップでは、多くのネパール人が建設現場で労働していたが、長時間労働、暑さ、劣悪な生活環境等により、多くの労働者が命を落とした。2022年11月7日のNew York Timesによると、2010年にカタールがワールドカップの開催地に決まってから、2,100人のネパール人労働者が死亡した。ワールドカップ施設建設で死亡した外国人労働者には、インド、バングラデシュ、スリランカ、パキスタン人もおり、ネパールだけの問題ではないが、海外就労渡航労働者の人権問題は、社会問題になっている。近年では、ネパール人がロシア軍に採用され、ウクライナとの戦争に従事して死亡するケースもニュースになった。

(3) 海外就労のスキーム

海外就労に係る制度は、ネパール労働・雇用・社会保障省（MoLESS；Ministry of Labour, Employment and Social Security）が管轄する。海外就労の規制・支援については労働・雇用・社会保障省の海外雇用局（DoFE：Department of Foreign Employment）が担当している。

DoFEは、人材紹介業者の登録、求人情報と契約の確認、海外就労許可書（The Overseas Employment Certificate：OEC）の発行などを行う。

DoFEは主に、海外就労中に死亡した労働者の家族への金銭的支援、病気や負傷した人々への医療費支援、国外に取り残された遺体の搬送支援、目的地国での内乱による労働者の救出、経済不況によって取り残された労働者の救出、公共の意識啓発プログラムの実施、および海外でのシェルターの運営などを行っている。

海外労働について定めているのは、2007年の海外雇用法とその施行細則である。この法律では、ネパール人は以下の3つの方法で、海外で就職できている。

- ・労働者本人が雇用者と直接契約する海外就職
- ・民間の求人紹介機関（＝送出機関）を通じた海外就職
- ・政府を通じた海外就職

MoLESSは、ネパール人の労働者本人が雇用者と直接契約する方法で就職できる国を178カ国³⁴定めている。雇用者との直接契約は、例えば既に海外に在住しているネパール人が居住国でつてなどを頼って就職する場合や、ネパール居住のネパール人が海外に住む家族や親せきなどを通じて海外の就職先を見つける場合などが該当する。

ネパールからの海外就職の多くの場合は、民間や政府を通じた労働者と雇用主をつなぐ組織的な派遣となり、2025年9月20日現在111カ国への派遣が認められている。これら111カ国のうち、2025年9月20日現在、ネパールが二国間労働派遣協定を結んでいるのは、12カ国となっている。

³³ <https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/dying-work-abroad-why-nepalese-migrants-are-fighting-other-peoples-wars>

³⁴ 178国のリストは公開情報からは入手できていない。

表 25 ネパールからの労働派遣が認められている国（2025年9月20日現在）

No.	国	No.	国	No.	国
1	アフガニスタン*	38	ガイアナ	75	ナイジェリア
2	アルバニア	39	バチカン	76	ノルウェー
3	アルジェリア	40	香港	77	オマーン
4	アルゼンチン	41	ハンガリー	78	パキスタン
5	アルメニア	42	アイスランド	79	パナマ
6	オーストラリア	43	インドネシア	80	ペルー
7	オーストリア	44	イラン	81	ポーランド
8	アゼルバイジャン	45	イラク*	82	ポルトガル
9	<u>バーレーン</u>	46	アイルランド	83	<u>カタール</u>
10	バングラデシュ	47	<u>イスラエル</u>	84	<u>韓国</u>
11	ベラルーシ	48	イタリア	85	スロバキア共和国
12	ベルギー	49	<u>日本</u>	86	<u>ルーマニア</u>
13	ボリビア	50	<u>ヨルダン</u>	87	ロシア
14	ボスニア・ヘルツェゴビナ	51	カザフスタン	88	サイパン
15	ブラジル	52	ケニア	89	サウジアラビア
16	ブルネイ	53	コソボ	90	シンガポール
17	ブルガリア	54	クウェート	91	スロベニア
18	カナダ	55	ラオス人民民主共和国	92	南アフリカ
19	チリ	56	ラトビア	93	スペイン
20	中国	57	レバノン	94	スリランカ
21	コロンビア	58	リビア*	95	スウェーデン
22	カンボジア	59	ルクセンブルク	96	スイス
23	コンゴ	60	マカオ	97	セーシェル
24	コスタリカ	61	<u>マレーシア</u>	98	タンザニア
25	クロアチア	62	モルディブ	99	タイ
26	キューバ	63	マルタ	100	フィリピン
27	キプロス	64	北マケドニア	101	チュニジア
28	チェコ共和国	65	メキシコ	102	トルコ
29	デンマーク	66	モルドバ	103	ウガンダ
30	エジプト	67	モンゴル	104	ウクライナ
31	エストニア	68	<u>モーリシャス</u>	105	<u>アラブ首長国連邦</u>
32	フィジー	69	モロッコ	106	アメリカ合衆国
33	フィンランド	70	モザンビーク	107	ウズベキスタン
34	フランス	71	ミャンマー	108	ベネズエラ
35	<u>ドイツ</u>	72	オランダ	109	ベトナム
36	<u>イギリス</u>	73	ニュージーランド	110	ザンビア
37	ギリシャ	74	ニカラグア	111	セルビア

注：アフガニスタン、イラク、リビアは2025年9月20日現在、派遣が停止されている。

太字下線は二国間協定締結国

出典：DoFE ウェブサイト

二国間協定を締結している12カ国のうち、韓国、英国、イスラエルについてはネパール政府が直接、派遣労働者をリクルートして派遣することとなっている。韓国への派遣は、単純労働者が対象のE9ビザによる派遣である。イスラエルには介護、農業、観光の分野で派遣されており、英国には看護師を派遣することで合意している。

111 国中、派遣が停止されているアフガニスタン、イラク、リビア、及び政府が派遣することになっている韓国、英国、イスラエル以外の 105 国については、送出機関が派遣することになる。

(4) 送出機関の認可制度

ネパールにおける人材ライセンスは、企業が人材紹介業者として運営するために必要な法的な許可証で、送出機関はこのライセンスを取得する必要がある。海外雇用法 2064（2007 年）および海外雇用規則 2064（2008 年）に基づいて管理されており、倫理的な業務実践と労働者の権利保護を確保する。

申請者は以下の書類を提出する必要がある。

- ・ 海外雇用局（DoFE）所定の申請書
- ・ 会社登録証明書
- ・ 定款および会社規程
- ・ 税務完了証明書
- ・ 払込資本金の証明書（最低 1,500 万ルピー）
- ・ 銀行保証（500 万ルピー）
- ・ オフィス所有権または賃貸契約書
- ・ 会社役員の市民権証明書
- ・ 役員の警察証明書
- ・ 役員の学歴証明書

なお、DoFE のサイトには、2025 年 9 月 23 日現在、1,704 社が掲載されている³⁵。一部の送出機関は営業停止中（Blocked）となっている。

3.2 ネパールの教育制度

3.2.1 教育制度の概要

(1) 学校教育行政

ネパールの教育行政は、教育科学技術省（Ministry of Education, Science and Technology : MoEST）が所管している。その中で、初等・中等教育は教育人材開発センター（Center for Education and Human Resource Development : CEHRD）が、大学・高等教育は大学助成委員会（University Grants Commission : UGC）が、技能職業教育は技術教育職業訓練委員会（Council for Technical Education and Vocational Training : CTEVT）が担っている。

(2) 学校教育の体系

ネパールの教育制度は 8 年間の基礎教育、4 年間の中等教育とその後の高等教育に分かれる。2016 年の教育法改正により、基礎教育の 8 年間は無償の義務教育期間であると定められ、公立学校の学費は無償となっている。基礎教育終了後には、基礎教育終了試

³⁵ <https://dofe.gov.np/Recruiting-Agences.aspx>

験（Basic Level Examination：BLE）を受験し、不合格の場合は再試験を受けるか、8学年を再履修することとなる。

中等教育は2年間の前期中等教育（9～10年生）と2年間の後期中等教育（11～12年生）に分かれる。一部の中等学校に、技能職業コースが併設されており、一般教育はCEHRDが、技能職業教育はCTEVTが管轄する。10年生終了時には中等教育試験（Secondary Education Examination：SEE）を受験する。SEEの結果によって、中等学校の11年生に進む場合と、技能職業コースに進む場合がある。12年生終了時には、国家試験庁（NEB）の中等学校卒業試験を受験し、卒業すると日本の高卒に相当する資格が得られる。技能職業コースはCTEVTの認可を受けた職業訓練学校のPre-Diploma課程、又はDiploma課程を受講する。期間はPre-Diploma課程で18カ月程度（専攻により異なる）、Diploma課程で3年程度（専攻により異なる）となる。Pre-Diploma課程ではTSLC（Technical School Leaving Certificate）の資格を、Diploma課程ではDiplomaの資格をそれぞれ取得する。

表 26 ネパールの教育体系

教育段階		学年	年齢の目安	備考
基礎教育	前期基礎教育	1～5年生	5～9歳	BLEを受験
	後期基礎教育	6～8年生	10～13歳	
前期中等教育	一般コース 技術コース	9～10年生	14～15歳	SEE受験
後期中等教育	一般コース 技術コース	11～12年生	16～17歳	中等学校卒業試験を受験
技術職業教育		11年生以上 Pre-Diploma, Diploma	16歳以上	18カ月～2年のPre-diploma 3年のDiploma
高等教育		大学・大学院※	18歳～	学士（3～5年）、修士、博士

出典：JICA「ネパールの教育制度」などより作成³⁶

³⁶

https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2024/_icsFiles/afieldfile/2024/04/08/09_nepal.pdf

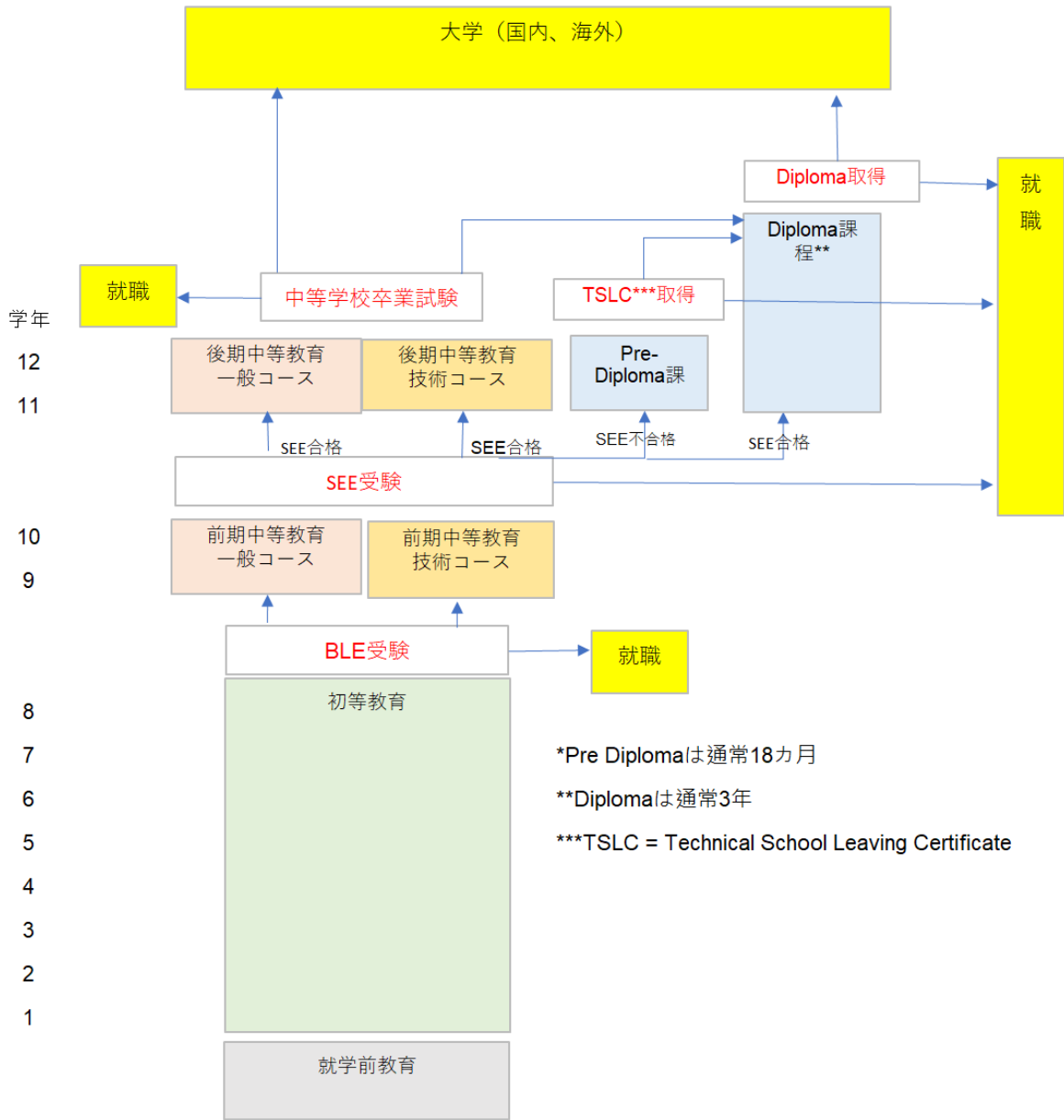


図 30 ネパールの教育体系

出典：「ネパール教育制度」 文部科学省資料より

(3) 学校数・学生数

MoESTの2023年度のデータによると、基礎教育、中等教育に携わる学校数と学生数は表27のとおりで、1～5学年のみを教える学校が17,617校あるが、この中には1学年、あるいは1～2学年までしか教えていない学校も過疎地、農村地には存在する。1～8学年の8年間を教える学校は6,767校となっている。9～10学年の学校は6,672校、9～12学年を教える学校は4,820校となっている。相対的に私立学校は中等教育学校の割合が多い。生徒数は全体で約714万人である。

表 27 基礎教育、中等教育学校数（2023 年度）

	公立	私立	合計
1～5 学年	15,802	1,815	17,617
1～8 学年	4,972	1,795	6,767
9～10 学年	3,533	3,139	6,672
9～12 学年	3,683	1,137	4,820
合計	27,990	7,886	35,876

出典：Flash I Report 2023/2024, MoEST より作成

表 28 基礎教育、中等教育生徒数（2023 年度）

	公立	私立	合計
1～5 学年	2,369,763	1,149,451	3,519,214
6～8 学年	1,323,096	529,394	1,852,490
9～10 学年	787,587	257,505	1,045,092
11～12 学年	515,020	211,443	726,463
合計	4,995,466	2,147,793	7,143,259

出典：Flash I Report 2023/2024, MoEST より作成

(4) 就学率

基礎・中等教育における就学の現状を見ると、表 29 のとおりとなる。

表 29 ネパールの基礎・中等教育の就学率（2023 年度）

		総就学率	純就学率
基礎教育	1～5 学年	124.8	95.6
	6～8 学年	116.1	94.4
中等教育	9～10 学年	98.7	76.5
	11～12 学年	67.6	37.1

注：総就学率とは、就学者数をその学年に就学すべき年齢の人口で割ったもの。本来就学すべき年齢よりも遅れる生徒もいるため 100%を超える場合がある。純就学率とは、本来就学すべき年齢の生徒だけを、その年齢の人口で割った割合。

出典：Flash I Report 2023/2024, MoEST

ネパールの基礎教育の総就学率・純就学率を見るとその数値は高く、純就学率は 95%程度となっている。中等教育になると総就学率・純就学率は下がっており、特に、第 11～12 学年の総就学率は 67.6%、純就学率は 37.1%である。それでも、2017 年度の 11～12 学年の総就学率、純就学率はそれぞれ 45.0%、24.7%だったので、過去 6 年間に改善していることがわかる。

なお、2023 年度までは、SEE で不合格となった生徒は就職するか、留年して翌年また SEE を受験することになるしかなかったが、2024 年から CTEVT は、SEE に不合格となった生徒の Pre-Diploma 課程への受け入れを開始した。CTEVT は、ホテルマネジメント（2 コース）、農業・畜産（3 コース）、工学（17 コース）、等の合計 25 の Pre-Diploma 課程を開設している。18 カ月の Pre-Diploma 課程を修了した学生は、成績次第では Diploma 過程に進むことが可能となる。

2025 年 8 月 4 日の The Himalayan Times によると、2025 年の 12 年生の終了試験の合格率は 61.25%だった。39 万 6,347 人が受験し、24 万 2,765 人が合格となった。不

合格だった学生は翌年、不合格となった科目の再試験を受けることができる。2025年に再試験を受けた学生数は11万4,640人で、そのうち4万1,840人が合格となり、合格率は36.49%だった。

12年生の試験の合格者の進路は、ネパールの大学への進学、海外留学、就職、Diploma課程などの専門学校への進学、海外留学、海外就職等である。現地の送出機関へのインタビュー等によると、日本への語学留学は、日本国内でアルバイトが認められていることもあり、12年生修了者の人気の留学先であるという（ネパール人の留学については後述）。また、日本への特定技能の派遣を行っている送出機関によると、特定技能を目指す若者の多くは12年生修了者であるとのことであった。

なお、12年生の試験の合格者の大学進学率は公表されていないが、世界銀行のデータによると、ネパールの2023年の高等教育総就学率（年齢に関係なく高等教育に在籍する学生数を、公式に高等教育に相当する年齢層の人口で割り、100を掛けたもの）は18%となっている。

3.2.2 ネパールの大学・高等教育機関

ネパールの大学は、大学が直接設立・管理・運営している「構成カレッジ (Constituent College)」と、運営は民間等が担う「提携カレッジ (Affiliate College)」に大別される。提携カレッジは、急速に拡大した高等教育の需要に、国が出資する大学だけでは対応できなくなったこと等が背景にある。

例えば、トリブバン大学 (Tribhuvan University) の傘下には、62の構成カレッジと1,085の提携カレッジが存在する。提携カレッジは、提携先の大学から教育課程及び試験の監督を受け、学位等は提携先の大学の名において授与される。

MoESTの2021年のデータによると21校の大学があり、55万6,797人が学んでいるが、そのうち42万2,653人はトリブバン大学とその提携カレッジで学んでいる。

表 30 ネパールの大学・カレッジ数と学生数（2020/2021年）

No.	大学	カレッジ数		学生数		合計
		構成 カレッジ	提携 カレッジ	構成 カレッジ	提携 カレッジ	
1	Tribhuvan University	62	1,085	161,341	261,312	422,653
2	Kathmandu University	7	15	7,522	9,325	16,847
3	Purbanchal University	8	115	3,898	44,960	48,858
4	Nepal Sanskrit University	14	11	2,895	154	3,049
5	Pokhara University	9	58	3,311	29,173	32,484
6	Lumbini Buddha University	1	5	482	529	1,011
7	Agriculture and Forestry University	1	-	3,814	613	4,427
8	Far Western University	15	-	13,873	0	13,873
9	Mid-Western University	16	1	7,860	796	8,656
10	Open University	1	-	969	0	969
11	Rajshree Janak University	1	-	399	0	399
12	B.P. Koirala Institute of Health Science	1	-	1,334	0	1,334
13	Karnali Academy of Health Science	1	-	267	0	267
14	National Academy of Medical Sciences	1	-	971	0	971
15	Patan Academy of Health Science	1	-	924	0	924
16	Pokhara Academy of Health Science	1	-	75	0	75
	合計	140	1,290	209,935	346,862	556,797

注：ネパール中央銀行統計には21の大学が掲載されているが、5校についてはデータが未記載となっているため、表から割愛した。Agriculture and Forestry Universityについては、ネパール中央銀行統計には提携カレッジ数が記載されていないが、学生数が記載されているため、そのまま転記した。

出典：MoEST（ネパール中央銀行統計より）

また、構成カレッジと提携カレッジを合わせて1,430カレッジあるが、工学部のある大学は少ない。ネパールの学生が立ち上げた教育情報サイト Colleges Nepal によると、次の9校が工学部のある大学/提携カレッジとしてリストアップされている。

表 31 工学部のある大学/提携カレッジ

	学校名	市	附属する大学
1	Institute of Engineering, IOE, Pulchowk Engineering Campus	Kathmandu	TU
2	School of Engineering, Kathmandu University	Dhulikhel, Kavre	KU
3	Kathmandu Engineering College	Kathmandu	TU
4	Nepal Engineering College	Bhaktapur	PU
5	Kantipur Engineering College	Lalitpur	TU
6	Sagarmatha Engineering College	Kupandole	TU
7	Cosmos Engineering College	Lalitpur	PU
8	National Academy of Science and Technology (Dhangadi Engineering College)	Dhangadi	PU
9	Janakpur Engineering College	Bhaktapur	TU

TU: Tribhuvan University, KU: Kathmandu University, PU: Pokhara University.

出典：教育情報サイト Colleges Nepal より作成

一方、この中で造船工学の学科をもつ大学は見当たらず、ネパールの送出機関でのヒアリングでも、造船工学を持つ高等教育機関はないとのことであった。

3.2.3 ネパールの高等専門学校・職業訓練学校

2017年に発行された *Comprehensive TVET Annual Report 2075* によると、ネパールにおける職業訓練教育の中心となるのは、教育省の下部機関である技術教育職業訓練委員会（CTEVT：Council for Technical Education and Vocational Training）であるが、他の省庁も職業教育に携わっており、例としては、MoLESSの傘下の職業スキル開発トレーニングセンター（Vocational and Skill Development Training Center：VSDTC）、産業商業供給省（Ministry of Industry, Commerce and Supplies）傘下の家内小規模産業トレーニングセンター（Cottage and Small Industry Training Institute）等、合計12の省庁が職業教育に関与している。

ここでは、職業訓練教育の中心となるCTEVTについて概説する。

CTEVTには、NSTB（National Skill Testing Board）が設置されており、NSTBは職業能力基準（skill standards）を策定する。CTEVTはDiplomaや短期職業訓練のカリキュラムも作成している。溶接については、短期職業訓練の中の溶接助手（550時間）、アーク溶接、ガス溶接、TIG溶接、MIG溶接をカバーする溶接全般コース（710時間）、プロフェッショナル溶接工（1,696時間）のカリキュラムがある。

また、DiplomaやPre-Diplomaでは、機械工学のカリキュラムの中に溶接が含まれている。

CTEVT直轄の66校でTVET教育を行う他、民間の教育機関や、中等学校でもTVET教育は実施されている。初等・中等教育は教育人材開発センター（CEHRD：Center for Education and Human Resource Development）が管轄しているが、技術職業教育については、CTEVTが認定したカリキュラムを使用する。CTEVTのウェブサイトによると（2025/8/17現在）、TVET教育を行う学校は、中等学校も含めて1,131校存在する。

州別の立地数は図31のとおりで、カトマンズのあるバグマティ州の学校数が最も多

く、268 校が立地している。

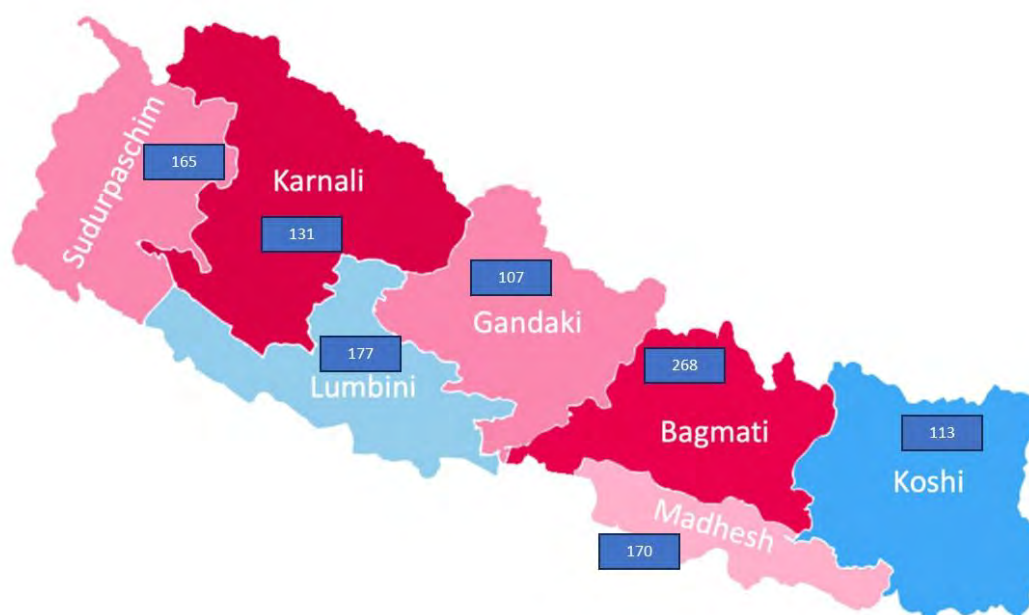


図 31 州別の職業訓練校立地数

出典：CTEVT ウェブサイトの情報より作成

一方、1,131 校のうち機械工学の Diploma、Pre-Diploma 課程を持つ高等専門学校は 20 校と少ない。CTEVT の機械工学の Diploma、Pre-Diploma のカリキュラムには、溶接が含まれている。

Diploma、Pre-Diploma 課程を持つ高等専門学校の中には、以下の 4 校が短期 2 カ月程度の短期コースを実施している。

- ・ Balaju School of Engineering Technology,
- ・ Butwal Technical Institute,
- ・ Korea Nepal Polytechnic Institute,
- ・ Manmohan Memorial Polytechnic Institute

このうち、Balaju School of Engineering Technology はカトマンズに立地している。同校には現地調査で訪問する予定であったが、反政府デモによる外出禁止令により、訪問できなかった。

表 32 機械工学の Diploma、Pre-Diploma 課程を持つ高等専門学校

	州	学校名	Diploma	Pre Diploma	溶接短期コース
1	Bagmati	Balaju School of Engineering Technology	○	○	有
2	Madesh	Balara Polytechnic Institute	○	x	NA
3	Lumbini	Bheri Technical School	○	○	NA
4	Lumbini	Butwal Technical Institute	x	○	有
5	Madesh	Birgunj Institute of Technology	○	x	NA
6	Koshi	Damak Polytechnic Institute	○	x	NA
7	Bagmati	Himalaya Institute of Technology	x	○	NA
8	Gandaki	Isaneswor Technical School	x	○	NA
9	Lumbini	Korea Nepal Polytechnic Institute	○	x	有
10	Madesh	Lahan Technical School, Lahan.	○	○	NA
11	Koshi	Manmohan Memorial Polytechnic Institute	○	x	有
12	Bagmati	Nepal Bharat Polytechnic Institute	○	x	NA
13	Bagmati	Nepali Army School of Electronic and Mechanical Engineering	○	x	NA
14	Bagmati	Orbit Technical Institute	x	○	NA
15	Madesh	Prashauni Polytechnic Institute	○	x	NA
16	Lumbini	Sahid Krishnasen Ichchhuk Polytechnic	○	x	NA
17	Lumbini	Santi Namuna Secondary School	x	○	NA
18	Sudurpaschim	Shuklaphanta Polytechnic Institute	○	x	NA
19	Lumbini	Tulsipur Polytechnic Institute	○	x	NA
20	Gandaki	Western Community Skill Development Center	x	○	NA

出典：CTEVT ウェブサイトより作成

一方、民間の TVET 機関である Nikhil Multi Service を訪問することが出来た。Nikhil Multi Service の概要は以下のとおりである。

(1) Nikhil Multi Service

カトマンズ市に立地する職業訓練校。一軒家のような場所を学校に改装している。創業者の Narayan Pradhan 氏は、中東のホテルに空調エンジニアとして働いた経験がある。Pradhan 氏自身は技能があったので、それなりの待遇を得ていたが、中東では多くのネパール人がスキルのないまま働きに来て、過酷な労働条件、低賃金で働いているのを見て、待遇改善のためにはネパールで訓練する必要があると考え、学校を設立した。

現在は建設関連の以下の職種の訓練を行っている。

- ・配管
- ・電気工事
- ・型枠大工
- ・仕上げ大工
- ・石工 (Masonry)

- ・鉄筋組立
- ・アルミニウム加工
- ・石膏ボードの取り付け (Gypsum Installation)
- ・エアコン・冷蔵機器整備
- ・塗装
- ・溶接

主に数週間から数カ月程度の短期コースを実施している。(アーク溶接コースは 1 カ月、塗装は 2 週間)。アーク溶接 28,000 ルピー/月、MIG 溶接が 62,500 ルピー/月、TIG 溶接が 87,500 ルピー/月、塗装 25,000 ルピー/月。溶接は材料費などがかかるので、電気 (16,000 ルピー/月) や石工 (6,000 ルピー/月) に比べて高い。

電気・配管向けには Pre-Diploma レベルの 12 カ月コースも実施しているが、Pre-Diploma コースの生徒は全体の 1%程度。

溶接と塗装の生徒数は、2025 年 10 月の訪問時には、それぞれ 14 人、2 人とのことであつた。溶接や塗装の生徒の学歴は、主に 10 年生修了者またはそれ以下で、職務経験を持つアーク溶接修了者の中には、TIG・MIG 溶接のために 2~3 か月の延長コースを受講する者もある。受講修了者の 95%は韓国、欧州、中東に働きに出ているとのことである。



学校外観



溶接ワークショップ



溶接ブース



溶接ブース



図 32 Nikhil Multi Service の写真

出典：現地調査にて撮影

この他、大手送出機関が訓練学校を併設し、派遣先からの必要に応じて、溶接も含め、技能教育を実施することもある。例としては、以下の 2 校がある。2 校とも CTEVT の認可を取得している。

(2) Vision Training Technical Institute (VTTI)

VTTI は、大手送出機関 SOS Manpower Services の子会社（※SOS Manpower Services の説明は<参考>参照）。

VTTI がトレーニングを行っている主な技能は、溶接、枠組み工事（フレームワーク工事）、サッシ取付け、鉄筋組立て、足場組立てである。このうち、溶接労働者の年間訓練人数は約 1,000 人。溶接訓練は雇用主からの要請によるが、最短で 1 か月（1 日当たり 3 時間）である。

研修用の溶接機械は 5～6 台ある。溶接と塗装のトレーナーはそれぞれ 5 人で、ネパール国内の技能試験合格者あるいは海外の同じ職種で経験を積んだ人を雇用している。中東に派遣する人材は 6～7 割は建設分野で、一度に 500 人規模の派遣依頼があり、20～30 人 1 組で溶接トレーニングを行う。日本への派遣も依頼があれば溶接を含めた技能訓練を行うが、日本からの依頼は少なく、1 度のトレーニングの対象は 3～4 人である。

同じグループ内に、日本向けの特定技能者を訓練する SSW Training Centre があり、介護や外食の人材を育成する他、日本語教育を行っている。SSW Training Centre では年間 700 人の訓練を行っており、1 日 6 時間（日本語 4 時間と技能 2 時間）を 4 カ月受講する。

<参考> SOS Manpower Services

SOS Manpower Services は、主に中東やマレーシアに派遣する労働者の技能教育を実施しており、2024 年に 7,746 人を派遣した。日本には累計で、特定技能労働者 250 人、技能実習生 100 人をこれまでに派遣している。日本に派遣する技能実習生の職種は、枠組み工事（フレームワーク工事）、サッシ取付け、鉄筋組立て、足場組立てが多く、特定技能労働者の職種は、外食業、介護、農業、建築物清掃、宿泊業、ドライバー、空港グランドハンドリングが多い。2025 年 9 月現在、50 人が入居できる女性寮があり、36 人が利用している。生徒の多くは地方出身者で、カトマンズ市内での宿舍の確保が課題になっている。そのため、SOS グループでは、500 人が居住できる宿舍兼校舎を建設中で、2026 年 1 月に稼働することになっている。



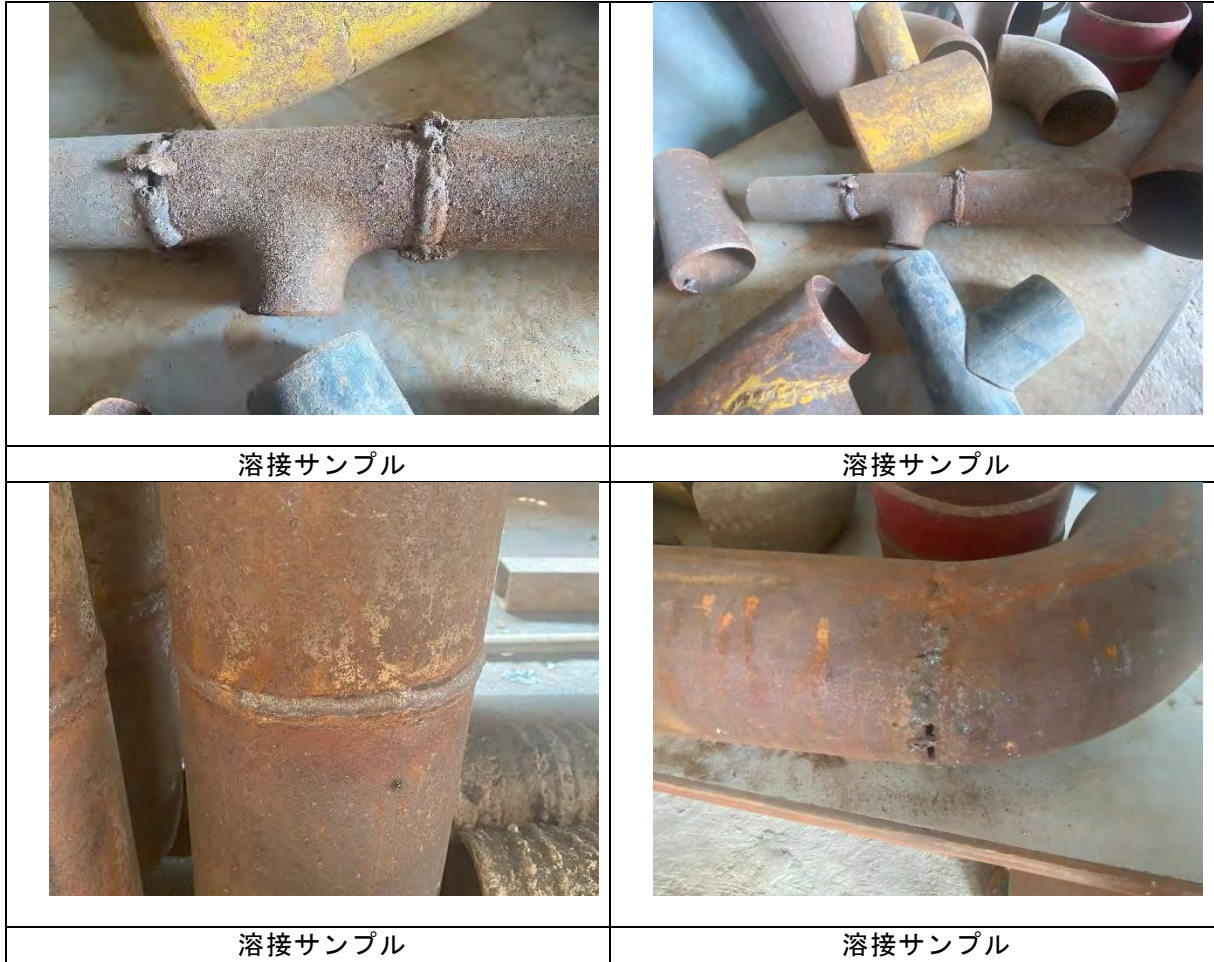


図 33 Vision Training Technical Institute の写真

出典：現地調査にて撮影





図 34 SSW Training Centre の写真

出典：現地調査にて撮影

(3) Universal Technical Institute & Orientation Centre (UTIOC)

2002年に設立された大手送出国 Blue Sky International の子会社（※Blue Sky International の説明は<参考>参照）。中東に派遣する労働者の技能訓練校として、2003年に設立された。

訓練科目は、左官作業（ブロック積み、モルタル塗り、タイル張り、大理石施工）、型枠大工、鉄筋加工・組立て（鉄筋曲げ）、配管作業、塗装作業、足場組立て、電気工事、溶接、パイプ配管取付け、鉄工・製缶作業、断熱施工。溶接機械も設置している。

<参考> Blue Sky International

Blue Sky International は主に中東に派遣してきたが、2022年に Blue Sky Japan を設立して日本への派遣をスタートした。日本にはこれまでに延べ600人を派遣しており、そのうち9割は特定技能労働者である。日本企業と合弁で、介護と外食の派遣前訓練を行う会社を立ち上げた。2025年中に開設する予定となっている。また、日本に派遣する溶接や建設技術労働者教育のための学校設立も準備している。日本の建設会社などとの合弁会社となる。日本の建設業界向けには、これまでに工場建設労働者を派遣しており、今後は、統合型リゾート 大阪 IR の建設向けの労働者の需要もあるとのことであった。



図 35 Universal Technical Institute & Orientation Centre の写真

出典：現地調査にて撮影

Blue Sky International のグループ会社に日本に派遣する特定技能労働者の訓練施設 Kings Technical & Vocational Training Center (キングス職業訓練センター) を設立しており、日本語と特定技能の対象技能を教えている。カトマンズ、ポカラ、チトワンの

3カ所にキャンパスがある。2023年8月に入学した第1期生から、2025年3月に卒業した第4期生まで、併せて437人が卒業し、第3期生までは全員、日本に特定技能労働者として入国済である。職種としては介護と外食産業が多い。

キングス職業訓練センターには毎月100人が入学しており、同学校では年間1,200人の養成を目指している。

2025年9月に同校を訪問したところ、生徒は高卒（12年生）の地方出身者が多いようであった。

表 33 Kings Technical & Vocational Training Center の生徒数

クラス	カトマンズ校	ポカラ校	チトワン校	計
第1期生 2023年8月入学	80名（介護）	—	—	80名 卒業・入国済
第2期生 2024年4月入学 2024年8月卒業	40名（介護）	24名（介護）	24名（介護）	88名 卒業・入国済
第3期生 2024年6月入学 2024年10月卒業	29名	50名	70名	149名 卒業・入国済
第4期生 2024年11月入学 2025年3月卒業	60名	30名	30名	120名 卒業・ 就職活動中
午前クラス （朝6時～9時）	27名	55名	20名	102名 （技能実習）

出典：Blue Sky International 資料



図 36 Kings Technical & Vocational Training Center（KTVC）の写真

出典：現地調査にて撮影

(4) カトマンズ大学技術トレーニングセンター（KU-TTC）

カトマンズ大学には、韓国国際協力団（KOICA）の援助で2014年に設立された、カトマンズ大学技術トレーニングセンター（KU-TTC）がある。自動車、機械工学、建築、コンピューター、家具製造などの研修を行っている。長期研修、短期研修を実施する目

的で設立されたが、現在は主に、大学教育の一環として必要な実務研修を実施している。企業との協力合意により、研修を行うこともある。例としては、中国の電気自動車メーカーBYD からの依頼を受けて、電気自動車研修を実施した。BYD の要望に沿ったカリキュラムを作成し、大学が受講生を募集し、研修を受講した生徒の多くは BYD に就職した。

2014 年の設立の際に、POSCO の溶接機械を導入しており、機械工学部の学生などが基礎的な溶接を学ぶためのトレーニングに使っている。溶接トレーナーはフルタイムの職員を 1 名雇用している。

企業と提携して大学生以外の受講生を集め、溶接などの研修を実施することには前向きな姿勢であった。ただし、大学生が溶接技能者として就労することはあまり期待できないとの話が聞かれた（※現地事情に詳しい者の説明によれば、カースト制度の影響によるものとのこと。カースト制度の問題については 3-8-3 に後述。）。

現在は定期的な職業訓練は行っていないため、CTEVT の認可は取得していない。

	
<p>カトマンズ大学 TCC</p>	<p>溶接ブース</p>
	
<p>溶接機</p>	<p>溶接ブース</p>



図 37 カトマンズ大学 TTC の写真

出典：現地調査にて撮影

<参考>職業スキル開発トレーニングセンター

各州政府の社会開発局の傘下には、需要に応じたスキルを持つ人材育成とカリキュラムを開発する職業スキル開発トレーニングセンター (Vocational and Skill Development Training Center : VSDTC) という政府機関がある。

Comprehensive TVET Annual Report 2075 によると、2015 年度と 2016 年度の VSDTC コースの受講人数は表 34 のとおりで、溶接については 2015 年度に 204 人、2016 年度に 228 人が受講している。

表 34 VSDTC コース受講者数

	科目	期間	2015 年度受講人数	2016 年度受講人数
1	一般機械	6 カ月	115	115
2	電気技師	3 カ月	1,322	1,272
3	電気技師（上級）	1.5 カ月	94	106
4	配管工	3 カ月	841	869
5	美容補助員	3 カ月	1,152	1,078
6	美容師	1.5 カ月	277	337
7	仕立て	3 カ月	1,654	1,550
8	洋裁／仕立て	1.5 カ月	82	305
9	電子機器修理	3 カ月	635	649
10	オートバイ修理	6 カ月	548	436
11	自動車整備	6 カ月	168	142
12	コンピューター	6 カ月	955	1,012
13	溶接	3 カ月	204	228
14	Betbanch Goods*	3 カ月	40	78
15	ポンプセット整備	3 カ月	39	38
16	ダカ織り	3 カ月	53	34
17	女性居住者向け訓練	6 カ月	119	118
18	海外雇用・自営業設立	1.5 カ月	11,080	11,159
19	大工	3 カ月	323	121
20	石工	3 カ月	315	42
21	シャッターリング大工	3 カ月	0	0
22	タイル・大理石施工	3 カ月	50	0
	合計		20,066	19,689

*原文のまま。技能の内容不明。

出典：Comprehensive TVET Annual Report 2075

<参考> 国家職業訓練アカデミー（NVTA）

一方、2023 年 12 月、MoLESS が主導して国家職業訓練アカデミー開発委員会（National Vocational Training Academy - Development Committee : NVTA-DC）を設立する法案が可決された。MoLESS によると、国家職業訓練アカデミー（NVTA）は、国内及び海外の人材需要に応えるためのスキルと競争力を持った人材及び起業家を育てることを目的とし、カリキュラムの開発などを行う。既存の職業訓練校等を NVTA に登録することなども計画されている。最長 6 カ月までのトレーニングを実施することになっている。トレーナー教育やコンピューターコースのカリキュラム開発のためのミーティングを実施したことが、ソーシャルメディア等に掲載されているが、2025 年 9 月 16 日現在、NVTA の登録を行った職業訓練校がどれくらい存在するか等の情報は確認できていない。

3.3 造船技術者・技能者の候補生（学生）の国内外の造船業への関心、就職状況

ネパールは内陸国で海がなく、造船業も存在しない。そのため国民の造船業への関心が薄く、造船業からの求人はほとんどない。

建設業からの求人は中東から多い。ある送出機関によると、中東向けの派遣の 6～7 割を建設業が占めるとのことである。一方、カタールの建設現場の劣悪な環境下で犠牲に

なったネパール人労働者も多く、建設業の人気は低いという意見もある。送出機関へのヒアリングによると、10年生終了時の試験（SEE）に合格しなかった学生が非熟練労働者として中東に派遣されることが多いようである。しかし、中東に派遣する労働者の技能研修を行っている学校の溶接サンプルを見る限り、技能のレベルは高くない。

3.4 造船技能者の海外派遣に関する制度、実績、費用

3.4.1 派遣のプロセス

3.1.4 海外就労の現状とスキームのとおり、ネパールからの海外就職は、①労働者本人が雇用者と直接契約する海外就職、②民間の送出機関を通じた海外就職、③政府を通じた海外就職の3通りがあるが、政府派遣と定められている韓国、イスラエル、英国を除くと、ほとんどの場合は民間の送出機関を通じた派遣となる。日本の場合、技能実習生は送出機関を通じて派遣する。特定技能労働者については、派遣の二国間合意が2019年に締結されたが、DoFEによる手続きガイドラインが2024年2月まで発表されていなかったため、それまでは日本語学校などからも派遣されており、派遣手続きも定められていなかった。現地インタビューによると、2025年9月現在、2024年2月にDoFEが発表した手続きは、日本側では承認されておらず、日本の出入国在留管理庁のウェブサイトにも、「ネパールについては、特定技能外国人を受け入れるに当たって、必ずしもネパール政府が認定した送出機関を利用する必要はない（送出機関の利用は任意）」と記載されている（2025年9月23日時点）³⁷。技能実習生の送り出しプロセスの概要は以下のとおりである。

(1) 送出機関との契約

技能実習生の送出しに当たっては、まず監理団体と送出機関が契約を結ぶ。

なお、ネパールの送出機関は、3.1.4 海外就労の現状とスキームで述べたとおり、DoFEのライセンスを取得した事業者であって、さらに日本に技能実習生を派遣することについて認定された送出機関でなければならない（2025年9月現在の日本への認定技能実習生送出機関は498社となっている³⁸）。

(2) 在日ネパール大使館によるデマンドレターの認証

監理団体又は雇用主が必要書類を準備し、在日ネパール大使館に持参する。必要書類は大使館のウェブサイトに掲載されており³⁹、送出機関との契約書、デマンドレターと呼ばれる求人票、監理団体の履歴事項全部証明書の原本、実習実施者の履歴事項全部証明書の原本などが求められている。

在日ネパール大使館においては、提出されたデマンドレターについて認証を行っており、その認証費用として4万6,000円を現金で支払うことが必要になっている。なお、求人詐欺の防止の観点から在日ネパール大使館から雇用主に電話にて確認がなされる場合もある。

³⁷ https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00104.html

³⁸ https://www.otit.go.jp/upload/docs/250618_NPL.pdf

³⁹ <https://jp.nepalembassy.gov.np/pages/demand-attestation-9/>

(3) DoFE からの人材募集許可を取得

監理団体又は受入予定企業は、大使館で認証されたデマンドレターの原本をネパールの送出機関に送付し、送出機関はそれを DoFE に提出する。DoFE は受理したデマンドレターについて人材募集の許可を出しており、送出機関は同許可を取得した後、正式な募集活動を開始する。

(4) 求人活動

求人情報を全国紙や電子メディアに掲載し、候補者を募集する。送出機関の中には事前に人材のプールを持ち、迅速に候補者を雇用主に紹介できる体制を整えている場合もある。また、求人票（デマンドレター）の内容は、DoFE が管理する「海外雇用情報管理システム（Foreign Employment Information Management System : FEIMS）」に入力され、送出機関の連絡先と共に掲載されており、ネパールの海外就労希望者がアクセス出来るようになっている。

(5) 面接・試験・選抜

受入予定企業は送出機関と連携して最終面接や技能試験を実施し、採用を内定する。

(6) 技能実習計画の認定（日本での手続き）

技能実習生を受け入れる場合は、受入予定企業は、外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受ける必要がある⁴⁰。

(7) 在留資格認定証明書（COE）申請（日本での手続き）

受入予定企業は、採用内定のネパール人労働者について、在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility : COE）の交付申請を地方出入国在留管理局に対して行い、交付された COE をネパールの採用内定者あてに送付する。

採用内定者は、受領した COE の原本とパスポートを添付の上、ネパールの日本大使館で査証の申請を行い、取得する。

(8) 海外労働許可の取得

査証取得後、採用内定者が保険加入、福祉基金の振込み、事前オリエンテーション⁴¹への出席など所要の手続きを経た後、送出機関は DoFE に海外労働許可の申請を行う。申請に必要な書類の中には、ネパール JICA 同窓会（JICA Alumni Association Nepal : JAAN）⁴²が実施する日本語試験の合格通知が含まれている。

申請を受理した DoFE は提出された書類について審査を行い、Labor Approval（労働許可）を交付する。

⁴⁰ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 8 条

⁴¹ 出国前オリエンテーションは送出機関ではなく、DoFE のライセンスを取得した機関が実施する。送出機関の中には同ライセンスを取得しているものもある。

⁴² JAAN は JICA が認めた機関ではなく、JICA の技術協力プログラムなどに参加したネパール人が組織する任意団体。MoLESS から日本語試験の実施を委託されている。

(9) 航空券等手配、渡航

海外労働許可の取得後、採用内定者は受入予定企業での就労に向けて日本に渡航する。

これらの手続きにかかる期間は、概ね一年以内に行われているが、送出機関によっても異なるため、提携する監理団体や送出機関に確認する必要がある。

3.4.2 労働者の費用負担

日本への派遣については、ビザ取得費用や飛行機代は原則、雇用主が支払う。ただし、SSW の場合は、日本に来てから転職してしまう可能性もあるので、労働者が支払い、一定期間以上勤務をしたら雇用主が支払うという方法にしているケースもある。日本での就業に必要な日本語の習得費用は労働者が支払っている。ある送出機関は、技能実習生に合計で 84,000 ネパールルピー（約 570 米ドル）を請求している。

この送出機関によると、特定技能労働者の場合の請求額は、日本語教育費用 1 万ルピーの代わりに、日本語教育費用と技能トレーニング費用併せて 6 万ルピーを請求している。このほかに特定技能労働者は、技能試験の費用を、試験を実施しているプロメトリックに直接支払う。参考までに、ネパールにおけるプロメトリックの特定技能実技試験の費用は表 35 のとおりである。

表 35 プロメトリックの特定技能試験の費用一覧

試験の名称	費用
特定技能第 1 号	
日本語基礎(JFT-Basic)	USD 36
介護技能評価試験／介護日本語評価試験	USD 8
農業技能測定試験レベル 1	USD 33
外食業特定技能評価試験（特定技能 1 号）	USD 33
建設業特定技能評価試験	USD 8
宿泊業技能評価試験（特定技能 1 号）	USD 55
特定技能第 2 号	
宿泊業技能評価試験（特定技能 2 号）	USD 110

出典：プロメトリックウェブサイト⁴³

別の送出機関は、技能実習生の場合は日本語教育費を含めて 3,000 米ドル程度（日本語教育、健康診断等が含まれる）、特定技能労働者は 2,000 米ドルとのことであった。また、技能実習生のみを派遣しているある送出機関は、1,500～1,800 米ドルとのことで、ばらつきが大きい。

3.4.3 雇用主の費用負担

いくつかの送出機関からヒアリングをした日本の受入側の費用負担は表 36 のとおりである。ただし、技能実習生の場合は、現地の送出機関は監理団体と契約するため、表 36 の費用は監理団体の負担額となっている。一方、特定技能については、労働者と受入

⁴³ <https://www.prometric-jp.com/en/ssw/exam/fee/#bge-nepali>

企業が直接契約するため、表 36 の費用は受入企業への負担額である。

技能実習生の受入企業の負担額については、ある監理団体によると、技能実習生の面接から配属前までにかかる費用は約 43 万円、月々の監理料は 3 万から 3 万 5 千円とのことである。また、技能実習生から特定技能労働者に在留資格変更する場合の費用は 20 ～25 万円とのことであった。

なお、航空券は、原則として受入企業負担となるが、特定技能の場合は、日本で就業してから転職が可能となっているため、一定期間働いてから費用を払い戻す形式にする場合もある。

表 36 送出機関から受入側への請求費用

	技能実習生 (監理団体の負担額)	特定技能労働者 (受入企業の負担額)
送出機関 A BSI	紹介料：なし 面接調整：なし 各種手続き：なし 毎月の送り出し管理料 5 千円 ～8 千円/月	紹介料として一人当たり 20 万円～30 万円 (5 人以上：20 万円)
送出機関 B	毎月の送り出し管理料 5 千円 ～8 千円/月	紹介料として一人当たり 10 万円 航空券は別途請求 ネパール大使館認証費用 (2025 年 10 月現在 4 万 6,000 円) 別途請求
送出機関 C	送出機関手数料(金額非公開)	扱っていない

注：航空券、ネパール大使館認証費用（2025 年 10 月現在 4 万 6,000 円）、在留資格認定証明書（COE）などは別途負担することになる。

出典：インタビュー調査、デスクリサーチ等より作成

3.5 採用に当たっての留意点（宗教や文化、国民性などの違い）

一般的なネパール人の労働者は、就労意欲が旺盛で、まじめな性格の人が多くと言われる。公用語はネパール語と英語で、特に英語は小学校から教育が始まることもあり、英語が流暢に話せる人が多い。また、控えめで遠慮深いなど日本人の気質とも親和性がある。

一方、ネパール人特有の特徴もあるので、採用においては次のような点に留意する必要がある。

(1) 宗教と文化

ネパール人の約 8 割はヒンドゥー教徒であり、その信仰は日常生活の隅々にまで深く根付いている。彼らの価値観や行動規範を理解するためには、ヒンドゥー教への配慮が不可欠となる。

食事に関する配慮

牛肉の禁忌：ヒンドゥー教では牛は神聖な動物（シヴァ神の乗り物）とされ、牛肉はタブーである。社員食堂や懇親会の食事では、豚肉・鶏肉・魚を使用したメニューを用

意するなどの配慮が必要となる。

菜食主義者（ベジタリアン）：敬虔なヒンドゥー教徒の中には肉や魚を一切口にしない人もいる。採用面談などで食習慣を確認し、必要に応じてベジタリアン向けメニューを用意すると良い。

浄・不浄の観念

ヒンドゥー教には「浄・不浄」の概念があり、人が口をつけたもの（回し飲みや大皿からの直箸など）を避ける傾向がある。食事提供は、一人ひとりに取り分ける形式が望ましい。また、左手は「不浄の手」とされるため、物や食事の手渡しは右手で行うようにする。

宗教行事への配慮

祝祭日：ネパールには「ダサイン（10月頃）」「ティハール（11月頃）」など重要な祭りがある。祭りの時期には家族と過ごすため、長期の休暇を希望することがある。事前に有給休暇の取得について話し合い、柔軟な対応を検討することが従業員のモチベーション維持に繋がる。

礼拝

日常的に朝夕に礼拝を行う人もいる。特定の時間に礼拝場所を確保するなど、業務に支障がない範囲で配慮する姿勢が求められる。

(2) コミュニケーション

ネパール人は穏やかで礼儀正しく、特に年長者を敬う文化が根付いている。職場で円滑な人間関係を築くには以下の点に留意する。

人前での叱責は避ける

ネパール人はプライドを大切にするため、人前で叱られたり、大声で怒鳴られたりすることに強く抵抗を感じる。これは恥と受け取られ、意欲低下や離職の原因にもなりうる。指導や注意は必ず個別に、静かな場所で、冷静かつ具体的に伝え、「なぜできなかったか」を問い詰めるのではなく、「次はどうすればできるか」を一緒に考える姿勢が効果的である。

「はい」の真意を確認する

従順な性格から、理解できていなくても「はい」と返事をしてしまう傾向がある。後々のトラブルを防ぐため、指示後に「具体的に何をすればよいか説明してください」と理解度を確認するプロセスを挟むと良い。専門用語や曖昧な表現は避け、分かりやすい日本語で丁寧に説明することが重要となる。

褒める文化

ネパールでは、良い点を見つけて褒めることで人を育てる文化がある。小さなことでも「ありがとう」「よくできたね」と声をかけることで、自己肯定感を高め、仕事へのモ

チベーションを向上させることができる。

(3) 生活習慣

時間に対する考え方

「ネパリ・タイム」と言われるように、ネパールでは約束や集合時間に比較的寛容な文化があり、遅刻が見られることがある。日本の職場では、始業・休憩・終業時間を守ることが非常に重要となるが、その理由（安全：機械・工程の都合／連携：交代作業／公正：他者への影響／契約・法令：就業時間・シフト管理など）を明確に伝え、ルールを見える化する工夫も必要となる。

チャイ（紅茶）タイム

ネパールでは午前と午後に軽い休憩（おやつタイム）があり、この時にチャイを飲むことが多く、文化的に重要視されている。就業中であっても「チャイタイムを確保したい」という意識が強い場合がある。日本の職場文化では作業中の中断は避ける傾向があるが、文化・習慣の違いによるものであることを理解し、午前・午後に 10～15 分程度の短時間休憩を設けると効率を維持しやすくなる。また、日本人スタッフに簡単に「ネパールではおやつタイムにチャイを飲む習慣がある」と共有しておくことで誤解を防ぐことができる。

遠慮深く、質問をしない

ネパール社会は家族・地域コミュニティを重視し、上下関係を大切にする。そのため、上司や先輩に迷惑をかけないように控えめな態度をとり、質問を避ける傾向がある。日本の職場では「質問しない＝理解している」と誤解されることがあるが、理解していない場合もある。指示後は「分からないことは必ず聞いて良い」と繰り返し伝え、質問しやすい雰囲気（小グループでの確認、やさしい日本語、通訳の活用）を作ると良い。

指示待ち・自主性

コスト制度の影響などにより、自己主張や積極的な提案が控えめになる場合がある。職場では「指示されたことは忠実に実行するが、自発的な提案や改善は少ない」と見ることがある。改善提案や気づきを歓迎する雰囲気を作るなど、ハードルを下げる工夫が求められる。

3.6 海外就労を通じた人材育成に係る政府計画

3.6.1 MoLESS 労働戦略 5 年計画

MoLESS は、2022 年 6 月に、2022～2027 年の労働戦略計画を発表した。この計画は、①国内雇用促進、②海外雇用管理、③労使関係と労働安全、④職業技能開発訓練、⑤抛外型社会保障、⑥ガバナンス促進および労働外交の 6 つを柱としている。

このうち、②海外雇用管理については、「海外雇用を安全かつ体系的で尊厳あるものとし、国際労働市場における技能職の雇用機会を特定することで海外雇用を最大化する」ことを目指すとしており、「出国労働者向けの技能訓練と事前オリエンテーションの強

化」、「訓練内容を受け入れ国の技能需要と合致させる」、「帰国労働者の海外で得た資本・技能・知識の活用」がアクションプランに含まれている。

また、④職業技能開発訓練については、「国際労働市場で競争できる人材の需要と供給を均衡させる」ことを目指すとしており、次の5点がアクションプランとして掲げられている。

(1) 制度およびインフラの強化

- ・ 職業訓練および技能訓練のための制度とインフラを強化する。
- ・ 徒弟制度型訓練（Apprenticeship Training）を導入し、雇用機会と直接結びつける。

(2) 国際労働市場との整合

- ・ 国際的な労働市場に関する調査・研究を実施する。
- ・ 海外で求められる職種別の技能を特定する。
- ・ 国際基準に基づいた技能訓練規格を策定する。
- ・ 外国雇用の需要に応じて、短期の雇用志向型訓練コースを開発・実施する。

(3) 官民の連携強化

- ・ 政府機関と民間企業を含む複数の主体の間で、技能訓練の実施に関する連携と協調を強化する。

(4) 将来の技能需要の予測

- ・ 今後必要とされる技能を予測し、それに応じて訓練カリキュラムやプログラムを改訂する。
- ・ 技術や労働市場の変化に対応できるよう、訓練の内容を常に最新化する。

(5) 訓練実施におけるリスク管理

- ・ 訓練実施を妨げる可能性のあるリスク（指導者不足、資源不足、調整の欠如など）を特定する。
- ・ 訓練プログラムの継続性を確保するためのリスク緩和策を策定する。

3.6.2 TVET セクター戦略計画（2022～2032年）

一方、MoESTは2022年12月に、2023年から2032年のTVET部門戦略計画（TSSP）を発表しており、以下のような課題の特定とそれに対する解決策を提示し、産業に即した実践力と起業精神を備えた人材を育てることを目指している。また、TVETの現状と課題として次の4点を挙げている。

(1) 低い入学率と高い退学率

ネパールのTVET制度で最も大きな課題のひとつは、既存施設が十分に活用されていないことである。TSSPによると、全国に1,591のTVET機関があり、合計で107,441

人を受け入れることができる。しかし実際の在籍率は 51% で、多くの施設が十分に使われていない。

表 37 TVET 施設の利用状況

項目	CEHRD	CTEVT (Diploma)	CTEVT (Pre Diploma)	CTEVT 合計 ^{*1}	総合計
学校／機関数	485	558	548	1,106	1,591
提供プログラム総数	485	1,102	956	2,058	2,543
定員（受入能力）	23,280	46,024	38,107	84,131	107,441
実際の在籍者数	16,148	28,357	10,366	38,723	54,871
実際の在籍率 ^{*2} （%）	69%	62%	27%	46%	51%

注*1 合計は CTEVT Diploma と CTEVT Pre Diploma の合計である。ただし、学校によっては Diploma と Pre Diploma の両方を実施している場合があるため、この合計数は延べ数として解釈する必要がある。

注*2 TVET セクター戦略計画に掲載されている在籍率の数値は、総合計（51%）を除き本表の数値と一致しない。本表では、同計画の計算値に誤りがあると考えられるため、定員数と実際の在籍者数から算出した値を在籍率として記載した。

出典：TVET セクター戦略計画

さらに、退学が多く、課程修了率の低さも課題である。プレ・ディプロマ課程では修了率が 38%、ディプロマ課程でも 52%にとどまっている。

(2) 労働力の需給ギャップ

ネパールから大勢の労働者が海外に働きに出ている一方で、ネパールの産業界では熟練労働者が大幅に不足しており、海外から労働者を受け入れている。TSSP によると、インフラ分野だけで約 50 万人、宝飾品製造分野でも約 10 万人の外国人労働者がネパールで働いている。こうした外国人労働者はほとんどインドから来ており、インドに多額の送金をしている。一方で、ネパールの TVET プログラムを修了した卒業生の就職状況は厳しい。公立中等学校の技術課程卒業生の就職率はわずか 29%であり、CTEVT のプレ・ディプロマ課程やディプロマ課程の卒業生も、それぞれ 61%、66%にとどまる。

(3) 乏しい実務的スキルの習得機会

雇用者は一貫して、TVET 課程の修了者を「即戦力ではない」と評価している。この原因には、カリキュラムが理論中心で、実際の作業や現場での訓練の機会が十分に設けられていないことや、指導する講師も不足していること、さらに、事業者や業界団体の関与が形だけにとどまっていることなどが挙げられる。

(4) 修了資格に対する信頼性の欠如

ネパールにおいては、12 を超える連邦政府省庁に加え、州政府や地方自治体、そして多数の非政府組織がさまざまな TVET プログラムを運営している。これらのプログラムの内容には統一性がなく、修了者の知識や技能レベルもばらつきがあることから、結果として TVET 修了資格の信頼性を損なう原因となっている。

これらの課題を解決するための方向性として、TSSP では次の 4 つを掲げている。

- ① 入学者不足や高い退学率に対処するために教育機会の公平性と柔軟性を確保する
- ② 雇用主が認める実践的なスキルを持つ人材を育てるために教育の質と効率を高める
- ③ 国家資格の枠組みの導入により学習成果の一貫性を確保するとともに、習得した技能を異なる職業間で転用可能にする
- ④ 産業界主導のシステムに改めるためにガバナンスと管理体制を強化する

3.6.3 TVET セクター戦略計画における海外就労の位置づけ

TVET セクター戦略計画（TSSP）においては、「国内外両方の雇用市場に対応できる人材を育成する必要がある」と明記されており、国外で働く労働者のスキルアップも目標になっている。

TSSP によると、2018 年時点で、ネパール国内で給与所得を得て働く労働者は 380 万人だが、海外で働く労働者は 280 万人に上る。その 90% 近くが中等学校を終了していない（図 38 参照）。

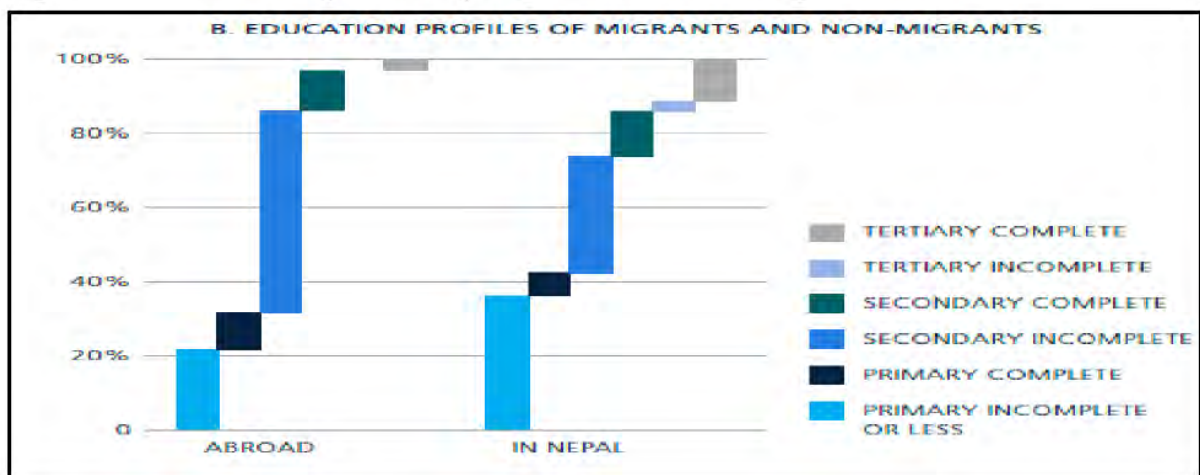


図 38 海外就業労働者と国内就業労働者の教育レベル

出典：TVET セクター戦略計画

TSSP には、労働者がより良い条件・待遇で海外就職するための出国前のスキル訓練や、海外就業の経験をスキル認定する仕組みの整備、帰国者に対する起業トレーニングなども含まれている。

3.6.4 海外からの支援

ネパールの TVET セクターは、世界銀行、アジア開発銀行、EU、ILO、USAID 等多くの国際機関やドナー国の機関から、人材育成、政策立案等の分野で支援を受けている。2025 年現在も継続しているプロジェクトの例としては、以下が挙げられる。

- (1) スイスの開発協力局（SDC）が支援する ENSSURE（Enhanced Skills for Sustainable and Rewarding Employment）

ENSSURE は、スイスの開発協力（SDC：Swiss Agency for Development and

Cooperation) の支援の下、CTEVT (Council for Technical Education and Vocational Training, ネパール) が実施主体となり、Helvetas Nepal が技術支援 (Technical Assistance) を担うプロジェクト (Helvetas はスイスの独立系開発支援機関で、アフリカ、アジア、南米、東欧などで支援プロジェクトを実施)。職業訓練校などの TVET 機関で理論・基礎技能を学びながら、実際の企業現場で働いて実務技能を習得するプログラムを実施している。電気電子、機械、情報技術、自動車、ホスピタリティー、建設、幼児教育の分野で人材育成を行っている。

(2) KOICA (韓国国際協力団) によるポリテクニクの設立等

KOICA は、ネパールで複数のポリテクニクの設立を支援している。1991年に設立されたカトマンズ大学 Technical Training Centre の他、2010年に Korea-Nepal Polytechnic College (Butwal) の設立を支援した。2021年には建設業の人材を主に育てるポリテクニクを Madhesh 州 Bardibas に設立する覚書を締結しており、KOICA はこれに 2021年から 2027年の 7年間で 860万米ドルを支援する。さらに、2025年8月には総額 2,900万米ドルの支援でネパール政府と覚書を締結しており、その中には Sudurpasachim Polytechnic Institute の設立のための 1,000万米ドル、Gandaki Institute of Technology 設立のための 900万米ドルが含まれる。両校の設立プロジェクトは 2025~2030年の間に実施される。

3.7 在日ネパール人の現状 (参考)

3.7.1 増加傾向の在日ネパール人

在日外国人数は、2018年から 2024年の 6年間で 273万人から 376.9万人に約 38%増加したが、ネパール人については、同期間に 8万 8,951人から 23万 3,043人へと 2.6倍に増加した。また、専門的・技術的分野の在留資格を持つネパール人は、2018年の 8,541人から 2024年には 40,489人に 4.7倍に増加。技能実習生については 2018年の 257人から 2024年には 3,284人と 12.8倍の増加となった。特定技能については、協定の締結は 2019年であるが、コロナ禍もあり、2021年までは人数が伸びていなかったが、2022年からは飛躍的に増え、2024年には 7,014人が派遣された。大幅な伸びの背景としては、次が挙げられる。

- ・ ミャンマー政府の徴兵制の開始等によりミャンマーからの出国が難しくなり、代わりにネパールへの求人が増えている。
- ・ 業種によってはネパール国内で技能試験が受けられる。

在日外国人に占めるネパール人の割合は、2018年の 3.3%から 2024年には 6.2%に増加した。在日外国人全体に占める割合はまだ少ないが、その伸び率は著しい。

表 38 在日ネパール人の在留資格別人数推移

年	在日ネパール人合計	在留資格					在日外国人合計	ネパール人の割合
		専門的・技術的分野の在留資格	特定技能	技能実習生	留学生	その他		
2018	88,951	8,541	0	257	28,987	51,166	2,731,093	3.3%
2019	96,824	12,203	18	403	29,417	54,783	2,933,137	3.3%
2020	95,982	15,581	135	449	23,116	56,701	2,887,116	3.3%
2021	97,109	19,406	668	390	16,858	59,787	2,760,635	3.5%
2022	139,393	25,727	2,340	1,266	39,656	70,404	3,075,213	4.5%
2023	176,336	32,862	4,430	2,199	55,604	81,241	3,410,992	5.2%
2024	233,043	40,489	7,014	3,284	85,431	96,825	3,768,977	6.2%

出典：出入国管理庁統計より作成

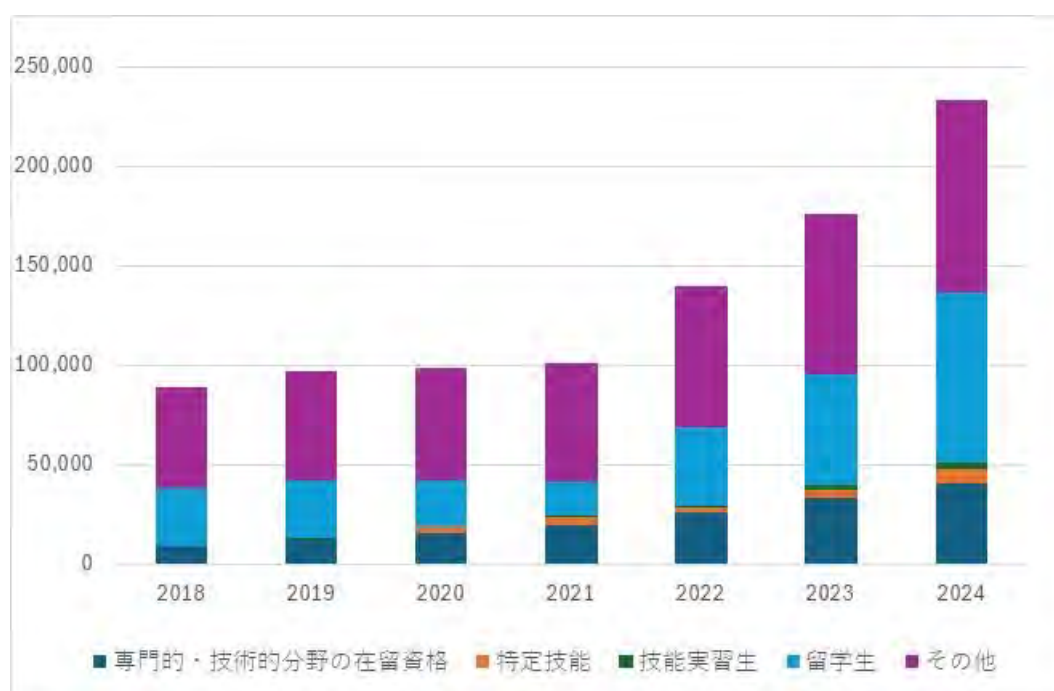


図 39 在日ネパール人の在留資格別人数推移

出典：出入国管理庁統計より作成

3.7.2 高い割合を占めるネパール人留学生

特筆すべきことは、ネパール人は日本での留学生が多いことである。出入国管理庁統計によると、2024 年末のネパール人留学生の人数は 8 万 5,431 人となっており、ネパール人居住者に占める割合は 36.7%となっている。このうち多くは、留学生にも認められている週 28 時間労働を使ってアルバイトをしていると見られる。厚生労働省が発表している「外国人労働者数」によると、2024 年 10 月時点で働いているネパール人留学生の数は 8 万 8,177 人と、ネパール人留学生の人数より多くなっている。厚生労働省のデータは雇用主からのデータを集計したもので、入国時は留学生であり、その後に入留資格が変わっても留学生のままで統計に入っている等の理由が考えられる。

表 39 ネパールからの留学生数の推移

年	留学生	ネパール人居住者に占める留学生	留学生総数	留学生に占めるネパール人
2018	28,987	32.6%	337,000	8.6%
2019	29,417	30.4%	345,791	8.5%
2020	23,116	24.1%	280,901	8.2%
2021	16,858	17.4%	207,830	8.1%
2022	39,656	28.4%	300,638	13.2%
2023	55,604	31.5%	340,883	16.3%
2024	85,431	36.7%	402,134	21.2%

出典：出入国管理庁統計より作成

外国人労働者受け入れの情報発信を行っている一般社団法人、JP-MIRAI が 2024 年 9 月にネパールの MoLESS（労働・雇用・社会保障省）等を訪問した際の報告や、現地でのヒアリングによると、ネパールからは日本語学校への留学のための訪日が多い理由として次が挙げられる。

- ・ 日本語学校～専門学校～技人国ビザとキャリアをつなげば、最短 4 年後に家族を呼び寄せることができる。
- ・ ネパールには、日本からの帰国人材（留学生を含む）による日本語学校が乱立しており、「日本に働きに行くなら留学」と宣伝されている。
- ・ 日本語学校の設立は地方政府承認で容易である。ただし教育の質に課題がある。
- ・ 2026 年から豪州の留学生受入が厳格化するため、日本行きの希望者が増加している。
- ・ 日本では留学生にも週 28 時間の労働が許可されており、日本語や技能の試験を受ける必要がある特定技能や、労働環境に問題があるとも報道される技能実習生よりもハードルが低いと考えられている。
- ・ 日本政府による「留学生 30 万人計画」の影響で、比較的留学資格が取得しやすくなっている。

一方、現地でのヒアリングによると、週 28 時間を超えてアルバイトをするなど、法令違反で帰国を余儀なくされるケースもあるという。

現地の送出国機関によると、留学には費用もかかっており（100～150 万円）、特定技能制度の認知の向上と共に、今後は留学ではなく、正規に働くことができる特定技能で日本に行く人が増えると予想している。同社は留学生の派遣も行っているが、かつては年間 5～600 人を派遣していたが、最近では 3～400 人に減り、特定技能での渡航を選ぶ人が増えているという（SOS）。

また、ワールドカップの工事で派遣されたネパール人の死亡が大きく報道されたことで、中東における待遇や労働環境の劣悪さが、知れ渡るようになり、今後は中東への就労希望者が減少する、という意見もある。

3.8 ネパールの人材供給ポテンシャルの見直し

ネパールの調査を進める中で、現地調査においては、図らずもデモ事件に遭遇するこ

ととなった。このデモ事件は、政府により導入された SNS の禁止措置が発端ではあるが、その背景には、ネパールの政治、経済、社会の問題があり、これらがデモ事件後の政治体制等の変更を受けて、今後どのように変革していくかによって、将来的なネパールの人材供給ポテンシャルも変わり得ると考えられる。

このため、本章ではデモ事件の概要とともに、その原因となった政治・経済・社会的背景を概説し、ネパールの将来的な人材供給ポテンシャルの影響について考察したい。

3.8.1 デモ事件の概要

(1) デモ事件の発生と収束

ネパールでの現地調査は、ネパールの雨季に当たる 5 月から 8 月を避けて、2025 年 9 月 6 日から 9 月 12 日（金）まで実施した。調査チームが現地入りした 9 月 6 日の直前から SNS の禁止措置が政府により導入されていたが、当時はそれがデモ事件に発展していくとは全く予想できなかった。

デモが発生したのは 8 日になってからであり、ネパール国会前などで激化するデモ隊の抗議活動に対して政府は発砲により応戦し、この日少なくとも 19 人が死亡し、約 300 人が負傷している。また、同日の夕刻にはネパール政府の外出禁止令が発出され、予定していた調査活動もその日以降、断念せざるを得ない状況となった。



デモの様子



国会に突入するデモ隊



発砲で応戦する警官隊

翌 9 日、ネパール政府はデモの発端となった SNS の使用禁止措置を解除し、ラメシユ・レハク内務大臣がデモの責任をとって辞任したが、デモ隊の抗議活動は収まらず、大統領公邸、最高裁判所、議員宿舎、警察施設など複数の政府関係施設が占拠・放火された。また、デモ隊は調査チームの滞在ホテルから 1km ほど離れたヒルトンホテルの敷地内にも侵入し、投石・放火を行うようになり、出張者チームの滞在ホテルからも銃声と思しき騒音や人々の叫び声が聞こえ、至近ではないものの、周辺からは黒煙が確認された。

こうした中、トリブバン国際空港は閉鎖され、その後もデモが鎮静化する気配は一向に見えず、遂にはカドガ・プラサード・シャルマ・オリ首相が辞任し、同日夜よりネパール軍が治安活動を開始した。



図 40 滞在ホテル周辺におけるデモの状況

翌 10 日、ネパール軍の治安活動によってデモの鎮静化が図れる中、トリブバン国際空港の閉鎖も解除され、9 月 13 日には外出禁止令が解除されたが、今回のデモにより、最終的には 72 人が死亡し、2,000 人以上が負傷したとされている。

(2) デモ事件を受けた今後の予定

今回のデモにおいては、カトマンズを拠点とする非政府組織「ハミ・ネパール」をはじめとする若者団体が中心的な役割を果たしたとされている。

9 日のオリ首相の辞任後、軍の高官らは暫定首相の候補をハミ・ネパールに推薦するよう要請し、協議を経て元最高裁長官のスシラ・カルキが指名された。

これを受けて、ラム・チャンドラ・ポウデル大統領は、9 月 12 日にスシラ・カルキを暫定首相に任命して議会を解散し、選挙は 2026 年 3 月 5 日に実施すると発表している。

1.17.2 デモ事件の原因

今回のデモの直接的な引き金となったのはネパール政府により導入された SNS の禁止措置であり、当該措置は、フェイクニュースや扇動的投稿が治安悪化を招いているとして導入が発表された。この背景には、政治家やその子弟により SNS に投稿されていた豪華な生活ぶりが、腐敗の象徴として批判の対象になっていたことが挙げられる。すなわち、デモの発生以前からネパール国民の中には政治腐敗や経済政策の失敗、社会的不平等に対する反発があり、これを封じ込める目的で行った SNS の禁止措置が、前政権を崩壊へと導くデモを引き起こしたと言える。そこで本節では、デモの原因となったこれらの問題について詳述する。

(1) 経済的要因

ネパールの人口は約 2,965 万人（2024 年時点）であるが、そのうち、24 歳以下の人口は約 50% を占めており、若年層の人口が圧倒的に多い国家である⁴⁴。他方、若年層の失業率は約 20% に達しており、若年層の雇用の受け皿の不足が顕著であることから、ネパールの若者は海外で就労せざるを得ない結果、国全体の GDP の四分の一が海外からの送金に依存する構造となっている⁴⁵。

こうした中で、SNS は海外就労者と国内の家族が連絡を取り合うための重要なツールとなっており、国内に十分な雇用が確保されていないことに対する若年層の不満が高まっていたことに加えて、家族との貴重な連絡手段が、政府による SNS の禁止措置により奪われたことが若年層の反発を爆発させるきっかけとなったとの分析も見られる。

(2) 政治的要因

ネパールにおいては、王政から共和制に移行した 2008 年以降、慢性的な政府の腐敗により 17 年間で 14 回も政権が交代している（表 40）。政権交代と言っても、結局は主要 3 政党であるネパール会議派（NC）、ネパール共産党（統一マルクス・レーニン主義派）（CPN-UML）、ネパール共産党（マオイスト・センター）（CPN-MC）の入れ替わりにすぎず、国民からは利己的なエリート層による富の横領が蔓延していると見なされている。

政治の腐敗を象徴する事例は枚挙にいとまがなく、例えば、直近でも偽ブータン難民詐欺事件や金密輸事件など、政治家やその親族が職権を乱用して私腹を肥やす問題が多発している⁴⁶。また、デモが発生した直前の 9 月 6 日にもコシ州のラム・バハドゥル・マガル経済企画大臣を乗せた車が 11 歳の少女に衝突し、負傷した少女を放置して走り去った事件も発生している⁴⁷。

⁴⁴ United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division. World Population Prospects: The 2024

⁴⁵ 「図説 ネパール経済 2025」(2025 年 2 月 在ネパール日本国大使館公表)

⁴⁶ 「アジア動向年報 “2023 年のネパール 政界再編, 汚職問題に揺れたダハール政権”」(佐野 麻由子著)

⁴⁷ 2025 年 9 月 10 日付 The Economic Times “Nepal Protest: How a 'normal' accident sparked a wildfire that shook the Himalayan nation”

表 40 2008 年以降の政権の変遷

首相	就任期間	政権政党	連立政党
Pushpa Kamal Dahal 'Prachanda'	2008.08 - 2009.05	CPN-MC	CPN-MC and smaller parties
Madhav Kumar Nepal	2009.05 - 2011.02	CPN-UML	CPN-UML and NC
Jhala Nath Khanal	2011.02 - 2011.08	CPN-UML	CPN-UML and UPCN (Maoist)
Baburam Bhattarai	2011.08 - 2013.03	Unified Communist Party of Nepal (UCPN) (Maoist)	UCPN (Maoist) and smaller parties
Khil Raj Regmi (interim)	2013.03 - 2014.02	Non-partisan (chief justice)	Interim election government technically supported by all major
Sushil Koirala	2014.02 - 2015.10	NC	NC and CPN-UML
K.P. Sharma Oli	2015.10 - 2016.08	CPN-UML	CPN-UML and UCPN (Maoist)
Pushpa Kamal Dahal 'Prachanda'	2016.08 - 2017.06	CPN-MC	CPN-MC and NC
Sher Bahadur Deuba	2017.06 - 2018.02	NC	NC and CPN-MC
K.P. Sharma Oli	2018.02 - 2021.07	Nepal Communist Party	Formed from the merger of CPN-UML and CPN-
Sher Bahadur Deuba	2021.07 - 2022.12	NC	NC, CPN-MC and smaller parties
Pushpa Kamal Dahal 'Prachanda'	2022.12 - 2024.07	CPN-MC	CPN-MC and CPN-UML (-2024.3), CPN-MC and NC (2024.3-)
K.P. Sharma Oli	2024.07 - 2025.09	CPN-UML	CPN-UML and NC
Sushila Karki (interim)	2025.09 -	Independent	n/a

出典：IISS analysis “Political upheaval in Nepal”

3.8.3 カースト制度による格差社会

ネパールは、「お釈迦様の生まれた国」とされているが、ネパール国民の 8 割はヒンドゥー教徒であり、国内にはカースト制度の慣習が実態上深く残っているとされている⁴⁸。今回のデモの原因としてカースト制度を指摘するものは見当たらないが、デモの背景にある国民の不満の対象には社会的な不平等があるとの指摘もあることから、ここでは、ネパールにおけるカースト制度の影響についても確認しておく。

(1) カースト制度の歴史

ネパールに最初にヒンドゥー教がもたらされたのは 12～14 世紀であり、イスラム教徒によるインド大陸侵入の余波を受けてヒンドゥー教徒が移住したことがはじまりとされている。その後、1768 年にはゴルカ王朝によってネパールが統一され、建国に至っている。このゴルカ王朝は、王国の強固な社会的基盤を構築することを目的として 1854 年

⁴⁸ 外務省 ODA 広報・資料「ネパール国別評価（第三者評価）」「第 3 章 ネパールの概況と開発動向」

にネパール最初の成文法である「ムルキ・アイン（民法典）」を制定し、カースト制度を明文化している⁴⁹。

このムルキ・アインによりカースト制度がネパールに根付いたが、1963年にはムルキ・アインの改正により全国民が平等であることが規定され、また、1990年の第一次民主化運動後は、新憲法により全国民が平等である旨規定されるなど、カースト制度を見直す取組がなされてきた。一方、1992年に施行された民法では「伝統的な習慣による社会的排除」を容認するなど、完全には法的な不平等の廃絶に至らず、2015年になってようやく、それまで社会的に排除されてきたダリットなどの平等の権利が新憲法によって保障されることになった。

(2) カースト制度の概要

1854年に制定されたムルキ・アインは、インドのヴァルナ制度（バラモン、クシャトリア、ヴァイシャ、シュードラの四階層）を基にしてカースト制度を制定している。時代を経て法的な権利義務は喪失し、また階層区分に細かな変化も生じているものの、現在でも浄・不浄の価値観は存在し、図41のような身分階層が残っている（括弧はヴァルナ制度の呼称）。

この階層により、異なる階層間での結婚や会食（食べ物や水の受け渡し）、階層を超えた職業の選択などが制約されている⁵⁰。

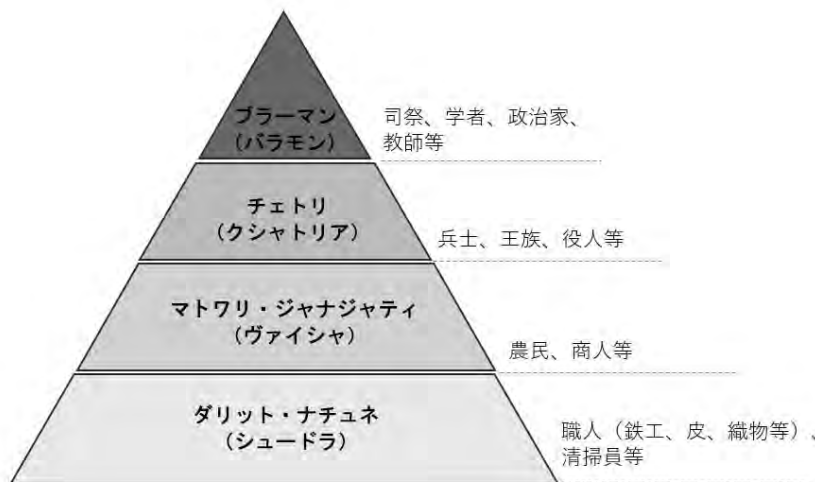


図 41 ネパールのカースト階層と職業区別⁵¹

(3) カースト制度の影響

カースト制度による社会的な影響は今もなお存続しており、例えば、ネパールの中央

⁴⁹ 「ネパール人のカースト序列認識の客観性と恣意性 -ポカラ市住民のアンケート調査による考察-」 (山本勇次, 村中亮夫著)

⁵⁰ 「ネパールのカースト社会における観光産業と社会的弱者 -観光都市ポカラの発展と少数民族タカリの健闘-」 (山本勇次著)

⁵¹ 2011年のネパールの人口動態統計を基にした「UNFPA Nepal 2017」によれば、バラモンは12.7%、チェトリは19.2%、ジャナジャティは44.6%、ダリットは14%、その他9.5%となっている。

政府機関及びカトマンズの行政市役所を対象に 2018 年に実施された調査では、職員の 76% (ブラーマン 54%、チェトリ 22%) が上位カーストで占められていることが明らかになっている⁵²。

また、上場企業を対象にした調査では、経営管理に参加する下位カーストの割合は極めて低く、特にダリットの参加はほとんどないことが明らかになっている⁵³。

教育面での影響も見られ、ダリットの学生は、前期基礎教育 (5 歳から 9 歳までの小学校課程) では生徒全体の 18% を占めるのに対し、後期中等教育 (16 歳から 17 歳までの高校課程) では 11% まで減少しており⁵⁴、この背景には、職業選択の制約が低位カーストの就学意欲の低下を招いているとの問題も指摘されている⁵⁵。

1.17.4 ネパールの人材供給ポテンシャル

これまでの内容を踏まえつつ、ネパールの我が国造船産業に対する今後の人材供給ポテンシャルについて、賃金、人口規模、技能水準の面から考察していきたい。

(1) 賃金面のポテンシャル

ネパールの賃金水準については、ネパール編の 3.1.3 で見てきたとおりであるが、これまで調査を実施した他国と比較するため、JETRO の投資コスト比較を見てみると下表のとおりである。

表 41 調査済 6 カ国の賃金水準と 1 人当たり GDP の比較

月額給与	インドネシア ジャカルタ	ベトナム ホーチミン	フィリピン マニラ	ミャンマー ヤンゴン	スリランカ コロンボ	ネパール
ワーカー (一般工職)	475	329	314	148	139	—
エンジニア (中堅技術者)	600	619	478	351	236	—
中間管理職 (課長クラス)	1,295	1,215	1,042	713	640	—

注1: 製造業対象。ワーカーは経験3年程度、エンジニアは大卒経験5年程度、中間管理職は大卒経験10年程度。基本給のみで、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含まない。
注2: 調査実施時期は、いずれの国も2024年10月1日～11月30日。

出典: JETRO HP 投資コスト比較より作成

	インドネシア	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	スリランカ	ネパール
一人当たりGDP	4960	4700	4089	1206	4516	1434

出典: アジア開発銀行DBより作成

⁵² “ Civil Service Management in Nepal” (University of Nottingham, Nov. 2018)

⁵³ 商業銀行 (19 社)、ホテル・観光事業者 (6 社) 及び製造事業者 (9 社) に対して調査を行い、いずれも 9 割以上が上位カースト (ブラーマン・チェトリ) と一部の商業を得意とする部族 (ネワル族)・インド系コミュニティ (マルワディ) に占められている。(ソシエタス総合研究所論文「ネパールにおけるカースト階級に基づく社会的排除と貧困問題」)

⁵⁴ ネパール教育省「Flash I REPORT 2081 (2024/25)」

⁵⁵ “ Evolution of Caste System: How are Nepali Dalits Left Behind in Education?” (Bhawan Singh Chalaune 著)

ネパールについては調査が実施されておらず、ワーカー（経験 3 年程度）及びエンジニア（大卒経験 5 年程度）の賃金水準は不明であるものの、一人当たり GDP からミャンマー等と同水準であると推定されることから、これまでの主要な人材供給国（インドネシア、ベトナム、フィリピン）と比べると相当程度の優位性があると考えられる。

(2) 規模の面でのポテンシャル

ネパールの人口規模は、2024 年時点で 2,965 万人と決して大きくはないが、人口に占める 24 歳以下の若年層の割合が高い（約 5 割）ことは魅力である。また、国内の失業率は約 10%と高く、中でも 15 歳から 24 歳の失業率は 20%に達しており、国内には雇用の受け皿が不足していることから、海外に出稼ぎに行かざるを得ない状況も我が国造船産業にとっては追い風である。

なお、2024 年末時点で、在日ネパール人数 23 万人のうち、多くは留学生（約 8 万人）であり、技能実習生及び特定技能は 1 万人程度である。既に多くのネパール人が我が国に在留しているものの、造船分野で活躍する人材が今後どれほど出てくるかについては、以下に記載する技能水準面のポテンシャル次第のように思われる。

(3) 技能水準面のポテンシャルと今後の見通し

今回、ネパールでの現地調査は、デモの影響により限られた範囲でしか実施出来なかったが、過去に調査を実施したインドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、スリランカといった国々と比べると、技能のレベルは相当程度劣っているという印象を受けた。

この背景には、国内に主だった製造業がないことに加えて、溶接を含む鉄工関係の職業が、下位カーストに属するものとして差別を受けてきたことも要因の一つに挙げられるのではないかとと思われる。

カースト制度による社会的な影響が根深く残っており、教育にまで及んでいる実態を踏まえると、技能レベルの向上には今後も相当程度の時間を要する可能性があることから、我が国造船産業の技能者となり得る優秀な労働者をネパールから確保することは、現段階では容易ではないように思われる。

他方、SNS の利用が進むネパールにおいては、一人のネパール人技能者の日本での成功体験が SNS を通じて一気に拡散し、優秀な技能者の呼び水となることも考えられる。

また、今回のデモを契機として、今後は社会的な変革が進むことも期待されることから、まずはスシラ・カルキ暫定首相の下で実施予定の 2026 年 3 月 5 日の選挙の結果が注目される。

取材協力先リスト（スリランカ）

組織名	セクター
Sri Lanka Bureau of Foreign Employment （スリランカ海外雇用局）	公的機関
National Apprentice and Industrial Training Authority (NAITA) （国家実習産業訓練局）	公的機関
Automobile Engineering Training Institute (AETI) （自動車工学訓練研究所）	職業訓練
B&B Skill Development Center （B&B 技能開発センター）	職業訓練
Institute of Engineering Technology (IET) （工学技術研究所）	公的機関
Colombo Dockyard PLC （コロombo造船所）	造船所
Maritime Lanka Co., Ltd. （マリタイムランカ株式会社）	職業訓練
Academy of Safety and Health and Industrial Safety Equipment Co. (PVT) Ltd. （安全衛生・産業安全機器アカデミー）	職業訓練
Hambantota International Port Group (Private) Limited (HIPG) ハンバントータ国際港グループ	港湾運営
Sri Lanka Foreign Employment Agency (PVT) （スリランカ海外雇用機関）	公的機関
Deputy Minister of Ports & Civil Aviation （港湾・民間航空副大臣）	公的機関
Trincomalee Port （トリンコモリー港）	港湾運営

取材協力先リスト（ネパール）

組織名	セクター
Nikhil Multi Service ニキル・マルチ・サービス	民間職業訓練
Kathmandu University Technical Training Center カトマンズ大学技術トレーニングセンター（KU-TTC）	公的機関
Blue Sky International ブルースカイ・インターナショナル	民間送出国機関
SOS Manpower Services SOS マンパワーサービシズ	民間送出国機関

取材協力先リスト（日本）

組織名	セクター
公益財団法人国際人材育成機構（アイム・ジャパン）	監理団体
協同組合フォワード	監理団体
協同組合朝日	監理団体
ブルースカイ・ジャパン	ネパール送出国機関の日本事務所
CE Human Resources	ネパール送出国機関の日本事務所

スリランカ及びネパールにおける 造船分野の人材供給ポテンシャルについて

2026年2月20日 海事情報セミナー

JETRO Singapore
船舶部 鈴木 晋也

JETRO SINGAPORE (Japan External Trade Organization)

1 |

目次

JETRO SINGAPORE

1. 調査の背景
2. 調査の目的・経緯
3. スリランカの調査結果
4. ネパールの調査結果
5. 全体のまとめ・今後の展望等

JETRO SINGAPORE (Japan External Trade Organization)

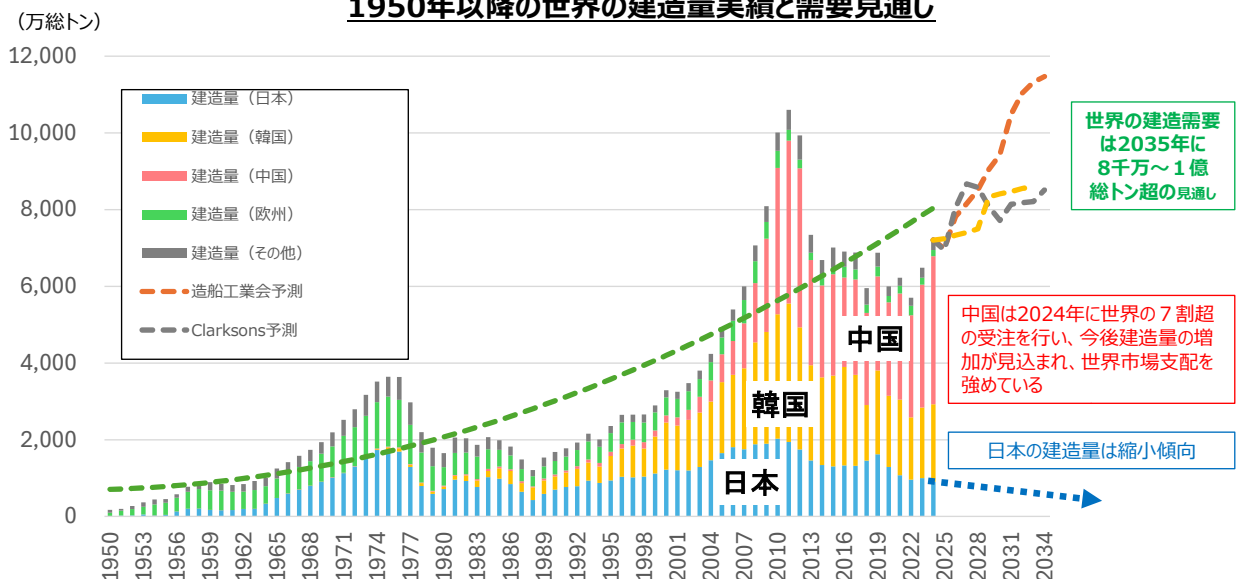
2 |

1. 調査の背景

世界の造船市場の動向

- ◆ 海上輸送量の増加や過去の大量に建造された船舶の代替需要等によって、**2030年代には8000万から1億総トン規模まで建造需要が増加**していくと各機関は予測。
- ◆ **中国は、2024年の世界の建造量のうち約50%を建造しており、今後もシェアは拡大の見込み。**

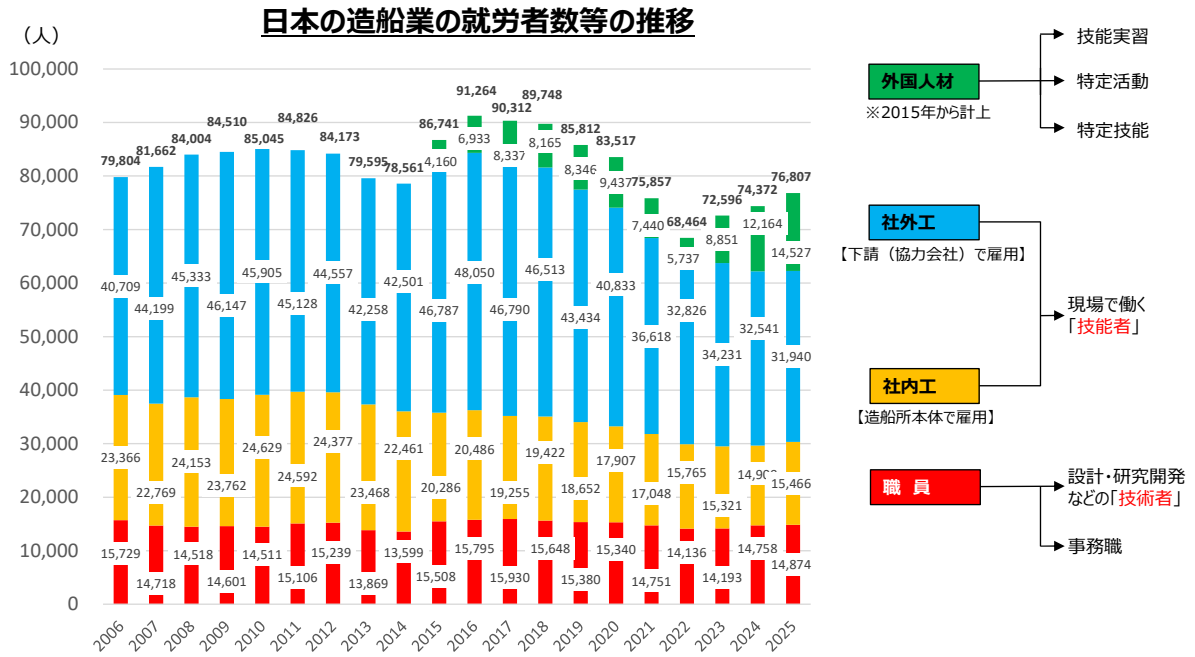
1950年以降の世界の建造量実績と需要見通し



出典：第1回造船業再生に向けた検討会資料

日本の造船業の就労者数等の推移

- ◆ 造船業に従事する**日本就労者数**は、**中期的に減少傾向**が継続。
- ◆ コロナ期を経て**外国人材の数は増加**に転じ、**就労者数全体では減少傾向に歯止め**の兆し。



2. 調査の目的・経緯

調査の目的・経緯等

【調査の背景・目的】

- ◆ **2025年12月**、国土交通省及び内閣府は「**造船業再生ロードマップ**」を公表し、**年間建造量を現在の約900万総トンから2035年に1,800万総トン**とする目標。
- ◆ その**実現に必要な5つの取組の一つ**として、「造船人材の確保・育成に向けた教育体制等の整備」の中で「**外国人材の戦略的な確保**」を実施することとしている。
- ◆ このような動きも踏まえつつ、**造船分野における海外の若手技術者や技能者**について、人材不足の課題に取り組む造船所の**今後の参考となる情報について整理**することを目的として実施。

【調査の経緯・対象国の選定】

- ◆ 本調査は2023年度より実施しており、造船分野の主要な人材供給国である**フィリピン、インドネシア、ベトナム**については、**既に調査**。
- ◆ **今後は将来的な人材供給ポテンシャルが見込める国について調査**することとして、**2024年度はミャンマーについて調査し、2025年度は、業界の関心が示されたスリランカ**（※1）、及び**日本への労働者派遣に意欲的なネパールを対象に調査**（※2）。

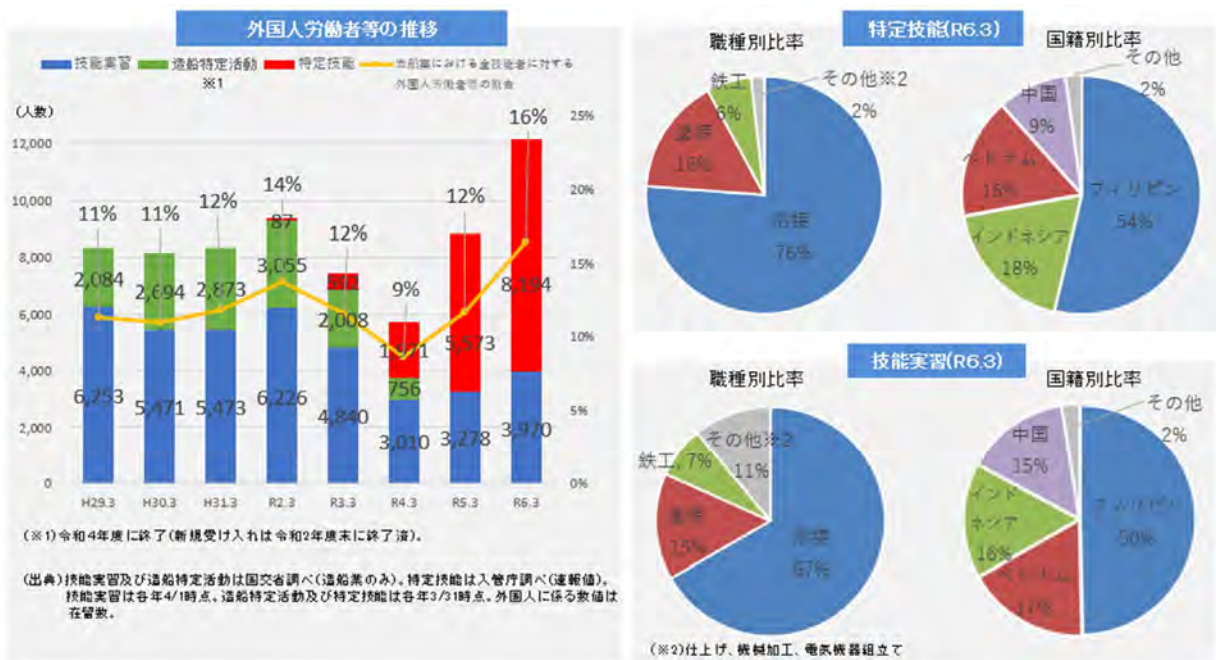
（※1）日本中小型造船工業会「外国人活用のためのインターンシップ事業の更なる推進に向けたアンケート調査」（2024年8月実施）の結果による。

（※2）2024年9月、ネパールのシャラット労働担当大臣が日本中小型造船工業会を訪問し、我が国造船業に労働者の派遣が可能である旨紹介。



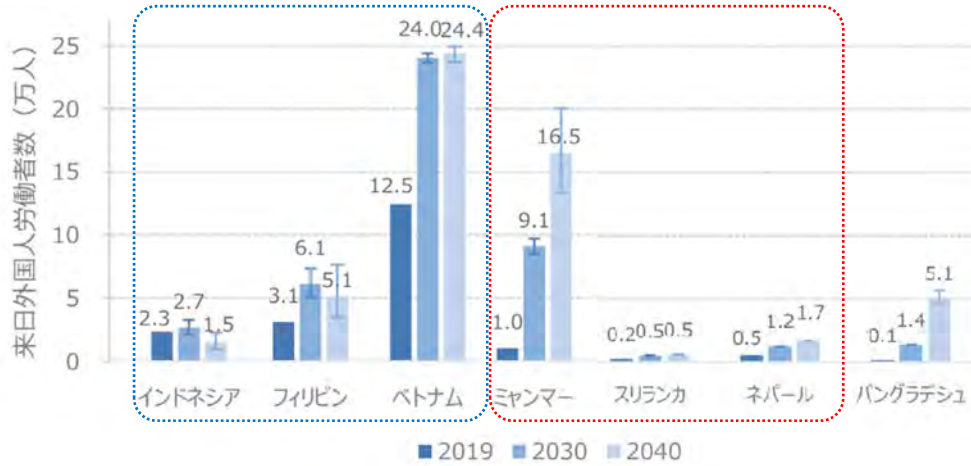
造船分野における技能実習・特定技能等の現状

- ◆ **外国人労働者数**はコロナ禍により一時期減少したが、その後の入国制限の緩和や造船事業者の操業度上昇に伴い回復し、**2024年3月には1万2千人を超え、過去最高を記録**。
- ◆ **技能実習生と特定技能者の主要な供給国は、フィリピン、インドネシア、ベトナム**の3か国。



- ◆ JICAの調査によれば、**従来の主要人材供給国**である**フィリピン**、**インドネシア**、**ベトナム**は、**2030年～2040年の来日外国人労働者数は頭打ちか減少**と推定。
- ◆ **ミャンマー**や**ネパール**などは、我が国に人材を供給する**将来的なポテンシャルが高い**と推定。

●国籍別の来日外国人労働者数（総フロー）の推計結果



注：棒グラフが中位推計、エラーバーの上端が高位推計、下端が低位推計。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）の「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」（2022年3月）

※この調査においては、人材送出国から来日する可能性のある外国人労働者数（労働供給ポテンシャル）について、当該国の人口動態及び経済動向を基に推計を行っている。

3. スリランカの調査結果

3-1. スリランカの概要・雇用情勢

スリランカの調査対象都市の選定



造船業の地域的な特性

- ◆ スリランカにおいて**一般商船を建造**しているのは、コロomboドックヤード1社のみ。
- ◆ 他の造船所は、主に20GT未満の漁船を建造（非鋼製船体）。



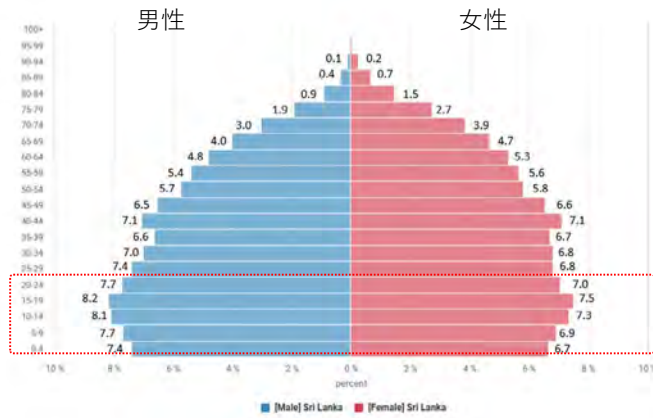
調査対象都市としては、**コロombo**を選定（ただし、日本語訓練施設があるハンバントータも訪問）

スリランカの雇用情勢

- ◆ スリランカの人口規模は、2024年時点で**2192万人**※。
- ◆ 少子化傾向は見られるが、人口に占める**24歳以下の若年層は約4割（37%）**。
- ◆ 一方、**若年層の失業率は高く**、国内には**雇用の受け皿が不足**。

※世界銀行データ

●人口構成比（2024年）



出典：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division. World Population Prospects: The 2024

●労働人口と失業率

（単位：1000人）

	スリランカ	日本
15歳以上の人口	17,306	110,170
労働人口	8,480	69,250
失業率	5.0%	2.6%
失業率（15-24歳）	22.3%	—
15歳以上の労働力率	49.7%	63%

出典：総務省統計局「労働力調査基本集計」の2023年時データ及び世界銀行データ（※スリランカのデータは2024年時）

調査対象都市における賃金水準

- ◆ **ワーカー（経験3年程度）及びエンジニア（大卒経験5年程度）の賃金水準**を見てみると、**スリランカはミャンマーと同水準**であり、**造船分野の主要人材供給国（インドネシア、ベトナム、フィリピン）よりも相当程度低い**。

表1 調査済6カ国の賃金水準（単位：米ドル）

月額給与	インドネシア	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	スリランカ	ネパール
	ジャカルタ	ホーチミン	マニラ	ヤンゴン	コロンボ	—
ワーカー（一般工職）	475	329	314	148	139	—
エンジニア（中堅技術者）	600	619	478	351	236	—
中間管理職（課長クラス）	1,295	1,215	1,042	713	640	—

注1：製造業対象。ワーカーは経験3年程度、エンジニアは大卒経験5年程度、中間管理職は大卒経験10年程度。基本給のみで、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含まない。

注2：調査実施時期は、いずれの国も2024年10月1日～11月30日。

出典：JETRO HP 投資コスト比較より作成

表2 調査済6カ国の一人当たりGDP（単位：米ドル）

	インドネシア	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	スリランカ	ネパール
一人当たりGDP	4960	4700	4089	1206	4516	1434

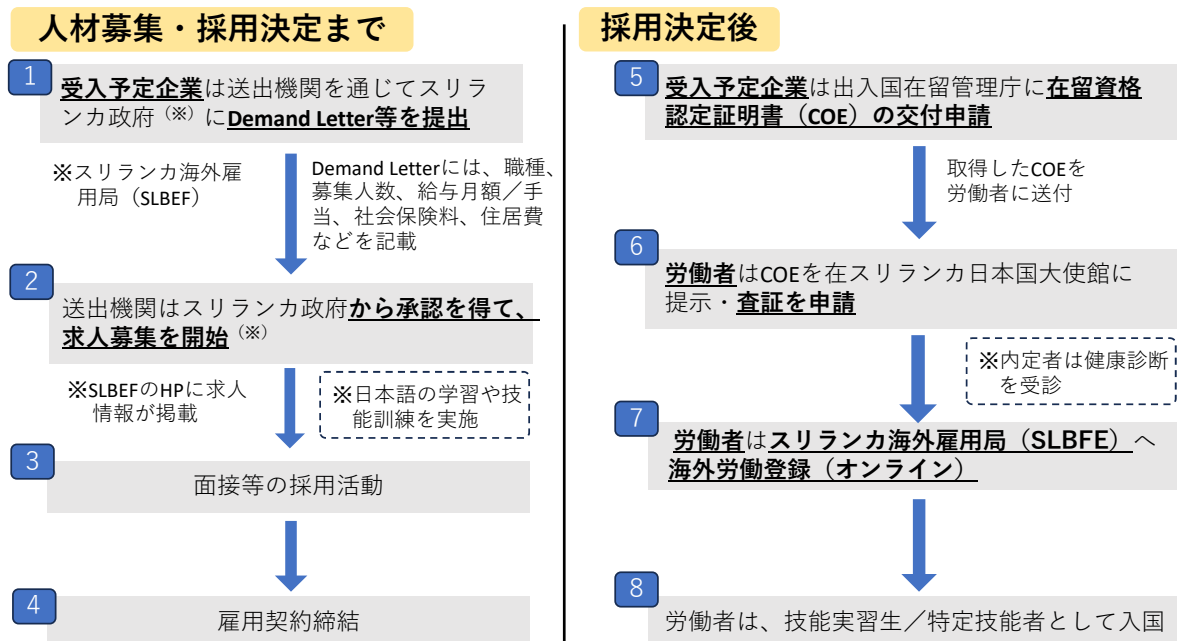
出典：アジア開発銀行DBより作成

3-2. スリランカの労働者の育成・送付

スリランカ人労働者の雇用の流れ

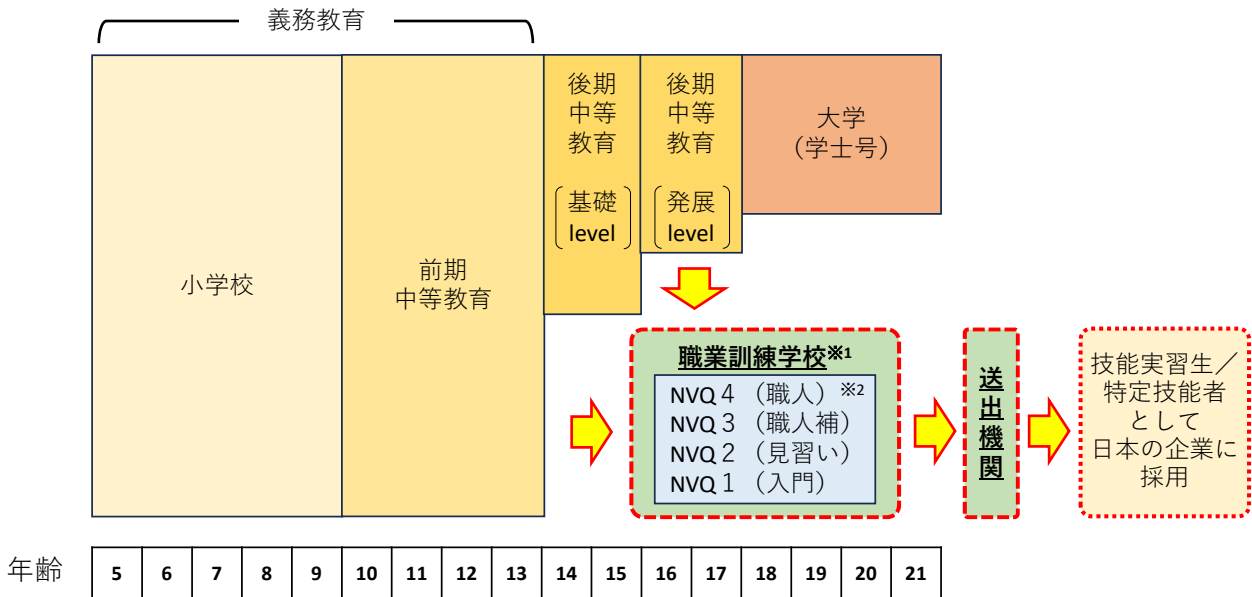
◆ スリランカにおける技能実習生／特定技能者の人材募集から日本入国までの流れについては、特段固有の手続きは見当たらない。

注) 労働者と雇用主の費用分担は明確でないため、送付機関等への確認が必要。



【参考】 (SLBEFのHP) https://applications.slbfe.lk/feb/feo/jsearchresults_cn2.asp

- ◆ **初等教育5年**（小学校）及び**前期中等教育4年**が**義務教育**。
- ◆ **職業訓練学校**に入学する者の学歴は様々であるが、**後期中等学校基礎レベルの卒業者は NVQ 2**（National Vocational Qualifications Level 2）**からが一般的**。



※1：技術訓練学校には、教育省傘下の**NAITA (National Apprenticeship and Industrial Training Authority)**のほか、民間も存在。
 ※2：国家職業資格（NVQ；National Vocational Qualifications）の取得するためには、職業訓練学校で座学・訓練を受け、民間企業でOJTを受けた後、最終試験にパスすることが必要。NVQ4の取得者の年齢は、一般的に24～26歳。

スリランカの職業訓練学校の例

NAITA (National Apprenticeship and Industrial Training Authority)

<訓練内容等>

- ◆ NVQの**Level3 (NVQ3)** 及び**Level4 (NVQ4)** を得るための**溶接訓練コースを提供**しており、それぞれ期間は1年6か月と3年。
- ◆ **訓練学校での座学・技能訓練**と**企業におけるOJT**により構成。**最終試験**もあり。
- ◆ OJTは、**コロンボドックヤード**、Ceylon Petroleum Corporation（国営石油会社）等で実施。

<訓練実施体制>

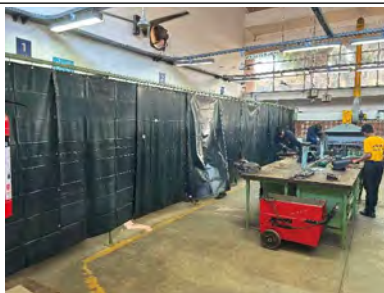
- ◆ 訪問したカトゥベッタ（Katubeddo）校以外でも**42箇所**で**溶接技能を教えている**。
- ◆ NAITA全体では**22名の溶接技能の講師**が勤務。うちカトゥベッタ校は4名。
- ◆ NAITAのカトゥベッタ校では毎年160人が卒業。**コロンボドックヤードのOJT受講者は60名**。

（参考）NAITAにはJICAの無償資金協力で設立された自動車整備士の養成施設（※）もあり。
 OJT先はトヨタや日産系整備工場などが中心。

※Automobile Engineering Training Institute
 (通称Japan Tech)



NAITA Katubedda校



溶接技能訓練場



溶接訓練の様子

Colombo Dockyard PLC

<造船所の概要等>

- ◆ 1974年に3つのドライドックを持つイギリスの造船所を譲り受けて設立。1988年に第4ドックを整備し、新造と修繕用のドックはそれぞれ2つずつ。
- ◆ **1993年に尾道造船が51%の株式を取得**したが、2025年にインドのマザゴンドックとの間で株式の売却に係る契約を締結。
- ◆ 2019年の**KDDI向けケーブル敷設船**などNK船級船の**建造実績**もあり。

<技能訓練センターの概要>

- ◆ **年間約350人**の訓練生に対して**無償でCO2溶接の訓練を提供**（自社採用は10～20人）。
- ◆ NVQ4の訓練生の場合、**最初の6ヶ月**は技能訓練センターで**基礎的な技能や知識を習得**。**その後1年間**は一人の訓練生に対して**二人のトレーナーが付いて現場作業**に従事。

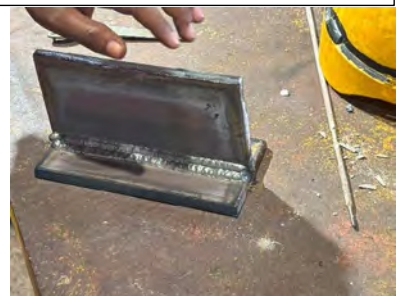
（参考）日本への派遣に特化した訓練をビジネスベースで行うことも検討可能とのこと。



コロンボドックヤード外観



溶接技能訓練場



溶接技能訓練の作品

スリランカの民間訓練施設の例

B & B Skill Development Center

<送出し実績等>

- ◆ **NVQ4のFCAW溶接**を習得することが可能な**1年間の訓練コースを提供**。
- ◆ 後半6か月は、**コロンボドックヤード**（全体の1割）などで**OJTを実施**。
- ◆ 3年間の**実務経験者向けにAWS***の溶接資格が得られる**トレーニングも提供**。

※American Welding Society

<訓練実績>

- ◆ **設立から4年でNVQ4の資格取得者は150名**。AWSの資格を取得して**サムスンやヒュンダイ**などの造船所に派遣された技能者は**800名以上**（最近、韓国の募集は減少）。

<訓練施設・体制>

- ◆ 溶接設備としては**FCAW、MIG溶接、TIG溶接の設備を80台保有**。
- ◆ **トレーナーは4名**。TVEC（高等職業教育委員会）に登録されている資格者を採用。

（参考）まもなく**日本語クラスを開講する予定**とのこと（2025年8月訪問時）。



B&Bの建屋外観



MIG溶接の訓練施設



TIG溶接の訓練施設

スリランカの日本語訓練施設の例

SLBFEタンゴール校

<タンゴール校の概要>

- ◆ **スリランカ海外雇用局 (SLBFE) 管轄の語学学校** (介護の技能訓練も提供*)。
- ◆ **日本語クラスの運営等は (公財) 国際人材育成機構 (略称アイム・ジャパン) も講師及び費用面で協力。**

※建設業の技能はB&B Skill Development Centreなどの民間の訓練施設と連携

<日本語クラス>

- ◆ **4ヶ月の研修によりN5レベルの日本語能力**を習得 (介護はN4)。

<受講資格等>

- ◆ **後期中等教育 (発展レベル) を修了**して(大学受験を行い、) **証明書***を取得していること。
- ◆ **筆記試験** (簡単な平仮名や算数)、日本に行く意欲を確認する **面接試験、体力試験の合格**
- ◆ 4ヶ月間の研修は全寮制で行われるため、**集団生活に馴染める**こと。

※GCE A level. NVQ 3はGCE A levelに相当すると見なされる。

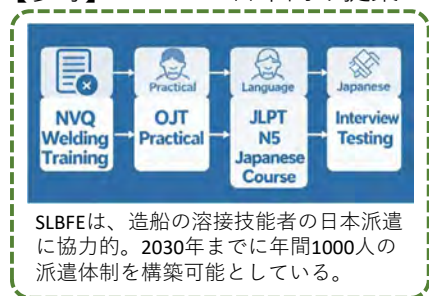


タンゴール校外観



日本語クラスの様子

【参考】SLBEFの日本向け提案



スリランカの国民性等

国民性

- **素直に相手の指示に従い**、関係性を保ちながら仕事を進めることに長けている。
- **親切で丁寧な性格**の者が多く、ホスピタリティの高さは評判が良い。
- **手先が器用**で、工芸メーカーの評判も良い。
- **基本的に親日的**であり、就労に当たって安全・安心な日本を選択する者が多い。

言語能力

- **英語ができる**ことも評価している企業が多い。
- 他方、**日本語能力はそこまで高いわけではない**。(フィリピンやベトナムよりは良いが、バングラデシュやインドネシアよりは劣っているとの指摘もあり。)

主な留意点

- **控えめの性格**であることから**コミュニケーションを積極的に取らない**面もあり。
- 母国に主だった産業がないことから、技能実習を修了して帰国する者は珍しく、**特定技能者になって日本に滞在し続ける者が多い**。
- 一方で、ベトナムやバングラデシュからの労働者に見られるような**永住まで考えている者はいない**。

3-3. スリランカの経済状況

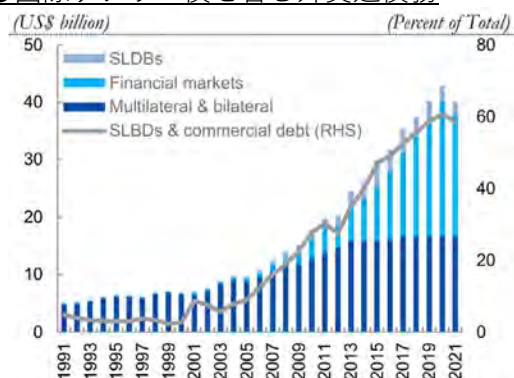
23

JETRO SINGAPORE (Japan External Trade Organization)

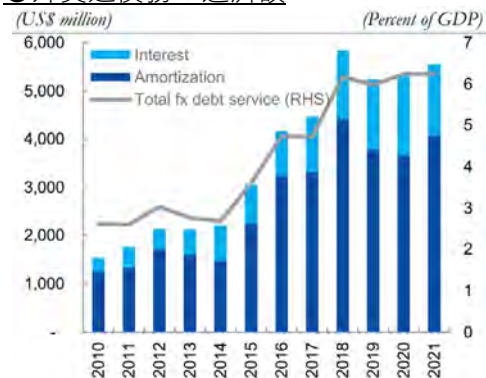
スリランカの経済状況（2022年のデフォルトの経緯）^{JETRO SINGAPORE}

- ◆ スリランカの外貨調達は、主に観光や出稼ぎ労働者の海外送金に依存している。
- ◆ 1983年より民族間の対立により発生していた内戦が終盤に向かう中で、疲弊した国内経済の立て直しや破壊されたインフラの整備を進めるため、2007年から国際ソブリン債を発行。
- ◆ 2019年4月のイスラム過激派テロにより250人以上が死亡。2020年からのコロナ禍も加わり、外貨準備高が2019年末の76億USDから2021年末には4億USDまで減少。
- ◆ 一方、債務返済額は、2018年から50億USDを上回るようになり、2022年4月には対外債務の返済を一時停止し、デフォルトに陥ることとなった。

●国際ソブリン債を含む外貨建債務



●外貨建債務の返済額



(出展) The Sri Lanka Development Update, October 2022 (The World Bank)

JETRO SINGAPORE (Japan External Trade Organization)

24

- ◆ デフォルトの影響により、コロンボドックヤードにおいては、高金利のローンや銀行保証の拒絶により新造事業の実施が困難になる事態が発生。
- ◆ スリランカは、デフォルトの脱却・経済の安定化に向けて、①IMF支援プログラムの導入、②債務再編交渉、③国内の財政改革を実施。
- ◆ デフォルトは脱したが、外貨調達は未だ観光と海外送金に依存していることから、産業構造の転換や財政改革などの継続的な取組が必要。

①IMF支援プログラム

- 2023年3月、約30億USD規模の融資枠についてIMFの理事会が承認。

②債務再編交渉

- 二国間債務（約111億USD）については、日本、インド、フランスを共同議長とする公式債権者委員会（OCC）との交渉により、返済期間の延長や金利条件の緩和などの再編について合意。また、中国輸出入銀行（China EXIM Bank）とも再編について合意。
- 国際ソブリン債（142億USD）についても、民間債権者や中国開発銀行（China Development Bank）と再編について合意

③国内の財政改革

- 財政再建のための歳入増加に向けて、税制改革（個人所得税の累進性強化、法人所得税と付加価値税の課税ベースの拡大）などを実施。

3-4. スリランカのまとめ

(1) 賃金面のポテンシャル

- **スリランカの賃金水準**は低く、主要供給国と比べると**相当程度の優位性**がある。

(2) 規模の面でのポテンシャル

- 総人口としては決して大きくはないが、**若年層の厚みは魅力**。
- 国内の失業率が高く、**海外に出稼ぎに行かざるを得ない状況**も追い風。

(3) 技能水準面のポテンシャル

- **造船産業の育成は、NK船級船の建造実績があるコロンボドックヤードが関与**。
- **国家レベルでの技能者の育成システムが整備**されており、**官民が協力して技能者を育成**している印象。
- **スリランカ海外雇用局（SLBEF）は、造船技能者の育成・日本派遣に協力的**。

(4) 今後のポイント

- スリランカはデフォルトの危機を脱したが、その影響が残るコロンボドックヤードの今後は不透明。
- SLBEFと協力し、コロンボドックヤード等の民間OJT施設も巻き込みつつ、**日本向けの造船技能者を育成する仕組みの構築について検討することが有益**か。

【※参考】最近は韓国からの造船技能者の派遣要請が少なくなっているとの情報あり。

4. ネパールの調査結果

4-1. ネパールの概要・雇用情勢

ネパールの調査対象都市の選定

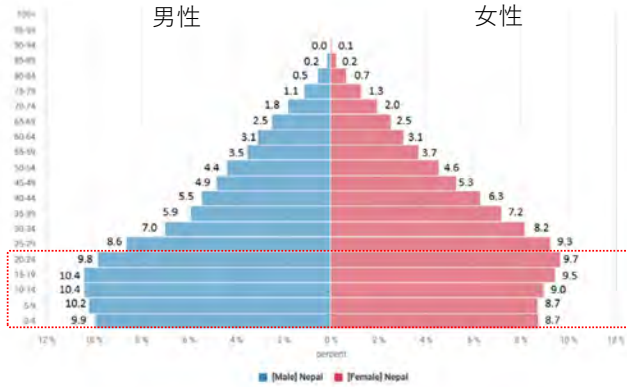
- ◆ ネパールにおける主要な産業は、農林業、貿易・卸売り業、不動産業などであり、**地理的な制約もあり造船産業はない。**
- ◆ **送付機関の中心地**でもある**首都のカトマンズ**を調査対象都市として選定。



ネパールの雇用情勢

- ◆ ネパールの人口規模は、2024年時点で**2965万人**。
- ◆ 人口に占める**24歳以下の若年層の割合が高い**（約5割）ことが特徴。
- ◆ 一方、**若年層の失業率は高く**、国内には**雇用の受け皿が不足**。

●人口構成比（2024年）



出典：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division. World Population Prospects: The 2024

●労働人口と失業率（単位：1000人）

	ネパール	日本
15歳以上の人口	21,221	110,170
労働人口	8,453	69,250
失業率	10.7%	2.6%
失業率（15-24歳）	20.8%	—
15歳以上の労働力率	39.7%	63%

出典：総務省統計局「労働力調査基本集計」の2023年時データ及び世界銀行DB2024年度データ

調査対象都市における賃金水準

- ◆ **ワーカー（経験3年程度）及びエンジニア（大卒経験5年程度）の賃金水準**をしてみると、**ネパールについては不明**であるものの、**一人当たりGDPよりミャンマー等と同水準であると推定**される。

表1 調査済6カ国の賃金水準（単位：米ドル）

月額給与	インドネシア	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	スリランカ	ネパール
	ジャカルタ	ホーチミン	マニラ	ヤンゴン	コロンボ	—
ワーカー（一般工職）	475	329	314	148	139	—
エンジニア（中堅技術者）	600	619	478	351	236	—
中間管理職（課長クラス）	1,295	1,215	1,042	713	640	—

注1：製造業対象。ワーカーは経験3年程度、エンジニアは大卒経験5年程度、中間管理職は大卒経験10年程度。基本給のみで、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含まない。

注2：調査実施時期は、いずれの国も2024年10月1日～11月30日。

出典：JETRO HP 投資コスト比較より作成

表2 調査済6カ国の一人当たりGDP（単位：米ドル）

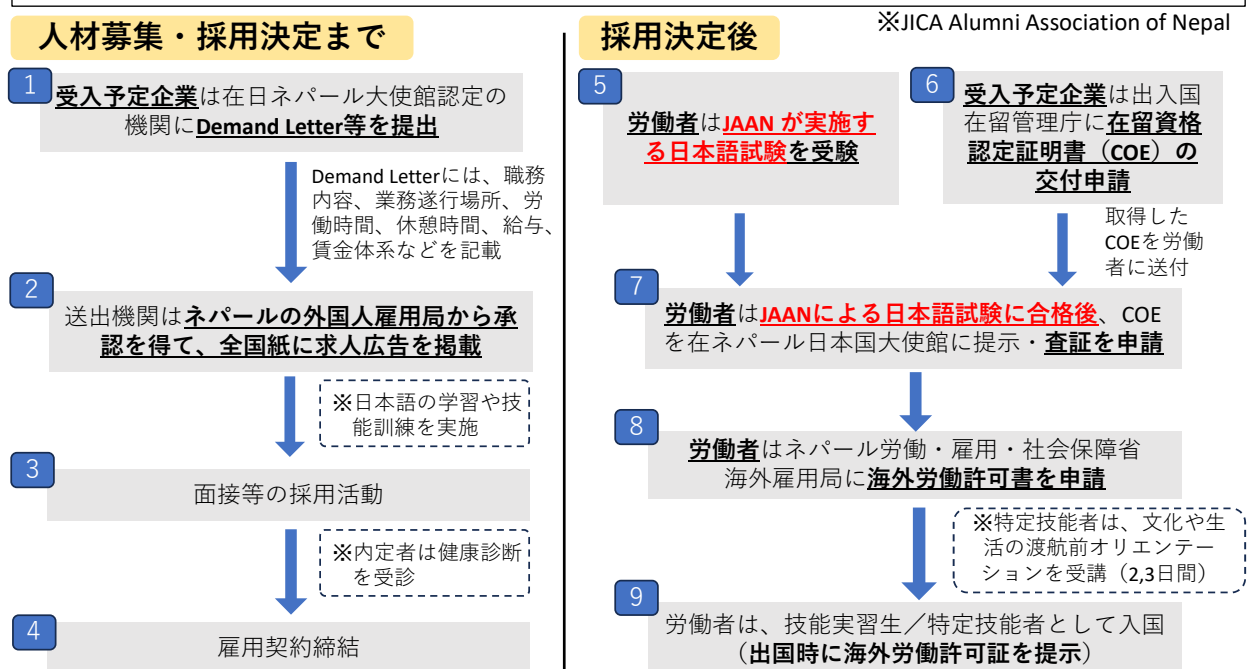
	インドネシア	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	スリランカ	ネパール
一人当たりGDP	4960	4700	4089	1206	4516	1434

出典：アジア開発銀行DBより作成

4-2. ネパールの労働者の育成・送出

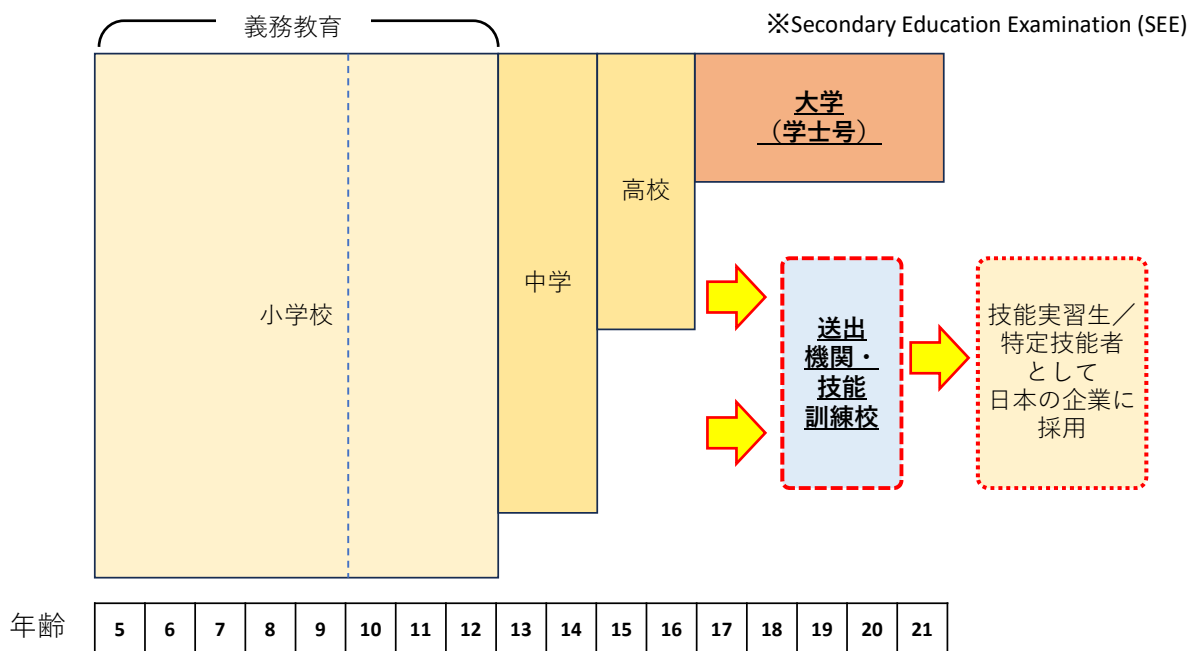
ネパール人労働者の雇用の流れ

◆ **技能実習生に対しては、採用決定後も特定機関（JAAN※）による日本語試験が実施されており、合格が日本での就労の条件になっていることに留意が必要。**



※【1】及び【5】の手続きは、技能実習生のみ（ただし今後の制度改正には留意が必要）。
 ※労働者と雇用主の費用分担は明確でないため、送出機関等への確認が必要。

- ◆ **初等教育**（小学校）**8年**が**義務教育**。高校入学には進学試験※あり。
- ◆ 語学が求められる特定技能は高卒が多く、**技能実習生は中卒以下が多い傾向**あり。
- ◆ **海外就労希望者**は、**送出機関や技能訓練校**で語学や技能を習得。



ネパールの民間訓練センター・送出し機関の例

(1) 送出機関・技能訓練センター①

<送出し実績等>

- ◆ 2002年の設立以降、2015年まで毎年4000人以上のネパール人労働者を海外へ派遣。
- ◆ 中東での就労の忌避やコロナの影響により、最近では毎年3000人を割り込み。
- ◆ **日本への送出しは日本法人を設立した2022年からであり、介護、外食、宿泊業の特定技能者を中心に現在は年間600人を派遣。**

<日本語クラス>

- ◆ **日本での就労希望者に入学試験**を課しており、**合格者は特定技能向け**の全日制日本語クラスに、**不合格者は技能実習生向け**の午前みの日本語クラスに入学。

<技能訓練センター>

- ◆ 現在、**日本向けの溶接技能者の訓練センターはなく、中東向けの訓練センターのみ運営。**
- ◆ 溶接設備としてはMIG溶接、CO2溶接及びTIG溶接用の設備を保有。講師は実務経験なし。



全日制日本語クラス



溶接訓練の結果①



溶接訓練の結果②

(2) 送出国・技能訓練センター② ※デモにより視察は実施出来ず

<送出し実績等>

- ◆ 1996年の設立以来、中東やマレーシアを中心に毎年7000人～8000人を派遣。
- ◆ 中東やマレーシア向けの労働者は、6、7割が建設分野。
- ◆ 日本にはこれまで約310人を派遣。うち技能実習生は90名、特定技能者は220名。

<日本語クラス>

- ◆ 日本語の授業は、技能実習生には採用前にN5目標で300時間（約3か月）。採用後はN4目標で350時間。特定技能者も採用後のCOEを待つ間に日本語授業を実施。

<技能訓練センター>

- ◆ 技能訓練校には5、6台の溶接機を保有。溶接技能の講師は常勤で3名在籍しており、専門的な職場での就労経験あり。
- ◆ 建設分野は高卒から人気がないため、建設分野でも応募する地方の中卒に声かけ。



日本語教室



溶接訓練ブース



溶接訓練の結果

ネパールのカトマンズ大学訓練センター

○ Kathmandu University Technical Training Center (KUTTC)

①概要

- ◆ KOICAの支援により2014年設立された学生向けのカトマンズ大学傘下の技術訓練施設であり、CTEVT（技術教育・職業訓練評議会）の認可機関ではない。
- ◆ 設備は韓国企業が納入しており、溶接設備についてはPOSCOが提供。
- ◆ 電気工学訓練コースや自動車工学コースなど、基本的には学士課程の学生向けに実技訓練を提供。（※韓国向けの技能者の養成・送出しは実施していない。）

②連携の可能性

- ◆ 溶接ブースが10区画あり、TIG溶接機とMIG・MAG（CO2）溶接機をそれぞれ10台保有。
- ◆ 学生向けに使用されているが、常時稼働している訳ではなく、時間調整により企業との提携訓練コースで使用することも可能。ただし、修了証はカトマンズ大学が発出。
- ◆ 学士課程の学生が現場の溶接技能者（技能実習生を含む）になることは考えられないため、訓練生は別途募集する必要あり。



溶接ブース外観



溶接ブースの内部



溶接訓練の結果

国民性

- 一般的なネパール人の労働者は、就労意欲が旺盛で、まじめな性格の人が多くと言われる。
- ひかえめで遠慮深い人が多いという気質は日本社会とも親和性があるが、従順な性格から、理解できていなくても「はい」と返事をしてしまう傾向がある。

言語能力

- 公用語はネパール語と英語で、特に英語は小学校から教育が始まることもあり、英語が流暢に話せる人が多い。
- 日本語については、ネパールとバングラデシュの言語は日本語と文法が同じであるため、ネパール人の日本語能力は比較的高い。（ミャンマー人とほぼ同レベルであるが、ネパールの方がしっかりとした受け答えをする印象との評価も）

主な留意点

- 「お釈迦様の生まれた国」と言われるが、ネパール国民の8割はヒンドゥー教徒。（参考）ヒンドゥー教徒（81.3%）、仏教徒（9.0%）、イスラム教徒（4.4%）他
- カースト制度は表面上は廃止されているものの、実態上は根深く残っている部分もあり留意が必要（※詳細は後述）。

4-3. ネパール9.8デモの影響

9.8デモ事件の概要・経緯

- 【9月6日】ネパール政府は9月4日から主要SNSの使用を禁止。（※出張者入国）
- 【9月8日】政治腐敗への若者層の不満が爆発。抗議活動が勃発・激化。政府はこれに対し発砲。少なくとも19人死亡、約300人が負傷。政府は外出禁止令を発令。
- 【9月9日】SNSの使用禁止を解除。ラメシュ・レハク内務大臣が辞任。抗議活動は納まらず、大統領公邸を含む複数の政府関係施設などに放火。カドガ・プラサード・シャルマ・オリ首相が辞任。トリブバン国際空港が閉鎖。同日夜よりネパール軍が治安活動を開始。
- 【9月10日】トリブバン国際空港の閉鎖は解除。（※出張者は12日に出国）
- 【9月13日】外出禁止令が解除。最終的には72人が死亡し、2,000人以上が負傷。

■デモの様子



■国会に突入するデモ隊



■デモ隊に向けて発砲する警官隊



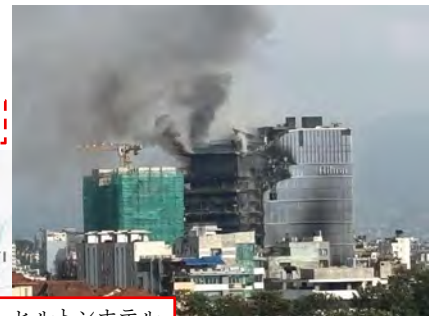
9.8デモ事件の概要・経緯

◆滞在ホテル周辺におけるデモの状況

■襲撃された大統領公邸



■襲撃されたヒルトンホテル



外出禁止令対象エリア

大統領公邸 (※襲撃対象)

日本大使館

宿泊ホテル

カトマंडウ

ヒルトンホテル (※襲撃対象)

トリブバン国際空港

ネパール国会 (※襲撃対象)

■国会周辺のデモの様子



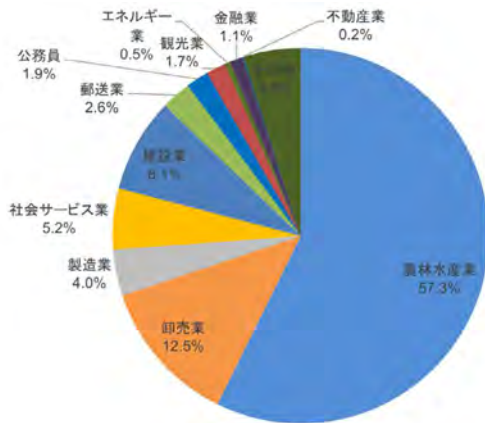
■襲撃された国会



9.8デモ事件の背景（経済的要因）

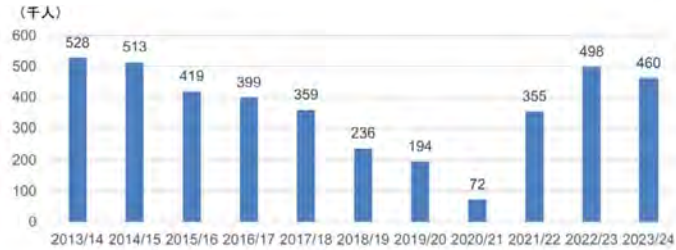
- ◆ ネパールの人口構成の大部分を占める**若年層の失業率は約20%**。
- ◆ **国内の雇用機会が不足しており、GDPの約4分の1は海外送金に依存。**

◆産業別労働人口及び雇用状況



「図説 ネパール経済2025」（2025年2月 在ネパール日本国大使館公表）

◆海外出稼ぎ者数の推移



◆郷里送金額とGDP比の推移



9.8デモ事件の背景（政治的要因）

- ◆ 王政から共和制に移行した2008年以降、**慢性的な政府の腐敗により17年間で14回も政権交代**。
- ◆ **主要3政党**（※）**の入れ替わりにすぎず、国民からは利己的なエリート層による富の横領と見なされている。**

- ※ ■ ネパール会議派 (NC)
- ネパール共産党 (統一マルクス・レーニン主義派) (CPN-UML)
- ネパール共産党 (マオイスト・センター) (CPN-MC)

◆政府の腐敗を示す事件の例

【金密輸事件】

2023年7月、ネパール史上最大量の金61キログラムがトリブバン国際空港から密輸され、歳入局の強制捜査で押収。密輸に関与した税関職員、仲買人を含む21人が逮捕。捜査の過程で、密売人らはCPN-MCの指導者や党関係者らと頻りに接触していたことが判明。

出展：「アジア動向年報“2023年のネパール 政界再編、汚職問題に揺れたダハール政権”」（佐野 麻由子著）

【閣僚によるひき逃げ事件】

2025年9月6日、コシ州のラム・バハドゥル・マガル経済企画大臣を乗せた車が11歳の少女に衝突し、少女は軽傷を負ったが同大臣の車は少女を放置して走り去った。

出展：IIS (International Institute for Strategic Studies) report “Political upheaval in Nepal”

◆2008年以降の政権の変遷

首相	在任期間	政権政党
Pushpa Kamal Dahal 'Prachanda'	2008.08 - 2009.05	Communist Party of Nepal (CPN) (Maoist Centre)
Madhav Kumar Nepal	2009.05 - 2011.02	Communist Party of Nepal (Unified Marxist-Leninist) (CPN-UML)
Jhala Nath Khanal	2011.02 - 2011.08	Communist Party of Nepal (Unified Marxist-Leninist) (CPN-UML)
Baburam Bhattarai	2011.08 - 2013.03	Unified Communist Party of Nepal (UCPN) (Maoist)
Khil Raj Regmi (interim)	2013.03 - 2014.02	Non-partisan (chief justice)
Sushil Koirala	2014.02 - 2015.10	Nepali Congress (NC)
K.P. Sharma Oli	2015.10 - 2016.08	Communist Party of Nepal (Unified Marxist-Leninist) (CPN-UML)
Pushpa Kamal Dahal 'Prachanda'	2016.08 - 2017.06	Communist Party of Nepal (CPN) (Maoist Centre)
Sher Bahadur Deuba	2017.06 - 2018.02	Nepali Congress (NC)
K.P. Sharma Oli	2018.02 - 2021.07	Nepal Communist Party
Sher Bahadur Deuba	2021.07 - 2022.12	Nepali Congress (NC)
Pushpa Kamal Dahal 'Prachanda'	2022.12 - 2024.07	Communist Party of Nepal (CPN) (Maoist Centre)
K.P. Sharma Oli	2024.07 - 2025.09	Communist Party of Nepal (Unified Marxist-Leninist) (CPN-UML)
Sushila Karki (interim)	2025.09 -	Independent

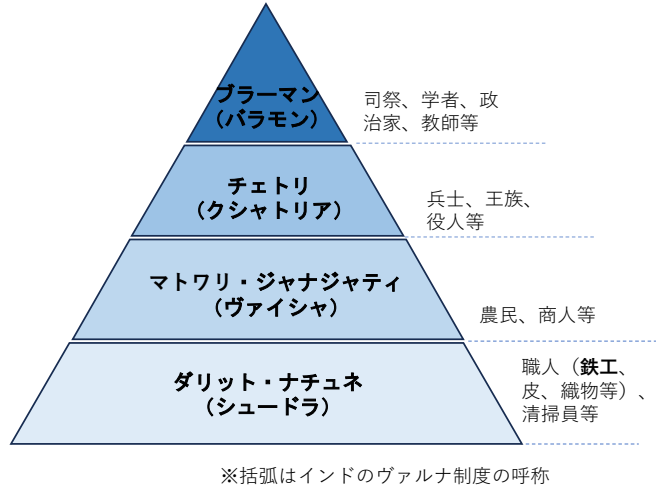
◆ カースト制度により①異なる階層間での結婚や②会食（食べ物や水の受け渡し）、③階層を超えた職業の選択などが制約されてきた過去があり、その影響は未だに存在。

【カースト制度の歴史】

- 12～14世紀にイスラム教徒によるインド大陸侵入の余波を受けてヒンドゥー教徒が移住。
- 1768年、ゴルカ王朝によってネパール統一・建国。
- 1854年、ゴルカ王朝はネパール最初の成文法「ムルキ・アイン（民法典）」を制定し、カースト制度を明文化。
- 1963年の改正により全国民が平等であることを規定。
- 1990年の第一次民主化運動後、新憲法により全国民が平等であることを規定。（ただし、1992年施行の民法では「伝統的な習慣による社会的排除」を容認。）
- 1996年からの内戦を経て、2008年に王制から連邦共和制に移行。
- 2015年、新憲法公布。社会的に排除されてきたダリット、少数民族、女性における平等の権利を保障。

【カースト制度の概要と現状】

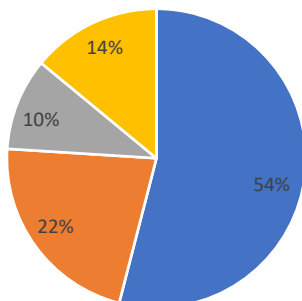
2011年のネパールの人口動態統計によれば、バラモンは12.7%，チェトリは19.2%，ジャナジャティは30.8%，ダリットは14%，その他13.3%。
（出典） UNFPA Nepal 2017



カースト制度の影響

- ◆ 公務員は76%が上位カースト・部族で占められており、下位カーストの割合は少ない。
- ◆ 上場企業の経営管理におけるカースト・民族構成を見ると、下位カーストのジャナジャティの割合は低く、ダリットの参加も極めて少ない。
- ◆ ダリットの学生は、初等教育（小学校）では生徒全体の18%を占めるのに対し、後期中等教育（高校）では11%まで減少。

◆公務員におけるカースト階層構成



■ ブラーマン ■ チェトリ
■ ネワル族 ■ その他

出展：「Civil Service Management in Nepal」(University of Nottingham, Nov. 2018)

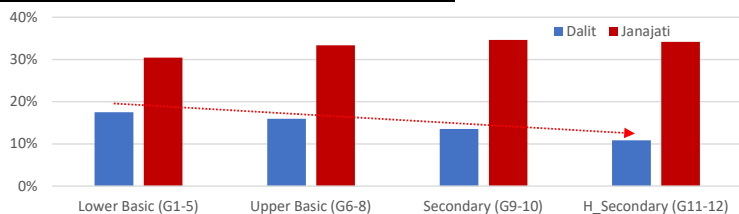
※ネワル族は、主に首都カトマンズに住み、従来からビジネス活動を行っている民族。一般的なネパールのカースト階層とは異なる独自のカースト制度を有する。

◆上場企業のカースト階層構成

業種	ブラーマン	チェトリ	ジャナジャティ	ネワル族等	他	合計
商業銀行 (19社, 146人)	54%	12%	5%	29%	0%	100%
ホテル・観光 (6社)	50%	13%	8%	30%	0%	100%
製造業 (9社, 83人)	29%	8%	2%	54%	6%	100%

出展：ソシエタス総合研究所論文「ネパールにおけるカースト階級に基づく社会的排除と貧困問題」

◆各教育ステージに占めるダリットの割合



出展：ネパール教育省「Flash I REPORT 2081 (2024/25)」より作成

4-4. ネパールのまとめ

47

JETRO SINGAPORE (Japan External Trade Organization)

まとめ

JETRO SINGAPORE

(1) 賃金面のポテンシャル

- ネパールの賃金水準は低く、主要供給国と比べると相当程度の優位性がある。

(2) 規模の面でのポテンシャル

- 総人口としては決して大きくはないが、若年層の厚みは魅力。
- 国内の失業率が高く、海外に出稼ぎに行かざるを得ない状況も追い風。

※2024年末時点で、ネパールからの在留外国人数23万人のうち、多くは留學生（約8万人）であり、技能実習生及び特定技能は1万人程度。

(3) 技能水準面のポテンシャル

- 国内に製造業がほぼないという状況もあり、現状の技能水準は高くはない。
- 技能レベルが育たない背景には、カースト制度が影響している可能性あり。
- 技能レベルの向上には今後も相当程度の時間を要する可能性あり。
- 一方、旧来の制度・慣習は変わり得る可能性があることは注目に値。

(4) 今後のポイント

- 2025年9月8日デモの発生後、シャルマ・オリ首相は辞任し、9月12日に元最高裁長官のシラ・カルキが暫定首相に就任。
- 同日、ネパール国会は解散され、2026年3月に国政選挙が実施される予定。
- 今後の国政選挙を経てどのようにネパールが変わっていくのか注視が必要。

【※参考】造船を含め、最近では韓国向けの技能者の派遣候補者が国内に滞留している状況。

48

JETRO SINGAPORE (Japan External Trade Organization)

5. 全体のまとめ・今後の展望等

全体のまとめ・今後の展望等

(1) 人材派遣の実績

- ・ ミャンマー、スリランカ、ネパールの造船分野の派遣実績は極めて少ない。

(2) 賃金面の優位性

- ・ ワーカー（経験3年程度）について、主要3か国は300USD/月以上。
- ・ ミャンマー、スリランカ、ネパールは150USD/月程度。

(3) 人口規模と将来性

- ・ フィリピンは約1.1億、インドネシアは約2.8億、ベトナムは約1.0億。
- ・ ミャンマーは約5千万、スリランカは約2千万、ネパールは約3千万と見劣りするが、若年層の割合が高く労働力は豊富。

(4) 国内情勢・就労意欲

- ・ ミャンマーは2021年の軍事クーデターにより軍政が支配。欧米等の経済制裁により経済が悪化し、民主派・少数民族との対立により国内治安も悪化。徴兵対象者（18～35歳の男性）に対する出国禁止リスクあり。
- ・ スリランカはデフォルトからの完全脱却を目指す途上。ネパールは政治、経済、社会的問題を背景にデモが発生。いずれも国内失業率が高く、海外出稼ぎに行かざるを得ない状況。

(5) 日本語習得能力等

- ・ 【高】 ミャンマー、ネパール、インドネシア
- ・ 【中】 スリランカ、
- ・ 【低】 ベトナム、フィリピン

※監理団体、受入企業等の評判を基に作成。職種や個人によっても異なる点に留意。

(6) 技能水準等

- ・ ミャンマー及びスリランカはNK船級資格の溶接技能者が訓練を提供する環境があり、比較的溶接技能の水準は高い。(ミャンマーは経済の停滞が続いている状況に留意。)
- ・ ネパールは、国内に製造業がほぼないという状況もあり、現状の技能水準は高くはない。その背景には、カースト制度が影響している可能性あり。

(7) 課題・将来的な供給見込み

- ・ ミャンマーは、徴兵制の問題が解消されれば将来的な人材供給国として有望だが、本年1月末のミャンマーでの選挙は軍政の影響が強く残る結果。他方、海外就労者は貴重な外貨の収入源であり渡航禁止の厳格化は軍政にとって自滅行為。
- ・ スリランカは国家レベルでの技能者の育成システムが整備されており、OJTでコロomboドックヤードも関与しているが、コロomboドックヤードの今後は不透明。スリランカ海外雇用局(SLBEF)は、造船技能者の育成・日本派遣に協力的であり、コロomboドックヤードも巻き込み日本向けの造船技能者を育成する仕組みの構築について検討することが有益か。
- ・ ネパールの技能レベルの向上には今後も相当程度の時間を要する可能性あり。一方、旧来の制度・慣習は変わり得る可能性がある点は注目。

ご清聴ありがとうございました。



JETROシンガポール事務所 船舶部
鈴木 晋也
E-mail: Shinya_Suzuki@jetro.go.jp
TEL: +65-8660-3916

この報告書は、ボートレース事業の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

スリランカ及びネパールの造船業における
若手人材確保及び労働事情調査

2026年（令和8年）3月発行

発行 一般社団法人 日本中小型造船工業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト
TEL 03-3502-2063 FAX 03-3503-1479

一般財団法人 日本船舶技術研究協会

〒107-0052 東京都港区赤坂2-10-9 大阪ガス都市開発赤坂ビル
TEL 03-5575-6426 FAX 03-5114-8941

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。